

津阪東陽『杜律詳解』 訳注稿 (三)

二宮俊博

本稿には、津阪東陽『杜律詳解』巻下の「詠懐古跡五首」から「反照」詩までを収める。原文の「ノ」は「シテ」に、「」は「コト」に、「厩」は「トモ」にそれぞれ改めた。明らかに訓点脱落していると思われる箇所には、これを補った。また詩句の左傍に所々附されている和訓は、※をつけて改行して示した。書き下し文は、紙幅の都合で省略する。なお、詩題の上には便宜的に通し番号を施した。

- 101 詠懐古跡五首 (其一)
- 102 (其二)
- 103 (其三)
- 104 (其四)
- 105 (其五)
- 106 奉送蜀州柏二別駕將中丞命赴江陵起居衛尚書太夫人、因示從閣夜
「弟行軍司馬位」
- 107 閣夜
- 108 昼夢
- 109 雨不絶
- 110 崔評事弟許相迎不到、応慮老夫見泥雨怯出、必衍佳期、走筆
- 111 即事 (暮春三月巫峡長)
「戲簡」
- 112 反照

101 詠懐古跡五首 (其一)

顧註(注1)此因(注2)己懐(注3)而詠(注4)古跡(注5)、故曰詠(注6)懐(注7)古跡(注8)。然トモ文理不穩ナリ、恐クハ屬ス彊辨ニ。吳若本作「詠懐一章古跡四首」、似レリ是。四首ハ實ニ詠ニ宋玉昭君先主孔明ノ古跡(注9)。首篇ハ只是詠ニ懐(注10)、末引ニ庾信(注11)、借テ以自況。非レ詠(注12)スルヲ庾信(注13)。且庾ハ居ニ江陵ニ、夔州(注14)ハ無ニ庾(注15)古跡(注16)。兩地相去(注17)、太白所レ謂千里ノ江陵、故ニ此詩片言モ不涉ニ其古跡(注18)、別ニ爲(注19)ニ一章、明(注20)矣。疑(注21)ハ原各別ニ題シテ曰レ詠(注22)懐(注23)、曰レ詠(注24)ニ古跡(注25)。後因(注26)テ兩ノ詠ノ字ニ而混合シテ爲レト耳。

(注1) 顧宸『註解』に「此の五首、古跡を詠ずと曰はずして懐を古跡に詠ずと曰ふ。蓋し己が懐に因つて古跡を感じる耳」と。宇都宮遷庵の両著にも挙げる。

(注2) 輯註(卷十三)は題下に「吳本は詠懐一章古跡四首に作る」と注する。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。吳本は南宋・紹興三年(一一三三)の後記を附した吳若本のこと。但し、吳若本を底本としたという錢注(卷十五)は、詩題を「詠懐古跡五首」に作る。

(注3) 清・沈德潛『杜詩偶評』に「此の章、庾信を以て自ら況ふ。専ら庾を詠するに非ざるなり」と。但し、「首章は詠懐、下四章は古跡と謂ふ者は非なり」として、これを斥けている。なお、詳解の本文は(詠)の送り仮名を「スルヲ」に作るが、「スルニ」の方がよい。

(注4) 清・陳廷敬『杜律詩話』に「夔州には信が古跡無し」と。庾信が江陵に居住したことは、121「舍弟観が藍田に赴き妻子を取りて江陵に到る、喜んで寄す三首」其三(評注卷二十一)に「庾信羅合俱に宅有り」と詠じられている。この場合の「妻子」は口語で、つまの意。なお、庾信については、後の(注24)も参照。

(注5) 盛唐・李白の七絶「早に白帝城を発す」詩(『唐詩選』卷七)の承句に「千里の江陵一日に還る」と。

(注6) なお、この見方は、清・浦起龍(字は二田。一六七九〜一七六一)後の説と共通する。雍正二年(一七二四)自序の『説杜心解』(卷四之二)に、(注2)に示した輯註の注記を挙げて「此れ頗る見有り。惜しむらくは未だ其の故を疏言せず。愚は則ち謂へらく此の題の四字は、本と両題なり。或いは時を同じうして作る所、譌合して一と為す耳。并せ読むに殊に語を成さず、必ず原文に非ず」云々と説く。ちなみに、『説杜心解』には、寛政十二年(一八〇〇)や宝暦九年(一七五九)の船載記録がある(大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』、関西大学出版会、一九六七年)が、東陽が目撃していたかどうかは、不明。但し、詳解に於いて明らかに心解の説に基づくことと見られる例が他にないことからすれば、東陽が直接これを参考にしたとは今のところ考えにくい。

顧註に「これは自己の懐(胸のうち)によって古跡を詠じたもので、それゆえ(懐を古跡に詠ず)という」と。されど文理(文章のすじめ)はおだやかでなく、おそらくは強弁に属しよう。呉若本に「詠懐一章古跡四首」に作るが、それがよいようだ。四首は実際に宋玉・昭君・先主・孔明の古跡を詠ずる。首篇はただ懐を詠じただけで、末尾に庾信を引くのは、借りて自らを喩える。庾信その人を詠じたのではない。それに庾信は江陵に居り、夔州にはその古跡がない。両地のへだたりは、李太白のいわゆる「千里の江陵」で、それゆえこの詩は片言もその古跡に涉らない、別に一章をなすこと、明らかだ。どうやら元来それぞれ別々に題して「懐を詠ず」、「古跡を詠ず」といったのを、後に両つの「詠」字によって混合して一つにしたのだ。

支離東北風塵ノ際 漂泊西南天地ノ間

※支離：チリク、バラドク 漂泊：ルロウ

支離見_(注7)莊子。形體不全_(注8)カヲカ。此只分離_(注9)也。東北、自夔指_(注10)中原而言。風塵、指_(注11)祿山之亂。當時公走_(注12)三川爲_(注13)賊所_(注14)得、踰_(注15)歲方_(注16)脱_(注17)奔_(注18)鳳翔、得_(注19)謁_(注20)肅宗。流離艱難、具_(注21)見_(注22)集中。今案_(注23)此直言_(注24)目今ノ事。蓋_(注25)悵_(注26)望_(注27)中原而悲_(注28)家鄉弟妹_(注29)際_(注30)離_(注31)于禍亂、不_(注32)得_(注33)相見_(注34)也。西南_(注35)指_(注36)巴蜀。言_(注37)其流_(注38)寓_(注39)天末_(注40)僻隅_(注41)也。天地_(注42)間_(注43)其飄蕩_(注44)不_(注45)定、終_(注46)止_(注47)于何_(注48)許_(注49)也。

(注7) 『集千家註』(卷十五)の王洙注に「支離の字、莊子に見えたり。註に云う、形体支離は全からざる貌」と。字都宮遜庵の増広本にも挙げる。

「莊子」は人間世篇。注は晋・司馬彪のそれ(初唐・陸德明『經典釈文』卷二十五、莊子音義に引く)。

(注8) 『杜律詩話』に「東北風塵は、祿山が乱を指す」と。

(注9) 薛益「分類」(卷一、懷古)に「公、三川に走って賊の爲に得られ、又大鳳翔に走る。故に然云ふなり」と。字都宮遜庵の両著にも挙げる。三川は県名で、今の陝西省富県。唐代は邠州に属する。鳳翔は、今の陝西省鳳翔県。当時、肅宗の行在所があった。

(注10) 杜甫の弟妹については、訳注稿(五)、024「別れを恨む」詩の(注20)および訳注稿(六)、037「韓十四の江東に省観するを送る」詩の(注9)参照。

(注11) 薛益「分類」に「西南は巴蜀を指して言ふ」と。字都宮遜庵の増広本にも挙げる。

「支離」は、『莊子』に見える。身体が完全ではないさま。ここではただ分離する意である。「東北」は、夔州より中原を指して言う。「風塵」は、安祿山の乱を指す。当時、公は三川に走って賊に囚われ、歳をこえてやっと脱出して鳳翔に奔り、肅宗に謁見できた。流離の艱難は、つぶさに集中に見える。今案するに、ここでは直ちに現今の事柄を言う。けだし中原を悵望して家郷の弟妹が禍乱に離れ離れになって、相見ることができないのを悲しむのである。「西南」は、

巴蜀を指す。天末(空のはて)の僻隅に流寓するのを言うのである。
《天地の間》は、あちこち流浪して落ち着かず、結局どこに止まる
ことになるのか、と嘆くのである。

三峽・樓臺淹二日月 五溪ノ衣服共ニ雲山ヲ

※共：イツシヨニスマヒ

三峽ハ謂レ瞿唐峽巫峽歸郷峽ヲ。連互七百里、竝ニ屬ニ夔州ニ。樓臺ハ
謂レ所ノ寓スル西閣ヲ也。淹ルハ日月ヲ淹レ滯スル歳月ヲ也。五溪見前。

共ノ與レ之共ニ處ル也。五溪ノ蠻夷、織ニ績シテ木皮ヲ、染ルニ以ニ草實ヲ、
好ニ五色ノ衣服ヲ、裁製皆有ニ尾形、見後漢南蠻傳。與レ之共ニシテ雲

山ヲ而居ル、言ニ土壤相接スルヲ。嘆ニ夔之僻陋也。

〔注12〕 邵傳『集解』に三峽の下に「瞿唐、歸郷、巫峽」と注する。また『大

明一統志』卷七十、夔州府、山川の条、巫峽に「西陵峽(瞿唐峽の旧名)・

歸郷と並に三峽と称す。連山七百里、略ぼ明く」と。

〔注13〕 薛益『分類』に「日月を淹るは、歳月を淹滞するなり」と。宇都宮逵

庵の増広本にも挙げる。

〔注14〕 汎注稿(七)、046「野望」詩。

〔注15〕 『後漢書』南蛮西夷列伝。輯註に「後漢南蛮伝に、帝の女、槃瓠に

妻す。衣裳を解き去つて、槃瓠の結と爲し、独力の衣を着て、六男六

女を生む。木皮を織績し、染むるに草実を以てし、五色の衣服を好み、

裁製皆尾形有りと」と。輯註は、宇都宮逵庵の増広本にも挙げる。槃瓠

は、犬の名。槃鑿・独力は未詳。

《三峽》は、瞿唐峽・巫峽・歸郷峽のこと。延々七百里にわたり、

いずれも夔州に属する。《樓臺》は、寄寓している西閣のことである。

《日月を淹る》は、歳月を淹滞(むだにぐずぐず)するのである。

《五溪》は、前に見える。《共》は、これと共にいるのである。《五

溪》の蛮夷は、木の皮を績いで織り、草の実で染め、五色の衣服を

好んで、裁縫して仕立てたものにはどれも尾の形がある、『後漢書』

南蛮伝に見える。こんな連中と《雲山》を《共》にして居住するの

は、疆域が相接するのを言う。夔州がむさくらしい僻地であることを

嘆ずるのである。

羯胡事主ニ終ニ無頼 詞客哀時且未還

羯居謁反。羊殺之犗者ヲ爲レ羯ト。謂レ健強也。羯胡ハ謂レ祿山ヲ。

無頼ハ言レ不レ可ニ憑仗也。明皇信シテ祿山ヲ以爲レ可レ恃ム、寵任甚

厚シ、而終ニ負レ恩ニ反逆ス。眞・牒羯狗ナル哉。詞客ハ公自謂レ徒ニ爲レ

詞客ニ、匏ニ繫レ邊州ニ、憂レ國ヲ哀レ時ヲ、悠悠未レ還。嘗テ希テ稷契ヲ、

何ソ其儼タル也。顧註ニ黄維章云、前四句自詠ニ客懷、第五句承

之ヲ、見三四句所敘者皆以ニ祿山之故ニ。第六句起ニ下ノ二句ヲ、

以ニ庚信ヲ自況。哀ハ時ヲ即哀江南之義、是連環法。

〔注16〕 例えば、『古今韻會舉要』に羯字について「居謁の切」とし、「説文に

羊殺の犗するなり。(中略)因つて胡戎を号して羯と爲す」と。〔殺〕は

黒い牡羊。(犗)は去勢。なお、説文の段玉裁注に「羊殺、當に殺羊に作

るべし。広雅に曰く、殺羊の犗するを羯と曰ふ」と。

〔注17〕 薛益『分類』に「羯胡は、祿山を指す」と。宇都宮逵庵の増広本にも

挙げる。

〔注18〕 ちなみに、汎注稿(七)、049「路六侍御入朝するを送る」詩の詳解に「無

頼は頼藉無きなり」とあり、その(注17)も参照。

〔注19〕 『資治通鑑』卷二二七、唐紀三十三、肅宗至徳元載(七五六)正月の条

に、顔泉卿が安祿山を罵つた言葉として「牒羯狗、何ぞ速やかに我を殺

さざる」と。(牒)は、生臭い。

〔注20〕 薛益『分類』に「詞客は公自らの謂なり」と。宇都宮逵庵の両著にも

挙げる。ちなみに、詞客は盛唐から使われ始めた語で、王維・李白・岑

参にそれぞれ一例、儲光義に二例見える。杜詩には「彭州の高三十五使

君適・魏州の岑二十七長史参に寄す三十韻」詩(詳註巻八)に「物情尤

も見る可し、詞客未だ忘るる能はず」とある。

〔注21〕 汎注稿(七)、041「殿中丞駕を枉げて過らる」詩の(注20)参照。

〔注22〕 稷契は、堯舜に仕えた二人の名臣。汎注稿(三)、011「省中の院壁に題す」

詩の(注31)参照。何其儼也、この表現は、『史記』卷九十五、樊噲の伝

に「始め陛下臣等と豊沛に起り、天下を定む、何ぞ其れ壯なるや。今、

天下已に定まる、何ぞ儼るるや」とみえる。

〔注23〕 顧註「註解」に(注26)に挙げた箇所が続いて「黄維章が曰く、前の

四句は自ら客懷を咏す、結の二句は庾信が古跡を点出す。第五句を以て上の四句を承け、《漂泊》《支離》《淹共》の由を見はず。第六句を以て下の二句を起し、《暮年》《蕭瑟》と同じの意を見はず。是れ連環の法」と。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。黄維章については、訳注稿(五)、029

「狂夫」詩の(注10)参照。

《羯》は、居謁の反。牡羊の牯(去勢)したのを羯とする。強健の意である。《羯胡》は、安祿山のこと。《無頼》は、よすがとすることができないのを言うのである。明皇(玄宗)は祿山を信じて頼りがいがあるとみなし、寵任はなはだ厚かったが、しまいに恩に負き反逆した。まごうことなき「臊羯狗」(生臭いえびすの犬畜生)であることよ。《詞客》は、公自らの謂。むざむざやくたいもない(詞客)となつて、辺境の州にぶらさがつた匏のように留まつたまま帰るに帰れず、国を憂え時を哀しむばかりで、悠悠(うかうか)と時を過ごしてまだもどれない。かつて古代の堯舜を輔佐した稷契たらんと願つたのに、なんとといったいしおたれていることか。顧註に引く黄維章の説に云う、「前の四句は自ら旅寝暮らしの情懷を詠じ、第五句はこれを承けて、四句の叙する内容が祿山のせいであるのをあらわす。第六句は下の二句を起し、庾信をもつて自ら諭える。(時を哀しむ)は、とりもなおさず哀江南の意で、連環の法である」と。

庾信平生最蕭瑟 暮年詩賦動三江關

※最：イツチ 蕭瑟：サビシクコ、ロボソシ

庾信初事^(注25)梁^(注26)、元帝^(注27)朝擢^(注28)右衛將軍^(注29)、封^(注30)武康縣侯^(注31)。奉^(注32)使^(注33)聘^(注34)于魏^(注35)、遂^(注36)留^(注37)長安^(注38)、爲^(注39)驃騎大將軍開府儀同三司^(注40)。梁亡^(注41)、陳與^(注42)周通^(注43)好^(注44)。南北^(注45)留^(注46)寓^(注47)之士、各許^(注48)還^(注49)其^(注50)舊國^(注51)。周主^(注52)獨不^(注53)遣^(注54)信。信雖^(注55)位望^(注56)通顯^(注57)、常^(注58)切^(注59)三^(注60)鄉國^(注61)之思^(注62)、乃^(注63)作^(注64)哀江南賦^(注65)、以致^(注66)其^(注67)意^(注68)。中^(注69)云、年始^(注70)二毛^(注71)、即逢^(注72)喪亂^(注73)、至于^(注74)暮齒^(注75)。又云、壯士不^(注76)還^(注77)、寒風蕭瑟^(注78)。即用^(注79)其^(注80)詞^(注81)自況^(注82)。嘆^(注83)哀風日^(注84)甚^(注85)、而最者就^(注86)中^(注87)殊^(注88)甚^(注89)也。詞客飄蕩、平生蕭瑟、古來固^(注90)多^(注91)、而

莫^(注92)甚^(注93)於^(注94)庾信^(注95)。故^(注96)曰^(注97)最蕭瑟^(注98)。深^(注99)憐^(注100)之^(注101)也。動^(注102)三江關^(注103)言^(注104)賦中所^(注105)哀感^(注106)動^(注107)斯^(注108)時人^(注109)。蓋^(注110)公憑^(注111)詩^(注112)遣^(注113)愁^(注114)、如^(注115)秋興八首^(注116)、人傳^(注117)而哀^(注118)之^(注119)也。

(注24) 庾信(字は子山、五一三―五八二)の伝については、『周書』卷四十一および『北史』卷八十一、文苑伝に見える。前者には森野繁夫「庾子山詩集」(白帝社、二〇〇六年)の附録に訳注がある。また興膳宏編『六朝詩人伝』にも訳注(原田直枝執筆)があるが、本文中に載せられている「哀江南の賦」については、これを省略している。ちなみに、この庾信については、(注4)に挙げた他に、杜詩に次のように見える。

・清新たり庾開府、俊逸たり鮑參軍

・「春日李白を憶ふ」詩、詳註卷一

・共に伝ふ庾信を収むと、陳琳を得るに比せず

・「王中允維に奉贈す」詩、詳註卷六

・庾信が文章老いて更に成り、雲を凌ぐ健筆意縱横

・「戯れに六絶句を爲る」其一、詳註卷十一

・庾信哀しむこと久しと雖も、周顧好むこと忘れず

・「兜率寺に上る」詩、詳註卷十二

・荒林庾信の宅、爲に主人に仗りて留まれよ

・「王十六判官を送る」詩、詳註卷十八

・哀傷は庾信に同じく、述作は陳琳に異なる

・「風疾に舟中枕に伏し懷を書す三十六韻、湖南の親友に奉呈す」詩、詳註卷二十三

(注25) 『周書』庾信伝に「信は位望通顯と雖も、常に郷閭の思有り、乃ち哀江南の賦を作り、以て其の意を致すと云ふ」と。

(注26) 薛益「分類」に「哀江南の賦を作る。中に(壯士還らず、寒風蕭瑟)といふ有り。故に公は其の古跡に因つて自ら況ふ」、また顧宸「註解」に「庾信が哀江南の賦、其の詞に曰く、信年始めて二毛、即ち喪亂に逢ひ、暮齒に至る。又た云ふ、壯士還らず、寒風蕭瑟と。末の二句、即ち其の賦の詞を用ふ」と。いずれも宇都宮遯庵の増広本に挙げる。なお、「哀江南の賦」の原文には「即逢喪亂」の下に「貌是流離」(貌かにはれ流離し)の四字がある。二毛は、黒髪と白髪。西晋の潘岳「秋興の賦」の序

〔文選〕卷十三に「余春秋三十有二、始めて二毛を見る」と。
〔注27〕 ちなみに、釈大典『文語解』巻上、最の条に「俚語ノイチ大ナイチ小
ナト云イチニアタル」とし、さらに幾つかの用例を挙げて「コトトクク
イチノ語ニアタルニモ非ザレドモスベテ其中ニテスクレタルヲイフ辞
ナリ」と説く。東陽が施した和訓「イチチ」は、「イチ」を強めた言い方。

〔注28〕 江関については、①庾信の郷関たる江南とする説、②江南・関中とみ
る説、③海内と類義とする説、④夔州にあった旧関の名であることか
ら、夔州を指すとする説があり、東陽は注記していないものの、①の江
南の意に解釈したのではないかと思われる。

①は、張遠『会粹』(巻十五)や仇兆鰲の詳註(巻十七)に見え、陳賡
歎『杜甫評伝』もこれに拠る(下巻、第十七章第十一節)。②は、鈴木虎
雄『杜少陵詩集』(巻十七)に「江関とは江南・関中の二地をいふ」とあ
り、「仇氏は江関を江南の意とし、信初め江南に在りしを以て其地をさ
して江関といふと為せり。今従はず」という。黒川洋一『中国詩人選集
杜甫』も、この説をとる。③は、蕭滌非『杜甫詩選注』(人民文学出版社、
一九七九年)に見え、盧國琛『杜甫詩醇』(浙江大学出版社、二〇〇六年)
も同じ。④は、松原朗『杜甫』詠懐古跡』詩考』古跡の意味するものに
ついて―(専修大学『人文科学年報』第21号、一九九一年)に説かれ、
宋開玉『杜詩釈地』(上海古籍出版社、二〇〇四年)も同様の見解を示
す。

〔庾信〕は、初め南朝の梁に仕え、元帝の朝廷で右衛將軍に拔擢さ
れ、武康県侯に封ぜられた。使を奉じて北朝の魏に聘(表敬訪問)
し、そのまま長安に留められ、驃騎大將軍・開府儀同三司となった。
梁が亡ぶと、陳は周と好を通じ、南と北とに留寓していた人士は、
それぞれその旧国にもどるのを許されたが、周の君主はひとり庾信
を行かせなかった。庾信は官位人望ともに高く世に知られはして
も、常に郷国の思いが痛切で、そこで「哀江南の賦」を作り、その
心持ちを述べた。そのなかに「云う」年始めて二毛、即ち喪乱に逢ひ、
暮齒に至る」、また云う「壯士還らず、寒風蕭瑟」と。とりもなおさ
ずその詞を用いて自らを喩え、袁颯(おとろえ)が日に日にひどく

なるのを嘆ずる。〔最〕は、その中でとりわけはなはだしいことであ
る。〔詞客〕のさすらい飄蕩し、〔平生〕〔蕭瑟〕たる例は、古来もと
より多いが、〔庾信〕よりひどいものはない。それゆえ〔最も蕭瑟〕
という。深くこれを憐れむのである。〔江関を動かす〕は、賦中に哀
しむ内容が当時の人々を感動させたのを言う。けだし公は詩によつ
て憂さ晴らしをしたが、「秋興八首」のような作は、人々が伝えてこ
れを哀しんだのである。

102 (其二)

揺落深知宋玉ノ悲 風流儒雅亦吾師

宋玉ハ楚ノ大夫、歸州ノ人。故宅在焉。歸與夔爲鄰、且夔又有雲
雨臺。故有此詠。蓋頌體也。玉憐其師屈原忠而放
逐、分草木搖落而變衰。此用其辭云、悲哉秋之爲氣也、蕭
瑟兮、草木搖落而變衰也。此用其事、言其賦搖落、悼
師傷時、悲懷無窮、讀者亦即以悲之也。風流ハ稱詞賦之
工。儒雅ハ謂其文學雅正、不爲失儒者之論。故景慕之至、
不惟尙友、直可二以爲レ師也。然不レレテ曰レ是ト而曰レ亦ト、
語有分寸。

〔注1〕 薛益『分類』に「宋玉は四川の歸州の人。婦と夔と隣たり」と。宇都
宮逸庵の両著にも挙げる。『大明一統志』卷六十二、歸州、古蹟の条に宋
玉宅が見え、「歸州旧治の東五里に在り」と。歸州は、今の四川省秭
唄。

- ちなみに、宋玉については、杜詩に次のように見える。
- ・直ちに覚ゆ巫山の暮れ、兼ねて催す宋玉の悲しみ
- 〔雨〕詩、詳註卷十四
- ・悲秋宋玉の宅、路を失す武陵源
- 〔漢中王の手札を奉ず〕詩、詳註卷十五
- ・垂白馮唐老い、清秋宋玉悲しむ
- 〔垂白〕詩、詳註卷十七

・宋玉帰州の宅、雲は通ず白帝城

（「宅に入る」三首其三、詳註巻十八）

・曾て聞く宋玉の宅、毎に荆州に到らんと欲す

（「李功曹の荆州に之くを送り、鄭判官の重ねて贈らるるに充つ」詩、詳註巻十八）

・侍臣双宋玉、戦策而稷苴

（「秋日荆南にて石首の薛明府が満を辞し告別するを送り、薛尚書に奉寄す。徳を頌し懐を叙す、斐然の作三十韻」詩、詳註巻二十一）

・また屈原と併称した例として、

・先生道有り義皇に出で、先生才有り屈宋に過ぐ

（「醉時歌」、詳註巻三）

・羈離屈宋に交はり、牢落顔閔に値ふ

（「鄭十八賁に贈る」詩、詳註巻十四）

・必ずしも伊周の地には、皆屈宋の才を登らしめず

（「秋日荆南の述懐三十韻」詩、詳註巻二十一）

・遅遅として屈宋を恋ひ、渺渺荆衡に臥す

（「覃二判官を送る」詩、詳註巻二十二）

（注2）頌については、六朝梁・劉勰『文心雕龍』頌讚篇に「頌は、容なり。盛徳を美めて形容を述ぶる所以なり」と。これは、後出105「詠懐古跡五首」其五について、『唐詩貫珠』（巻四十五、古跡一）に「全く是れ頌の体」というのを意識したものか。

（注3）後漢・王逸の『楚辞章句』に「九弁は、屈原が弟子、楚の大夫宋玉の作る所なり。其の師忠にして放逐せらるるを閲れみ惜しむ。故に九弁を作り、以て其の志を述ぶと云ふ」と。

（注4）『唐詩貫珠』（巻四十六、古跡二）に「風流は是れ詞賦の工」と。詞賦は、辞賦と同じ。なお、『唐詩貫珠』は詩題を「古跡詠懐」に作る。

（注5）『唐詩貫珠』に（注4）に挙げた箇所に続けて「儒雅は乃ち毎賦必ず道に帰し、以て諷意を寓す。《高唐》の如きは則ち結ぶに《万方を思ひ、国害を憂ふ》を以てす。《神女》は則ち結ぶに《頼して薄か怒りて以て自ら持し、曾て犯干せず》を以てす。《登徒子好色》は則ち結ぶに《心に其の義を顧み、詩を揚げ礼を守りて、終に過差せず》を以てす。儒者の論を失せず。是を以て師とす可し」と。宋玉の「高唐の賦」「神女の賦」

「登徒子好色の賦」は、いずれも『文選』巻十九に収める。

（注6）顧註「註解」に「亦た吾が師」と曰ふ、景行の至り、惟だ尚友のみならず、直ちに之を師とせんと欲す。諸註に云ふ、《亦》の字不滿の意有り。又た云ふ、道德の師に非ず、乃ち文雅の師なりと。何ぞ其れ陋劣なるや」と。宇都宮遷庵の両著にも挙げる。《景行》は、慕い仰ぐ。《尚友》は、時代をさかのぼって古の賢人を友とすること。《孟子》万章下に見える。

《宋玉》は、戦国楚の大夫で、帰州の人。故宅がある。帰州は夔州と隣接し、それに夔州にはさらに雲雨台がある。それゆえこの詠がある。けだし頌の体（スタイル）である。宋玉はその師たる屈原が忠義でありながら放逐せられたのを憐れんで、「九弁」を作つてその志を述べた。その辞に云う、「悲しい哉秋の氣為るや、蕭瑟として草木揺落して変衰す」と。ここではその故事を用い、その《揺落》を賦するのは、師を悼み時を傷んで、《悲》しみの懐いが窮まりなく、読む者もやはりただちに《悲》しむのを言うのである。《風流》は、辞賦が巧妙なのを称する。《儒雅》は、その文学が雅正で、儒者の論を失せぬこと。それゆえ景慕の至りで、ただ尚友たるばかりでなく、直ちに《師》とすることができるのである。されど《是》といわずに《亦》というのは、語に分寸（ちよつとした違い）がある。

悵望千秋一洒淚、蕭條異代不同時

※一：ヒタスラニ

上ノ句承、深知_キ來_ル。宋玉厚_キ其師_ニ、公深_ク知_ル其情_ヲ。故ニ千載之下、悵望相感_シ、爲_シ悲_シ其悲_ヲ而一洒_リ淚_ヲ也。下ノ句承_テ吾師_ヲ、言_フ欽_ニ仰_シ才德_ヲ、直_ニ欲_シレ師_トレトセント之_ヲ。而陳跡蕭條、邈_{カニ}爲_シ異代之人_ニ、不_レ得_テ與_之同_スレトコトヲ時_ヲ、殊_ニ可_レ恨也。司馬相如_カ傳_フ武帝讀_ニ子虛賦_ヲ而善_シ之_ヲ曰、朕獨不_レ得_テ與_ニ此人_ト同_スレトコトヲ時_ヲ哉。此用_レ之_ヲ。公_ニ賦詠播遷_シ、幾_ト與_ニ屈原_ト無_ク異_ナレトコトヲ。而無_ク人_ト爲_レ公_ニ悲_シト之_ヲ如_シ宋玉_ノ者_上。公感_ス其師弟_ノ之義_ニ、所_ニ以_テ深_ク慕_フ不_レ已也。悵望_シ與_ニ蕭條_ト以_テ疊韻_ヲ對_ス。李頎_カ悵望_シ秋天鳴_ニ墜葉_ト、噴_ク吭_ヲ枯柳

宿寒鴉^(注10)。韓偓^(注11)「恨望昔逢^レ襄^ニ繡幔^ヲ、依稀重^テ見托^{スル}金車^ニ、皆是也。此聯流水對。但惜^ク失黏落^ニ平側^ヲ。漁隱叢話^(注12)云、如^ハ老杜[、]此篇與^レ嚴武漫^ニ向^ニ江頭^ニ、韋應物夾^レ水^ヲ蒼山^上、自是一體。

(注7) 『史記』卷二二七、司馬相如列伝に「上(武帝)子虚の賦を讀みて之を善しとして曰く、朕独^ニ此の人と時を同じうするを得^ザらんや」と。『漢書』卷五十七上、司馬相如列伝上も同じ。この故事は、陳廷敬「杜律詩話」に挙げる。

(注8) 邵傳「集解」に「公、貶謫遠播、屈原と異なること無し。惜しむらくは人の公の爲に九弁を作つて悲しむ者無し。則ち公遠く宋玉を師とす。豈に厚く相誣せんや」と。但し、杜甫の身に「貶謫」の語を用いるのは、当たらない。

(注9) 盛唐・李頎の「盧五の旧居に題す」詩(『全唐詩』卷一三四)に、
物在人亡無見期 物在れども人亡して見ゆる期無し
閑庭繫馬不勝悲 閑庭に馬を繋いで悲しみに勝へず
窗前綠竹生空地 窓前の綠竹 空地に生じ
門外青山如舊時 門外の青山 旧時の如し
恨望秋天鳴墜葉 恨望すれば秋天墜葉を鳴らし
嘯^ハ枯柳宿寒鴉 嘯^ハたる枯柳寒鴉宿す
憶君淚落東流水 君を憶うて涙落つ東流の水
歲歲花開知爲誰 歲歲花開くは知んぬ誰が爲ぞ

この詩は『唐詩選』(卷五)にも収め、(題)字を(贈)に、(如)字を(似)に、(秋天)を(青天)に作るが、いずれも劣る。(嘯^ハ)は、ぎざぎざに尖つたさま。疊韻の語。
なお、『夜航詩話』卷二に「同韻重疊成語、語意俱^{トモ}対せずと雖も、只だ疊韻を以て対を取る、亦た詩律の「一法なり」として、この李頎詩の例を挙げる。

(注10) 晚唐・韓偓(八四四〜九三三)の「手を詠ず」詩(『全唐詩』卷六八三)に、
腕白膚紅玉筍芽 腕白く膚紅なり玉筍芽
調琴抽線露尖斜 琴を調べ線を抜き尖斜を露す
背人細捻垂懸鬢 人に背して細く捻る垂懸の鬢
向鏡輕勻襯臉霞 鏡に向いて軽く勻ふ襯臉の霞

恨望昔逢襄繡幔 恨望す昔繡幔を襄ぐるに逢ひ
依稀重見托金車 依稀重ねて見る金車に托するを
後園笑向同行道 後園笑つて向ふ同行の道
摘得靡蕪又折花 靡蕪を摘み得て又た花を折る

この詩は『唐詩貫珠』(卷六十、身体)にも収めるが、(靡蕪)を(荼蘼)に作る。ちなみに、韓偓の集には文化七年(八二一〇)刊の『韓翰林集』、同じく『韓内翰香奩集』という二種類の和刻本があり、いずれも汲古書院刊「和刻本漢詩集成唐詩⑩」に影印を収める。

(注11) 流水對については、訳注稿(二)、001「張氏の隱居に題す」詩の(注13)参照。

(注12) 南宋・胡仔「茗溪漁隱叢話」前集卷七に「七言律詩、第三句に至つて便ち失粘して平側を落とす、亦た是れ一体。唐人此れを用ふるに甚だ多し。今人用ふること少なき耳。老杜が此の篇と嚴武が(漫に江頭に向ふ)、韋應物が(水を蒼山に夾む)との三詩の如き、起頭側声を用ふ、故に第三句も側声を用ふ」と。度会末茂「杜詩評叢」にも挙げる。平字を○、仄(側)字を●、韻字を◎で示すと、杜詩の場合は次のごとくである。

搖落深[●]知[○]宋玉悲 搖落深く知る宋玉の悲しみ
風流儒雅亦吾師 風流儒雅も亦た吾が師
恨望千秋一酒淚 恨望千秋 一に涙を酒ぐ
蕭條異代不同時 蕭條異代 時を同じうせず
江山故宅空文藻 江山故宅 空しく文藻
雲雨荒臺豈夢思 雲雨の荒台 豈に夢に思はんや
最是楚宮俱泯滅 最是楚宮俱に泯滅
舟人指点至今疑 舟人指点して今に至つて疑ふ

嚴武の例は、「杜拾遺が錦江の野亭に寄題す」詩(『全唐詩』卷二六一)。なお、この詩は、訳注稿(七)、043「嚴公野亭に寄題するの作に奉酬す」詩の解題にも挙げる。
漫向江頭把釣竿 漫に江頭に向いて釣竿を把る
懶眠沙草愛風湍 沙草に懶眠して風湍を愛す
莫倚善題鸚鵡賦 倚ること莫れ善く鸚鵡の賦を題するを
何須不著駸駸冠 何ぞ須ひん駸駸冠を著けざるを

腹中書籍幽時に曝
 肘後醫方靜處看
 興發會能馳駿馬
 應須直到使君灘

腹中の書籍 幽時に曝す
 肘後の医方 静処に看る
 興発して會たまなく駿馬を馳す
 應に須らく直ちに使君灘に到るべし

中唐・韋応物（七三五～七九〇）の例は、「葦洛自り舟行して黄河に入る即事。府県の僚友に寄す」詩（『全唐詩』卷一八七）。

夾水蒼山路向東
 東南山豁大河通
 寒樹依微遠天外
 夕陽明滅亂流中
 孤村幾歲臨伊岸
 一雁初晴下朔風
 爲報洛橋遊宦侶
 扁舟不繫與心同

東南山豁にして大河通す
 寒樹依微たり遠天の外
 夕陽明滅す乱流の中
 孤村幾歳か伊岸に臨む
 一雁初めて晴れて朔風に下る
 爲に報ぜよ洛橋遊宦の侶
 扁舟繫がず心と同じと

この詩は、『唐詩選』（卷五）にも収める。また和刻本に宝永三年（一七〇六）刊の『須溪先生校本草蘇州集』があり、汲古書院刊『和刻本漢詩集成唐詩⑧』に影印を収めるが、その卷二では、（幾歳）の（幾）字を（已）に作る。

上の句は、「深く知る」を承けている。（宋玉）がその師に厚きこと、公は「深く」その情義を「知」る。ゆえに千載の下、「悵望」して心感じ、ためにその「悲」しみを悲しんで「一に涙を酒ぐ」のである。下の句は「吾が師」を承け、才能徳義を欽仰し、直ちにこれを「師」としたく思うも、陳き跡は「蕭条」（ひっそり）と寂れはて、はるか（異代）の人となり、「時を同じ」うすることができず、ことのほか恨めしいのを言うのである。司馬相如伝に、武帝が「子虚の賦」を読んで感心して曰く、「朕独ぞこの人と時を同じうするを得ざらんや」と。ここはこれを用いる。公は貶謫流浪の身の上で、ほとんど屈原と異なることがないのに、公のために悲しんでくれる（宋玉）のような者はいない。公はその師弟の情義に心感じ、深く慕ってやまないゆえんである。（悵望」と（蕭条」とは疊韻で対偶表現となつ

ている。李頎の「悵望秋天墮葉鳴り、蟻舩たる枯柳寒鷗宿す」、韓偓の「悵望昔繡幔を巻ぐるに逢ひ、依稀重ねて見る金車に托するを」というのは、いずれもこの例である。この聯は流水対。ただ残念なことに失粘して平仄を踏み外している。『漁隱叢話』に云う、「老杜のこの篇と嚴武の（漫に江頭に向ふ）、韋応物の（水を蒼山に夾む）のような例は、それ自体で別に一つのスタイルだ」と。

江山ノ故宅空エテ藻 雲雨荒臺豈夢ニ思ヤ

此即悵望中ノ想像ニテ詠メテ其風流ニ也。文辭ヲ曰レ藻ト、謂其華麗如器物之飾畫ヲ爲藻文也。空エテ藻ハ嘆ク其人既ニ往テ而遺文獨存スル也。胡燮亭以爲故宅空エテ存ニ梁間文飾之藻、豈其然ハ乎。荒臺ハ謂雲雨臺ノ遺址ヲ。在ニ巫山縣陽臺山上ニ。宋玉カ高唐ノ賦述ニ楚王夢ニ與ニ巫山ノ神女ニ遇ヘシコトヲ、有下朝ニ爲ニ行雲ト暮ニ爲ニ行雨ト之語上、故ニ名ニ云々雲雨臺ト。豈夢ニ思ヤハ無復入レ夢ニ相思者也。蓋江山依然、宅址尚存。而其人ハ不可見、空エテ有ニ遺文而已。巫山之雲雨、依レ舊ニ朝暮時ニ起ル。然トモ豈復有ニ入レ夢ニ相思者乎。荒臺獨存ニテ、虚ノ爲ニ故事談ト耳。曰レ空ト曰レ豈ト、眞ニ一場ノ春夢。後漢ノ東平王所謂其物存シテ其人亡シ、不レ言レ哀ヲ而哀自至ル者也。舊解如是、於義ニ雖レ通スト、神理未レ透、且與ニ最是ニ二句ニ没ニ交渉一矣。顧修遠曰、宋玉本以ニ寓言ヲ作レ賦ヲ、世人相傳、遂ニ以ニ其事ヲ爲レ眞。故ニ曰ニ豈夢ニ思ヤト。當時何ソ曾テ實ニ有ニ此夢ニ、文人寓言耳。宋玉此等ノ文心、眞是奇藻欲レ絶。此說極ニ是ニテ。結末ノ二句ハ乃申ニ述ニ之ト。

(注13) 『唐詩貫珠』に「第五は江山に宅有り、空しく梁間文飾の藻を存するを言ふ」と。但し、語を継いで「亦た兼ねて言ふ江山空しく故宅と遺文の藻彩とを存す。藻字は双関」とし、掛詞（双関語）と見る。

(注14) 『大明一統志』卷七十、夔州府、山川の條に「陽台山」があり、「巫山県治の北に在り。高さ百丈。上に雲雨台の遺址有り」と。

(注15) 『文選』卷十九。

(注16) 『後漢書』光武十王列伝、東平憲王蒼伝に、肅宗(章帝)は祖母にあたる陰太后の遺愛の品や衣服を見て愴然とし、その一部を叔父の東平王や琅邪王にも形見分けするとともに特に書簡を賜った。その一節に「師に聞くに曰く、其の物存するも、其の人亡し。哀しみを言はずして哀しみ自ら至ると、信なり矣」と。

(注17) 顧宸『註解』に「按ずるに宋玉の懐王が神女を夢みることを述べ、後又た己が夢を述べて、以て賦を作り、深く以て襄王を諷するなり。国風関雎を以て賢を思ふと爲し、離騷湘妃を以て君王に比す。玉が賦正に是れ此の意。世人相伝へて、遂に其の事を以て真と爲す、何ぞ痴人夢を説くに異ならん。(豈に思はんや)の(豈に)の字妙なり。何ぞ曾て實に是の夢有らん、文人の寓言耳。宋玉此等の文心、真に是れ奇藻絶せん」と。宇都宮逸庵の増広本に挙げる。(痴人説夢)は、愚か者のたわぶす」と。文心は、文思、創作する上での心配り。『文心雕龍』序志篇に「夫れ文心とは、文を爲るの用心を言ふなり」と。

なお、陳貽燾『杜甫評伝』下巻、第十七章第十二節に「那雲雨荒台的故事本は托寓諷諫襄王、豈真是夢境里的想思?」(かの雲雨荒台の故事は、もともと寓意を托して襄王を諷諫したもので、どうして本当にあつた夢の世界での恋物語であらうか)と説くのも、同様の解釈。

(注18) ちなみに、鈴木虎雄『杜少陵詩集』は、「豈夢思」を「豈に夢思ならんや」と訓じ、「豈夢思とは反語にみる。宋玉の賦せし所は必ずしも夢幻虚構の想像に非ず、其の事実在りといふなり。余案するに作者此の詩を作りしとき必ず玄宗と楊貴妃との事を暗におもひうかべて結びつけしならん」と説く。黒川洋一『中国詩人選集杜甫』も、同様に訓じ「夢物語ではなくて、ほんとうにあつたことのような気がするという意」と。

これはとりもなおさず(悵望)する中での想像であつて、その(風流)を詠するのである。文辞を(藻)という。その華麗さは器物の装飾を描いて藻文とするがごとくであること。(空しく文藻)は、その人はすでに世を去り遺文だけが存するのを嘆するのである。胡燮亭は(故宅)に(空)しく梁の間に文飾の藻を存すとみなしているが、そうであらうか。(荒台)は、雲雨台の遺址のこと。巫山県の陽台山の上にある。(宋玉)の「高唐の賦」に楚王が夢に巫山の神

女と出会つたことを述べ、「朝に行雲と爲り暮に行雨と爲る」の語があることから、それゆえ雲雨台と名づく。(豈に夢に思はん)は、もはや夢に入つてくるような思いびとがいないのである。ただし(江山)は相変わらずそのままに、(故宅)の址はなお存しているが、その人は見ることができず、(空)しく遺された(文)があるばかりだ。

巫山の(雲雨)は、相変わらず朝方や夕暮れ時に起る。されどどうしてもはや夢に入つてくるような思いびとがいようか。(荒台)だけが存し、虚しく昔語りとなるばかりだ。(空)しくといひ(豈に)といひ、まぎれもなく一場の春の夜の夢で、後漢の東平王のいわゆる「其の物存して其の人亡ぶ、哀しみを言はずして哀しみ自ら至る者」である。旧解はこのようであつて、意味の上では通ずるが、神理(心の動く道筋)はいまだすつきりと通らず、それに次の(最も是れ)の二句と交渉がなくなつてしまふ。顧修遠が曰く、「宋玉はもともと寓言をもつて賦を作つたのに、世人が相伝えて、とうとうそのままの事柄を本当だとみなした。それゆえ豈に夢に思はん」といふ。当時、どうしてかつて実際こんな夢をみただらうか。文人の寓言にすぎない。宋玉のこれらの文学上の配慮は、まことに奇藻(非凡な文辞)が飛び抜けていてこれ以上のものはないほどだ」と。この説が極めてよい。結末の二句こそこれを引き伸ばして述べる。

最是楚宮俱泯滅 舟人指點至今疑

※最是：トリワケアハレナルハ 泯滅：アトカタモナシ

最是、就レ中ニ特ニ擧ル之辭ニシテ、而含ニ蓄ニ可憐ニ二字ヲ。是藏語之法。

欲ニ極ニ贊ニ揚ニシテ、宋玉ヲ、故ニ特ニ憫ニ弔ニ楚王ヲ也。楚宮ハ在レ巫山縣

治ノ西北ニ。襄王遊觀之所、所謂細腰宮也。疑ハ即疑ニ神女ノ事ヲ。

緊シク接ニ藻雲雨ニ、併テ應ニテ風流ニ爲レ結ヲ。蓋言最是可レ憐者、楚王

一時ノ全盛、巫山ノ別宮、何等ノ豪華ヲ。而今俱ニ泯滅シテ、徒ニ存ニ古

址ニ耳。唯宋玉文藻ハ則獨不レ朽、江上往來ノ舟人、今猶見テ雲雨

起ニ陽臺ニ、指點シテ以レ疑ニ神女ノ所ニ行、是乃玉之文藻、非レ貽ニ千

古ノ風流ヲ邪。陽臺之夢本寓言耳。千載之後、人猶疑惑ス。奇文之妙乃爾リ。總テ是景ニ仰シ宋玉ヲ、極テ贊揚シ其文藻ヲ、非ニ泛ヲ説ニ陽臺事ニ也。抑亦悲ハ宋玉ヲ、公所ニ以自傷ニ也。李翰林云、屈平ノ詞賦懸リ日月、楚王ノ臺榭ハ空ク山邱、亦言遺文永ク存シ、不與楚宮一同ニ其浪没ヲ。全然同一感懷、其寄レスコト慨ヲ深シ矣。

(注19) ちなみに、釈大典の宝曆十三年(一七六三)刊『詩語解』巻上、最の条には「又最是楚宮俱浪滅、最是孤臣偏雨露、此言終極、処也」と解するが、その「遺漏ヲ補ヒ誤失ヲ正シ」たという寛政十一年(一七九九)刊『詩家推敲』巻上には「最是楚宮俱浪滅」と訓じて「総ト云ニ近シ漢書ノ注ニ最ハ都凡也又最ハ謂凡計也トアリ」とし、また文化元年(一八〇四)刊『杜律發揮』には「最是言始終之辭」と解する。

(注20) 可憐は、邦語の「あはれ」に相当する語で、強い感動を示す。

(注21) 『大明一統志』巻七十、夔州府、宮室の条に「古楚宮」を挙げ、「巫山界治の西北に在り、楚の襄王遊ぶ所の地。遺址尚ほ存す。宋の黃庭堅が石刻に所謂細腰宮なり」と注する。

ちなみに、『唐詩貫珠』には、「興因に夔州巫山界楚王宮、楚の襄王遊ぶ所の地。類書に王庭堅云ふ、即ち細腰宮なりと。李詩に云ふ、我れ到る巫山の渚、古を尋ねて陽台に登ると。今、巫山界に陽台山有り」と。類書というのは、例えば、明・彭大翼撰『山堂肆考』巻一七〇、宮室に見える。但し王庭堅の〈王〉字を〈黃〉に作る。李詩は、李白の「古風」五十九首其五十八(分類補註李白詩)巻二／『全唐詩』巻一六一)。

(注22) 釈大典『杜律發揮』に「至今疑自江上見雲雨起陽台山、指点以疑神女所為」と。

(注23) 顧宸『註解』に「此れ正に宋玉を懷うて作る事有り、泛く陽台の事を説くに非ざるなり」と。宇都宮遼庵の増広本にも挙げる。

(注24) 『杜詩偶評』に「宋玉を懷ふも亦た自ら傷む所以なり」と。

(注25) 李白「江上吟」(『唐詩選』巻二)の第七・八句。訳注稿(4)の100「秋興八首」其八の(注28)に挙げるのを参照。(榭)は、台上に建物のあるもの。

(注26) 『杜詩偶評』に「斯の人往くと雖も、文藻猶ほ存し、楚宮と其の浪没を同じうせず。其れ概を寄すること深し矣」と。

〈最も是れ〉は、その中から特に挙げる辞で、「可憐」の二字を含蓄する。これは藏語の法。極めて〈宋玉〉を賛揚しようとして、それゆえ特に楚王を憫み申うのである。〈楚宮〉は、巫山界治の西北にある。襄王が遊観したところで、いわゆる細腰宮である。〈疑ふ〉は、とりもなおさず神女のご事について真偽のほどを疑う。びたつと〈文藻〉(雲雨)に接し、併せて〈風流〉に応じて結びとする。けだしその意味は、〈最も是れ〉あわれを誘うのは、楚王一時の全盛で、巫山の別宮は、なんと豪華であったことか。今では(俱に浪滅)し、いたずらに古址を存するばかりだ。ただ〈宋玉〉の〈文藻〉だけは朽ちず、江上を行き来する(舟人)は、(今)なお雲雨の陽台に起こるのを見て、〈指点〉して神女の行くところかと(疑)う、これこそ〈宋玉〉の〈文藻〉が、千古の〈風流〉を今に伝えたものではないだろうかと、言うのである。陽台の夢は、もともと寓言にすぎないのに、千載の後になつても、人はなお疑い迷わされる。奇文(非凡な文章)の妙味はなんとかかる具合である。すべて〈宋玉〉を景仰し、極めてその〈文藻〉を賛美称揚する、陽台の故事を漠然と説くのではないのだ。そもそもやはり〈宋玉〉を悲しむのは、公が自らを傷むゆえんである。李翰林(白)が云う、「屈平の詞賦は日月懸り、楚王の台榭は空しく山邱」と、やはり遺文が永く存し、〈楚宮〉と其の浪没を同じうしないのを言う。全く同一の感懷だが、感慨を寄せすることはより深い。

103 (其三)

羣山萬壑赴荆門、生長明妃尚有村

此詠昭君村也。漢書匈奴傳呼韓邪單于入朝。自言願嫁漢氏以相親也。元帝以後宮良家子王嬙字昭君賜單于。西京雜記元帝後宮既多、不得常見。乃令畫工圖形、案圖召幸。諸宮人皆賂畫工、獨王嬙不賂。工

毀爲^レ其狀^ヲ、遂^ニ不^レ得^レ見^{コト}。匈奴入朝^ス、求^テ美人^ヲ爲^シ閼氏^ト。

帝案^{シテ}圖^ヲ以^テ王嬙^ヲ充^レ行^ニ、及^テ去^テ召^テ見^ル。貌爲^シ後宮第一^ト。

善^シ應對^ヲ、舉止閑雅、帝悔^レ之^ヲ、而名籍已^ニ定^ル、不^レ可^シ中^コ改^ム。於^レ是^ニ遂^ニ行^ク。乃窮^ニ案^シ其事^ヲ、畫工皆棄市^{セラル}。籍^ニ其

家^ヲ、賞皆巨萬。是誠^ニ千古^ノ遺恨、尤難^レ爲^シ懷^ヲ。故^ニ公訪^シ其古

迹^ヲ、憫^テ而弔^レ之^也。赴^ト者山壑連綿^ノ之勢、如^ニ向^テ東奔來^ル也。荆

門^ノ山^ノ名。昭君村在^ニ其下^ニ。長上聲。明妃^ハ即昭君。晉^ノ石崇作^シ

昭君^ノ詞^ヲ、以^テ觸^ニ文帝^ノ諱^ニ、改^テ曰^ク明君^ト。後人從^レ之^ニ。明一統

志^ニ昭君村^ハ在^ニ荊州府歸州秭歸縣^ニ。山委水迤、自^レ遠奔聚^ス。靈

秀^所鍾^ル、始^テ產^ニ一明妃^ト。此真^ニ好註腳^ト。蓋言^ニ荊門之地勢、

收^ニ合^{シテ}羣山^ノ秀氣^ヲ、出^ニ此絕世^ノ佳人^ト。至今^ニ尙存^ニ名村^ヲ、使^ニ

人^ヲ千載^ノ相感^セ也。讀者視^テ爲^シ賦^ニ江山之景^ヲ而已^ト、疎^{ナリ}矣。

近^コ覽^ク秋燈叢話^ニ云^ク、舊註^ニ荆門^ハ即今^ノ荆門州^ト。但州去^ニ秭歸^ヲ

三百餘里、於^レ義^ニ未^レ合。孝感^ノ高明府^ノ子役^ト巴東^ニ、曾^テ過^ニ其

地^ニ、在^ニ歸州^ノ東北四十里^ニ。有^ニ山名^ヲ荆門^ト。羣峯聳峙、唯此山

低^シ。且中凹^ニ類^シ蜂腰^ト、山下^ニ有^ニ村、名^ヲ香溪^ト。當年^ニ產^ニ明妃^ト

處^也。韓文杜詩、無^ニ一字^ノ無^ニ來歷^ト、信^{ナル}矣。

(注1) 『漢書』卷九十四、匈奴伝下。

(注2) 『西京雜記』卷上。

(注3) 〈長〉字には上声と去声とがあり、長短の意の場合には去声。成長の意の場合には上声。

(注4) 『文選』卷二十七に収む。その序に「王明君なる者は、本と是れ王昭君。文帝の諱に觸るるを以て改む焉」と。

(注5) 顧宸『註解』に「一統志に昭君村は荊州府の帰州の東北に在り。山委水迤、遠き自り奔聚す。靈秀の鍾まる所、始めて一明妃を産すと。説き得て惜す可し。今に迄んで其の村尚ほ存し、後人の無限の憑用を起す」と。宇都宮遼庵の両著にも挙げる。但し、『大明一統志』卷六十二、荊州府、古蹟の条の「昭君村」には、「帰州の東北四十里に在り」とあつて、(山委水迤)以下の十七字は、これに見えない。なお、昭君村は、今

の湖北省興山県宝坪村。

(注6) 『唐詩貫珠』(卷四十七、女古迹)に「言ふところは江山秀氣を結束して、此の絶世の佳人を出だし、尚ほ名村を存す耳」と。

ちなみに、杜甫は、「負薪行」(詳註卷十五)で「昭君村」に言及するほか、「大曆三年春、白帝城より船を放ち瞿唐峽を出づ、久しく夔府に在り、將に江陵に適かんとして漂泊、詩有り、凡そ四十韻、詩(詳註卷二十一)の十四句から十六句に「神女峰娟妙なり、昭君宅有無。曲留められて怨惜を明らかにす、夢尽きて欲娘を失す」と詠じている。

(注7) 『秋燈叢話』は、清・王楙(号は擬斎)撰。全十八卷。乾隆五十六年(一七九二)刊の中箱本が内閣文庫にある。ここに引くのは卷十一、杜詩來歴の条。なお、(旧註)の二字、原文では(詳註)に作る。

ちなみに、訳注稿(一)の「杜文貞公伝」には、書名を挙げぬものの、同書卷十三の(李杜死状詠伝)の一節を引用した箇所がある。その「補注一」参照。なお、『秋燈叢話』については、寛政三年(一七九二)および同六年(一七九四)の舶載記録がある(大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』)。

さらに『秋燈叢話』のことは、東陽の「作文要訣四則」其四(国会図書館所蔵『東陽先生文集』卷九)に、「近時清人の著す所の聊齋志異・秋燈叢話・灣陽銷夏録・槐西雜志・新齊諧等の如き、大いに虐を為す者(諧諷の度を過ごしたあくどいもの)紛々として棄出(つぎつぎに刊行)す。彼れ胡為れぞ之を禁せずして此の方(わが国)に施し及ぼすや。杜騙新書の如き者に至つては、尤も小人の忌憚する無きの甚だし。頃者書肆翻刻して以て諸を弘め、敢へて欽准と称す、亦た嘆す可き已(云々)と見え、元來が志怪書や小説類であるせいも、東陽はそれ自体あまり評価していなかつたことが窺える。(灣)は(濼)の訛字。(大いに虐を為す者)は、『詩経』衛風・淇奥の「善く戯諷すれども、虐を為さず兮」を翻用した表現。

参考までに記せば、『聊齋志異』は、清・蒲松齡(字は留仙。一六四〇〜一七二五)の著。現存する刊本として最も早いのが、乾隆三十一年(一七六六)の趙氏青柯亭本。『灣陽銷夏録』六卷は乾隆五十四年(一七八九)、槐西雜志』四卷は乾隆五十七年の序刊で、いずれも清・紀昀(字は曉嵐。一七二四〜一八〇五)の著。嘉慶五年(一八〇〇)に門人の手

によつて「姑妄聽之」四卷、『濛陽統録』六卷と合わせて「閔微草堂筆記」として刊行された。『新齊諧』は、清・袁枚(号は隨園。一七一六―一七九七)の著。原名は『子不語』。乾隆五十三年(一七八八)刊。『秋燈叢話』を含め上記の書については、前野直彬訳『中国古典文学大系42閔微草堂筆記・子不語』(平凡社、一九七一年)の解説や同氏の「清代志怪書解題」(『中国小説史考』所収。秋山書店、一九七五年)に詳しい。なお、大庭脩前掲書によれば、『聊齋志異』は明和五年(一七六八)の、『濛陽銷夏録』『槐西雜志』および『子不語』は寛政三年の船載記録があるが、『槐西雜志』については、問題がある。このこと、すでに町泉寿郎「閔微草堂筆記を読んだ考証学者たち」(『江戸文学』38、ベリかん社、二〇〇八年)にも指摘する。また『杜騙新書』は、『江湖歴覽杜騙新書』四巻のことで、明・張応俞の撰。万曆刊本がある。五瀬量貞がそのうち十七条に和訓を施したものが、明和七年(一七七〇)に刊行された(石崎又造「近世における支那俗語文学史」、弘文堂、昭和十五年)。

(注8) 北宋・黃庭堅(字は魯直、号は山谷。一〇四五―一〇五)の「洪駒父に与ふる書」(『豫章黃先生文集』巻十九)に「老杜詩を作り、韓愈文を作る、一字として来処無きは無し」と。

これは昭君村を詠るのである。『漢書』匈奴伝に「呼韓邪単于が入朝した。自ら申し出て、どうか漢氏に婿として和親したいとのこと。元帝は後宮にいる良家の出で、王嬙(字は昭君なる者)を単于に賜った。『西京雜記』に「元帝の後宮には宮女が多かったので、いつも接見するというわけにはいかなかった。そこで画工に絵姿を描かせて、絵をみて召し出して寵幸した。宮人たちはみな画工に賂(まいた)したが、王嬙だけはそれを承知しなかった。画工はその姿を醜く描き、それでそのまま見える機会がなかった。匈奴が入朝すると、閔氏(后)とするため美人を求めた。帝は絵を見て王嬙を行かせることにした。行く段になって召し出すと、美貌は後宮第一であり、受け答えにすぐれ、立居振舞はしとやかで、帝は後悔したが、名簿にもう載っており、途中で変更するわけにはいかなかった。かくてそのまま出立した。そこでそのことに関して徹底的に取り調べたすえ

に、画工は一人残らず市場で死刑に処せられ屍を晒された。その家財を没収すると、財貨はどれも巨万の富であった」と。これは確かに千古の遺恨であつて、とりわけいたたまれぬ思いがする。それゆえ公はその古迹を訪ね、憫んでこれを弔うのである。(赴)とは、山や谷のながながとうち連なる勢いが、東の方へ向つて奔り来たるかのようなものである。(荆門)は、山の名。昭君村は、その麓にある。(長)は、上声。(明妃)は、とりもなおさず昭君のこと。晋の石崇が「昭君の詞」を作つたが、文帝(司馬昭)の諱に触れることから、文字を改めて明君といつた。後人はこれに従つている。『明一統志』に「昭君村は荊州府歸州秭歸県にある。山や川がうねうねと連なり、遙か遠くから集まり、靈妙秀美なる精気が凝聚して、そこで始めて一人の明妃を産んだ」と。これは実に格好の註脚である。けだしその意味は、(荊門)の地勢は、群山の秀気を収め合わせ、この絶世の佳人を出だした。今に至つてもなお、その名がついた村が存在し、人に千載の後までも心感ぜしめる、と云うのである。読む者が江山の景色を賦しただけだとみなしたのでは、粗略になる。近頃、『秋燈叢話』に次のように云うのを目にした。「旧註に、荊門はとりもなおさず今の荊門州であると。しかし州は秭歸から三百餘里も離れており、意味上合わない。孝感県(湖北省)の高明府(知事)が公務で巴東(歸州)に出張したおり、かつてその地に立ち寄つたが、歸州の東北四十里に、荊門という名の山がある。峰々が聳え立つたか、この山だけが低く、その上、なかまほみで蜂腰に似ている。山下に香溪という名の村があり、その昔、明妃を産んだところである。韓愈の文章と杜甫の詩とは、一字として来歴のないものはないといふが、本当にそのとおりだ」と。

一と去_テ紫臺_ヲ連_リ朔漠_ニ 獨留_ニ青塚_ヲ向_テ黃昏_ニ

※漢_ニノハラ 黃昏_ニタソガレ

紫臺ハ謂_フ帝城_ヲ 江淹_ク恨賦_ニ若_シ夫_ノ明妃去_ル時_ハ、仰_レテ天_ヲ大息_ス。

紫臺稍遠ク、關山無極。李善註「紫臺ハ猶紫宮ノ也。朔ハ北方也。胡地ヲ爲レ漠、言ニ沙場漠漠然ル也。連ニ朔漠ニ謂出テ塞ヲ所レ望、即關山無極之謂。蓋言一タヒ辭ニシテ漢宮ヲ而去、臨レ塞ニ望ハ其所ニ赴、則朔方大漠之境、直ニ與ニ蒼空ニ接連、杳然トシテ如レ向ニ天外ニ也。寫當時出塞之況、黯然トシテ魂銷スル之慘。其不シテ曰レ經ト而曰レ連、者ハ、蓋寫悵望恍惚、如佛氏所謂迷ニ中有之境ニ、故ニ語亦恍惚、無所著也。青塚ハ即昭君之墓。圖經ニ胡地多ク白草、昭君塚獨青シ、故名ニ青塚。一統志「青塚ハ在古豊州ノ西六十里ニ、高サ二十丈、闊サ數十畝、遠ク望ハ如山。黄昏ハ暮色黃ニシテ而昏暗ナル也。與ニ下ノ月夜ニ通氣。暮天昏黃、言ニ其淒涼。絶塞、悲景、孤墳、慘色、寫得テ幽魂髣髴。虞註以爲ニ夜臺幽暗之意ト、謬レ矣。

(注9) 『文選』卷十六に収める。顧宸「註解」に挙げ、宇都宮遯庵の増広本にこれを引く。但し、本文の後に「紫台は紫宮なり」と注記するもの、これを李善注としては明記していない。なお、錢注(卷十五)は誤って「別れの賦」とし、輯註(卷十三)もそれを踏襲する。

(注10) 邵宝「集註」(卷二十一、紀行類)、薛益「分類」(卷一、懷古)に「北方を朔と爲し、胡地を漠と爲す」と。「文体明弁」(卷十五、七言律詩下、懷古)も同様の注。「集註」は宇都宮遯庵の詳説に、「分類」は増広本に挙げる。

(注11) 『文選』卷十六、六朝梁・江淹の「別れの賦」に「黯然として魂銷する者は、唯だ別れのみ」と。「黯然」は、目の前が真っ暗になるさま。

(注12) 中有は、仏教語。中陰ともいう。死後、次に生まれ変わるまでの七七、四十九日の間。

(注13) 『歸州図経』のこと。輯註に挙げる。

(注14) 『大明一統志』卷二十一、大同府の条に、王昭君墓がみえ、「古豊州の西六十里に在り。地は白草多く、此の家独り青し。故に青冢と名づく」と。

(注15) 『唐詩貫珠』に「黄昏は下の月夜と氣を通ずるに似たりと雖も、昏黃の候を謂ふは、其の淒涼を言ふ」と。

(注16) 後出、112「返照」詩の第六句に「絶塞時を愁いて早く門を閉づ」とあ

り、詳解に「絶塞は、絶遠の辺塞」と。都から遠くはなれたとりで。(注17) 『杜律真註』(卷上、懷古)には、「黄昏に向ふ」とは、猶ほ夜泉冥漠の郷と云ふがごとし」と。ちなみに、邵傳「集解」も「黄昏に向ふ」の下に「夜台冥漠」と注する。「夜泉」「夜台」は、墓のこと。

「紫台」は、帝城のこと。江淹の「恨みの賦」に「夫の明妃去る時の若きは、天を仰いで大息す。紫台稍や遠く、関山極まり無し」とあり、李善注に「紫台は猶ほ紫宮のごときなり」と。「朔」は、北方である。胡地を「漠」とする。沙場が広漠とひろがっているさまを言うのである。「朔漠に連なる」は、辺塞を出て眺めた風景のことで、「関山極まり無し」の意にほかならない。けだし一たび漢の宮殿を辞して去り、辺塞に臨んでこれから赴く方向を望むと、朔方の大沙漠が、ただちに蒼空と境を接して広がり、杳然(はるか遠くろろろ)として天の果てに向うかのような気がしたのである。その当時の出塞のありさまや、黯然として魂消ゆる悲慘の思いを写しているが、「経」といわずに「連」というのは、けだし悲しみのあまり腑抜けて恍惚(ぼんやり)として眺めている様子が、仏氏のいわゆる「中有の境に迷う」がごときありさまであるのを写しているのである。それゆえ語もやはり恍惚として、とりとめがないのである。

「青塚」は、とりもなおさず昭君の墓。『図経』に「胡地はほとんど白い草で、昭君の塚だけが青い草である」と、それゆえ「青塚」と名づけられた。『一統志』に「青塚は古豊州の西六十里に在り、高さ二十丈、闊さ数十畝、遠く望めば小山のようだ」と。「黄昏」は、暮色が黄色がかって昏暗なることである。下の「月夜」と氣脈を通じている。暮天昏黃は、その淒涼なるを言う。絶塞の悲しげな情景、孤墳の惨ましい景色は、幽魂が髣髴とする描写だ。虞註は「夜台幽暗の意」とみなしているが、間違っている。

畫圖三省識ス春風ノ面 環佩空ヲ歸シ月夜ノ魂
※省識：ミオボエテアル 魂：ユウレイ

畫圖(ハ)不(ニ)必(シ)指(シ)當時畫工ノ所(ヲ)圖(スル)蓋(シテ)後世所(ノ)傳明君出塞ノ圖(ヲ)也。省息井反、觀察也。識音志、記識也。春風ノ面ハ謂(フ)妖豔如(シ)花ノ也。環佩ハ婦人所(ノ)佩、隨(テ)歩(シ)而鳴(ル)。禮記(ニ)行歩(ハ)則有(リ)環佩之聲。史記(ニ)南子自(ニ)帷中(一)拜(ス)、環佩ノ玉聲(ハ)璆然(ト)也。漢ノ武帝李夫人(ノ)歌(ハ)是邪非邪、立(テ)而望(シ)之、翩(シテ)何(ノ)珊珊(ト)也。其來(コト)遲(シト)。此暗(ニ)用(フ)其意(ヲ)。遙(シテ)接(シテ)第二句(ニ)、言(フ)魂歸(シテ)故郷(ト)。身(ハ)不(レ)得(シ)歸(ル)而魂獨(リ)歸(ル)、故(ニ)曰(フ)空(ク)歸(ル)深(ク)傷(レ)之(ヲ)也。漢ノ高祖過(シ)沛、謂(テ)父老(ニ)曰(フ)、遊子悲(シ)故郷(ヲ)、吾雖(モ)都(ニ)關中(ニ)、萬歲(ニ)後吾魂(ハ)猶樂(シ)思沛。況(シ)乃婦人(ニ)シテ而沒(ス)于絕域(ニ)、魄(ハ)雖(モ)瘞(シ)青塚(ニ)、魂(ハ)必(シ)戀(シ)故郷(ヲ)。故(ニ)想(フ)三像(ヲ)月中環佩珊珊(ト)歸(ル)此山下(ニ)之村(ニ)、而覺(シ)畫圖(ニ)所(ノ)省識(スル)、髣髴(ト)シテ如(シ)見(ル)其面(ヲ)、憑(シ)巾(ノ)之感(ヲ)至(レ)リ矣。十四字ノ中便宛然(ト)シテ有(リ)明妃(ノ)芳影(ヲ)存(ス)焉。眞(ニ)神來(ノ)之筆(也)。舊說(ニ)以(テ)爲(シ)死(シ)テ猶不忘(シ)漢宮(ヲ)、則直(ニ)詠(シ)明妃(ヲ)而已(ト)。非(レ)弔(スル)ニ古跡(ヲ)也。且明妃尙有(リ)村、竟(ニ)無(レ)所(ニ)交涉(ス)矣。七律第二句ノ領(ニ)全首(ノ)詩神(ヲ)、最(モ)爲(シ)三要處(ト)。公詩律之細(ヲ)、何(ノ)曾(テ)著(シ)無(キ)關係(者)邪。

(注18) 『杜律虞註』に「画図は必ずしも毛延寿の画く所に非ざるなり。蓋し後世画工の伝ふる所を謂ふなり」と。薛益「分類」も同様。また『文体明弁』に「必ずしも毛延寿画く所を指さず。蓋し後世画く所の出塞図なり」と。この説だと、省識するのは杜甫になる。

ちなみに、鈴木虎雄『杜少陵詩集』(卷十七)は「画図とは画工のかきし昭君の画像をいふ、省識とは元帝が之をかへりみみしりしをいふ、(省)の字を略の義ととく説あり、非なり」と説く。

(注19) 例えば、『字彙』に「省は、息井の切、星の上声。察なり、視なり、審なり」と。

なお、省字の解釈には、他に次のような諸説がある。

- ・ ほぼの意味とするもの。顧宸「註解」に「省字宜しく訓じて事を省くの省と作すべし。猶ほ約略の義のごとし」と見え、陳增烈「唐詩志疑録」(上海人民出版社、二〇〇七年)もこれに従う。
- ・ 能くの意味とするもの。積大典「杜律發揮」に「省訓能。省識言、豈能認識」と。また『文語解』巻一には「知同クノ訓ニ

用ルコト詩ニマ、アリ」とし、『詩家推敲』巻下にはこの句例を挙げて「マタ能ノ意ナリ」と説く。

・ 曾ての意味とするもの。高木正一「唐詩における助辞「省」の用法」(『東方学』第五輯、一九五二年。後に『六朝唐詩論考』所収。創文社、一九九九年。張相「詩詞曲語辭匯釈」(中華書局、一九五三年)もこの意とするもの。魏耕源「唐宋詩詞語詞考釈」(商務印書館、二〇〇六年)。

いずれの場合も、省識するのは元帝だと解するが、現在では、「曾て」の意に解する説が有力。

(注20) 例えば、『字彙』に「支義の切、音至。記なり」と。

(注21) 『札記』経解篇に「行歩すれば則ち環佩の声有り」とあり、鄭玄の注に「環佩は、佩環・佩玉なり。行節を為す所以なり」と。『札記』の本文は、清・徐增『而庵說唐詩』にも挙げる。

(注22) 『史記』卷四十七、孔子世家。(瓊然)は、玉の触れ合う音。

(注23) 『漢書』卷九十七上、外戚伝上に、李夫人の死後、降靈術を行なさせた武帝が、帳の中で現われたそれらしき姿に、近寄って見ることもかなわず、悲しみのあまり「是か非か、立ちて之を望めば、偏として何ぞ姍姍たる、其れ来たること遅し」といふ歌を作ったという。宋・郭茂倩『樂府詩集』卷八十四、雜曲歌辭、明・馮惟訥『古詩紀』卷十一、清・沈德潜『古詩源』卷三、清・張玉穀『古詩賞析』卷三などに武帝「李夫人の歌」として挙げるが、『古詩紀』以下、(偏)字を(翩)に作る。清・王先謙『漢書補注』に拠れば、偏は翩と同義。(姍姍)は、顔師古注に「行く貌」とする。

(注24) 積大典「杜律發揮」に「環佩、句、暗用「李夫人辞語」と。

(注25) 『史記』卷八、高祖本紀。

(注26) 輯註に「月夜の魂帰るは、其の始終漢宮を忘れざるを明らかにするなり」と。宇都宮遼庵の増広本にも挙げる。

(注27) 訳注稿(三)、012「曲江二首」其一の(注II)参照。

(注28) 訳注稿(四)、084「閨を遣る、戯れに路十九曹長に呈す」詩の第五句に「晩節漸く詩律に於いて細なり」と。

〔画図〕は、必ずしも当時の画工が描いたものを指すのではない。けだし後世伝えられた「明君出塞の図」であろう。(省)は、息井の

反、観察(つらつらみる)である。(識)は、字音は志、記識(おほえてい)の意である。(春風の面)は、あでやかで美しいのが花のようであること。(環佩)は、婦人の腰におびるもので、歩くにつれて音がする。『礼記』に「行歩は則ち環佩の声有り」、『史記』に「南子帷中自り拜す、環佩の玉声璆然たり」と。漢の武帝「李夫人の歌」に「是か非か。立ちて之を望めば、翩として何ぞ珊珊たる、其れ来たること遅し」と。ここでは暗にその意を用い、遙かに第二句にながって、(魂)が故郷に(帰)ることを言う。身は(帰)ることかなわず、(魂)だけが(帰)ってくる、それゆえ(空しく帰る)という。深くこれを傷むのである。漢の高祖が天下を平定して、生まれ故郷の沛(今の江蘇省沛県)に立ち寄り、長老たちに向って曰く、「遊子は故郷を思い悲しむものとか、わしは関中に都を置いたが、万歳の後までも、わが魂魄はなお沛の地を懐かしく思うだろう」と。ましてや婦人の身でありながら異域に没し、遺された魂は(青塚)に瘞められているが、(魂)はきつと故郷を恋慕しているだろう。されば(月)光のなか(環佩)が珊珊(シヤンシヤン)と音をたて、この山下の村に(帰)ってくるのを想像して、(凶画)で(省識)した姿が髣髴としてその面ざしを見たかのような気がする。ゆかりの地によって古人をしのぶ感慨が極まっている。十四字の中にたちまちさながら(明妃)の芳影が存するかのようだ。まぎれもなく靈感が乗り移った絶妙の筆致である。旧説では死んでもなお漢宮を忘れないことだとみなしているが、それだと、ただ(明妃)を詠んだに過ぎない。(古跡)を用うことではないのである。それに(明妃尚ほ村有り)は、最後まで交渉するところがなくなってしまう。七律の第二句は一首全体の精神を支配しており、最も肝腎かなめのところだ。公の詩律の細やかさからすれば、どうして関係ないものを記したりしようか。

千載琵琶作胡語 分明怨恨曲中論

※胡語：エビスナマリ 分明：アリ／＼ト

琵琶、本胡人馬上之樂。(注30)古今樂錄「昭君初適匈奴、在路愁怨。馬上彈琵琶、以寄其恨。至令傳之、謂之昭君怨。此用其事、頂後聯來。言千載而下、彈昭君琵琶之曲、其哀怨之聲之切、分明如聽昭君胡中之語。當時怨恨之深、可三以論其情狀。所下以雖彼留青塚、而魂則歸于此也。分明二字反下觀、向黃昏二月夜魂之髣髴。怨恨、則貫通局矣。昭君彈琵琶、并自作胡曲、原無考據。(注32)石崇、明君辭、序云、昔公主嫁烏孫、令琵琶馬上作樂、以慰其道路之思。其送明君亦必爾也。其造新曲、多哀怨之聲。蓋因琵琶是胡樂、出于崇之想察耳。如所謂昭君怨明妃曲、亦後人擬昭君所作也。然風雅之技、不必穿鑿。將錯就錯、往往爲然。顧註拘泥以理害辭、固陋哉。(注37)陳午亭云、詩中明字犯。杜詩時有複字。然其地號昭君村、疑此明妃、或後人妄改。詩體明辨云、六朝及唐詠明妃怨如林、獨工部雍容不迫。(注29)ちなみに、薛益「分類」には「琵琶は起る所を知らず。胡中の馬上に鼓する所の樂なり」云々と。これは後漢・応劭の『風俗通義』声音類、批把の条および劉熙「釈名」の釈樂器の記述による。字都宮遯庵の増広本に挙げる。

(注30) 「古今樂錄」は、隋・釈智匠の撰。宋・郭茂倩「樂府詩集」卷二十九、相和歌辭四の晋・石崇「王明君」の解題に引く。

(注31) 「唐詩貫珠」に「怨恨通局を貫くと雖も、亦た五六を頂して言ふなり」と。

(注32) 後の(注36)に挙げた顧宸「註解」参照。

(注33) 「昭君怨」は、『樂府詩集』卷五十九、琴曲歌辭三に、梁・王叔英の妻劉氏、陳の後主、唐の白居易、張祐、梁氏瓊、楊凌の作を取める。また北宋の王安石に「明妃曲」二首(『臨川先生文集』卷四)があり、それに

唱和した歐陽修「明妃曲、王介甫に和す」二首（『歐陽文忠公集』巻八）とともに『古文真宝』前集に収める。さらに王安石・歐陽修の唱和詩に関連して、梅堯臣「韻に依つて原甫（劉敞の字）の昭君辞に和す」（『宛陵先生集』巻十八）「介甫の明妃曲に和す」（同上巻二十三）、劉敞「永叔と介甫との明妃曲に和す」（『公是集』巻四）、曾鞏「明妃曲二首」（『元豊類稿』巻四）、司馬光「介甫の明妃曲に和す」（『温国文正司馬公集』巻三）等の諸作がある。

なお、『楽府詩集』巻二十九、相和歌辞四には、石崇「王明君」の後に、「王昭君」と題して劉宋の鮑照、梁の施榮泰、北周の庾信、唐の崔国輔、盧照鄰、駱賓王、沈佺期、梁獻、上官儀、董思恭、顧朝陽、東方虬、郭元振、劉長卿、李白、儲光羲、皎然、白居易、令狐楚、李商隱の諸作、「明君詞」として梁の簡文帝、武陵王紀、沈約、陳の張正見、北周の王褒、庾信、隋の何妥、薛道衡、唐の王偃、張文琮、陳昭、戴叔倫、李端の諸作、「昭君歎」として梁・范靜の婦沈氏の作を収める。ちなみに、『楽府詩集』収載の諸作および王安石・歐陽修のそれについては、堀江添子「敦煌變文『王昭君變文』『明妃傳』の研究―中国における『王昭君説話』の変遷」（白帝社、二〇〇八年）に、その訓訳を収める。

(注34) 風雅之技は、詩歌をいう。但し、「風雅之道」という言い方はあるが（六朝梁・昭明太子「文選序」）、この表現については用例未見。

(注35) 將錯就錯は、誤りをそのまま押し通すこと。例えば、『碧巖録』巻四、本則著語に見える。古賀英彦『禪語辞典』（思文閣出版、一九九一年）参照。

(注36) 顧宸「註解」に「末の二句、宜しく後人の憑弔と作して説くべし。明君琵琶を弾ずること考拠無く、明君自ら曲を作るも亦た考拠無し。止だ琵琶は是れ胡樂なるに因つて、又た石崇が明君の辞の序に曰く、昔、公主烏孫に嫁す。琵琶をして馬上に樂を作し、以て其の道路の思ひを慰めしむ。其れ明君を送る時も亦た必ず爾らんと。故に後人明君を歌詠して多く琵琶に及ぶ。琵琶必ず胡語を作す。晋魏以来、明君怨・明妃曲の如きは是れなり。当日の窮まり無き怨恨、明妃は自ら陳ぶること能はず。直に千載より下に至つて、詞人墨客、一談論し、方に其の滿腔怨恨の心をして、歴歴分明ならしむ。故に曰く（分明に怨恨曲中に論ず）と。此れ纔かに是れ古跡を詠懐す。若し但だ明君に就きて一直に説き

下さば、二語收拾して住せず」と。宇都宮遯庵の両著に挙げるが、訓点の付け方は異なる。ここではおおむね詳説に拠る。

(注37) 『杜律詩話』巻下に「此の詩、二の（明）字あり。杜詩時に複字有り。然れども『負薪行』に（昭君邨）と作る。疑ふらくは此の明妃、或いは後人の安りに改むるか」と。（昭君村）については、「負薪行」（詳註巻十五）に「若し巫山の女粗醜なりと道はば、何ぞ北に昭君村有ることを得ん」と見える。

(注38) 度会末茂『杜律評義』に挙げる。但し、明・徐師曾『詩体明弁』には、見あたらない。

（琵琶）は、もともと胡人が馬上で演奏する楽器。『古今樂録』に「昭君が当初匈奴に嫁いだ時、途上で愁い怨んだ。馬上で琵琶を弾いて、その恨みをお寄せた。今でもその曲が伝わっており、これを『昭君怨』という」と。ここではその故事を用い、後聯につながっている。その意味は、〈千載〉の後までも、昭君の手になる（琵琶）の（曲）を弾けば、その哀怨の声の痛切なること、〈分明〉（ありありとまのあたり）に昭君の〈胡〉中の〈語〉を聴くかのようだ、と云うのである。その時の〈怨恨〉の深さから、その情状を論ずることができ。彼の胡地に〈青塚を留め〉てはいるが、〈魂〉はここに〈帰〉ってくるゆえんである。〈分明〉の二字は、〈黄昏に向ふ〉〈月夜の魂〉の髣髴たるを際立たせている。〈怨恨〉は、通局（一首全体）を貫いている。昭君が（琵琶）を弾き并せて自ら作曲したのは、もとより考拠がない。石崇の「明君の辞」の序に云う、「昔、公主が烏孫に嫁いだ際、琵琶を馬上に演奏させ、そうして旅路の思ひを慰めさせた。明君を送つて行った時もやはりきつと同様であつたに違いなからう。新曲を作つたが、哀怨の調べが深かつたろう」と。けだし（琵琶）は胡の楽器であるので、石崇の想像や推察に出たものに過ぎない。いわゆる「昭君怨」「明妃曲」のごときは、やはり後人が昭君に擬して作つたものである。されど風雅の技たる詩歌は、必ずしもくだけた穿鑿を要しないのに、誤りを押し通して上塗りし、いつ

もその通りだと思ひ込んでゐる。顧註は拘泥して理窟によつて文辭を害なつており、何と固定觀念に囚はれてゐることか。陳午亭が云う、「詩中に〈明〉字が重複を犯してゐる。杜詩には時として一首のうち重複する字がある。されどその地は昭君村というのだから、この明妃は、あるいは後人が妄りに改めたのかもしれない。『詩体明弁』に云う、「六朝および唐代に明妃怨を詠じた作は林立しているが、そのなかで杜工部だけが雍容（ゆつたり）としてこせつかない」と。

104 (其四)

蜀主窺^レ吳^ヲ幸^ス三峽^ニ 崩年亦在^ニ永安宮^ニ

此弔^ニ蜀^ノ先主^ヲ。上半、詠^ス古宮^ヲ、下半、詠^ス遺廟^ヲ。竝^ニ在^ニ夔州^ニ。

先主改^テ魚腹縣^ヲ爲^ニ永安^ト。仍^テ於^ニ三州^ノ西^ニ置^ニ永安宮^ヲ。諸葛武侯

受^ル遺詔^ヲ處。即^今奉節縣。其間平地可^シ二十餘里、江山迴闊、峽

中^ノ所^レ無^レ也。時^ニ因^テ孫權^ノ害^レ關羽^ヲ失^レ荊州^ヲ、先主親^レ統^シ師^ヲ幸^ニ

三峽^ニ討^シ吳^ヲ。爲^ニ陸遜^ノ所^レ敗、棄^レ舟^ヲ踰^レ山^ヲ、僅^ニ乃^レ得^レ免^ヲ、遂^ニ

忿^シ病^ヲ發^シ、於^ニ永安宮^ニ托^シ孤^ヲ武侯^ニ而崩^ス。二句直^ニ敘^ス其

事^ヲ、亦^ノ字多少^ノ感慨。蓋^{シテ}遠^ク涉^テ險^ヲ討^シ吳^ヲ、反^テ爲^ニ所^レ敗、遂^ニ以

致^ス崩殂^ト。未^レ及^テ歸^ル成都^ニ、崩^ス亦^於此地^ニ、遺恨何如^シ哉。

(注1) 薛益「分類」に「先主、関羽が呉の為に没せらるるを恥ぢ、親ら呉を東

征す。呉の將陸遜が為に秭帰に破れて、船を棄て歩道して魚復県に帰

る。改めて永安宮と名づく」と。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。先主

は、劉備(字は玄德、一六一〜二三三)のこと。その伝は、『三国志』卷

三十二、蜀書二、先主伝に見える。

(注2) 薛益「分類」に「今、夔州府の奉節県は諸葛亮遺詔を受くる処なり。

宮は県東の南郷峽に在り。其の間平地二十餘里可^レり、江山迴闊、峽中無

き所なり」と。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。これは『水経注』卷三

十三に「江水又た東して南郷峽を逕、東して永安宮を逕。劉備此に終る。

諸葛亮遺詔を受くる処なり。其の間平地二十餘里可^レり、江山迴闊、峽に

入つて無き所なり」というのに拠る。

(注3) 顧宸「註解」に「蜀主、呉を窺ひ陸遜が為に敗らる。(中略) 備山を踰

え險を越え、僅かに乃ち免るるを得たり。忿恚して嘆じて曰く(中略)

遂に憤りを發して薨す」と。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。

(注4) 『唐詩貫珠』(卷四十五、古迹二)に「先主、孫權が関公を害し荊州を

失ふに因つて、自ら師を統べ三峽に幸して呉を討つ。陸遜が為に敗ら

れ、永安宮に於いて孤を武侯に托して崩す」と。

これは蜀の先主(劉備)を弔う。前半は古宮を詠じ、後半は遺廟を

詠ずる。ともに夔州にある。先主は魚腹県を改めて永安とし、そこ

で州の西に〈永安宮〉を置いた。諸葛武侯が遺詔を受けた場所。と

りもなおさず今の奉節県。そこは平地で二十餘里ばかり、江山が迴

闊(ひろびろ)と開けて、峽中では他にないところである。時に孫

權が関羽を害し荊州を失なつたので、先主は自ら諸軍を統率し〈三

峽に幸〉して〈呉〉を討つた。陸遜に敗れ、舟を棄て山を踰え、か

ろうじて危機を脱することができたが、そのまま怒りのあまり病を

發し、〈永安宮〉において、遺児を〈武侯〉に托して〈崩〉じた。二

句はその事柄を直敘し、〈亦〉の字に多くの感慨がある。けだし遠く

險を涉つて〈呉〉を討ち、かえつて敗れ、そのまま崩殂を招く結果

となつた。いまだ成都に帰らぬうちに、〈崩〉じたのが〈亦〉たこの

地であつたのは、遺恨いかばかりであるうか。

翠華想像^ス空山^ノ裏 玉殿虛無^{野寺}中

※翠華…ニシキノミハタ

翠華^ハ天子^ノ之旗^也。以^テ翠羽^ヲ爲^レ葆^ト也。玉殿^ハ即^ニ永安宮^ニ。公自註^ニ殿

今爲^レ野寺^ト。蓋^{シテ}懷^ニ當時^ノ之儀衛^ヲ、只^ニ空山寂寥^ノ耳。尋^ニ故宮^ノ之

址^ヲ、則^レ毀^テ爲^レ野寺^ト矣。翠^ト與^レ空、玉^ト與^レ野、滄桑變遷^ノ、今昔之

感、溢^ル乎^ニ言^外也。

(注5) 『集千家註』の趙次公注に「翠華は天子の旗なり」と。宇都宮遯庵の増

広本にも挙げる。

(注6) 邵傳「集解」に「自注に山に臥龍寺有り。先主の祠焉に在り。殿は今

毀たれて寺と為る。廟は宮の東に在り」と。

(注7) 滄桑変遷は、世の変遷の激しいこと。滄海變じて桑田と成るの意(「神仙伝」王遠伝)。

〈翠華〉は、天子の旗。翡翠の羽を葆(羽飾り)とするのである。

〈玉殿〉は、とりもなおさず(永安宮)。公の自註に「殿は今、寺と為る」と。けだし当時の儀衛を懐くも、ただ(空山)(人氣のない山)は寂寥たるばかり。故宮の址を尋ねると、毀たれて(野寺)となりはてている。〈翠〉と〈空〉と、〈玉〉と〈野〉と、滄桑の変遷、今昔の感が、言外に溢れている。

古廟杉松巢(水鶴) 歲時伏臘走(村翁)

公の自註「廟は在(宮)之東。一統志(夔州)先主廟在(府治)東十里。」

古廟杉松森鬱、止(有)巢鶴(嘹唳)、何等(寂寞)。令(二人)人(憔悴)憤。歲時祭祀無(主)、唯伏臘之日、民相率(聚)祭、奔走(薦)寃(而)已。走(字)見(仰)奉之深(蓋)點(化)詩(駿)奔。蕉中(發)揮(云)、伏臘(是)民間(祭)、與(四)時皆祭(義)異(矣)。祀嘗(無)主、悲(世)胤(之)久絕。伏臘(有)民、感(德)化(之)猶遺。一句之中、多少(意思)。

(注8) 前の(注6)参照。
(注9) 『大明一統志』卷七十、夔州府、祠廟の条。宇都宮遷庵の増広本に挙げらるゝの拠る。『一統志』は十里を六里に作る。
(注10) 『詩経』周頌・清廟に「天に在るに對越す、駿に奔走して廟に在り」と。点化は、古人の詩句に手を加えて新たに變化活用すること。訳注稿(夔)57「將に成都の草堂に赴かんとして途中作有り、先づ嚴鄭公に寄す五首」其一の(注12)参照。

(注11) 積大典『杜律發揮』。蕉中は、大典の号。邵傳『集解』に「伏臘」の下に「寒暑の祭りなり。四時皆祭る、此れを挙げて以て其餘を該め」と注するのに対していう。伏臘の伏は、金気が伏藏する意で、陰曆六月の祭。臘は、禽獸を獲つて先祖に供える十二月の祭り。四時皆祭については、宇都宮遷庵の増広本に「爾雅(秋天)に云ふ、春祭を祠と曰ひ、夏祭を祔と曰ひ、秋祭を嘗と曰ひ、冬祭を烝と曰ふ」と注する。

公の自註に「廟は宮の東に在り」、「一統志」に「夔州の先主廟は府

治の東十里に在り」と。〈古廟〉の〈杉松〉は森鬱(こもり)と茂つて、ただ巢ごもりする鶴が嘹唳と響きわたる声で鳴くばかりで、なんと寂寞たることか。人をして懐み悲しませる。(歲時)の祭祀には祭主なく、ただ(伏臘)の日に民が相率い聚まり祭つて、奔走して供物を献上するばかりだ。(走)の字は、恭しく仕えることの深きを見てとれる。けだし『詩経』に見える「駿奔」の語を点化したのである。蕉中の『發揮』に云う、「伏臘は民間の祭りで、四時皆祭と意義が異なっている。祀にかつて祭主なく、世継ぎの久しく断絶したのを悲しむが、伏や臘の日には民がこれを祭つており、徳による教化の影響がまだ残っているのに心感じる。一句の中に、多くの興趣がある」と。

武侯祠屋長(鄰)近 一體(君臣)祭祀同

※長：イツマデモ

蜀志(建興)元年封(亮)武鄉侯、(實)宇記(武侯)祠在(先主廟)西。此因(其)祠廟接近、感(生死)依(親)之厚、用(出)師(表)宮中(府)中外一體(語)。當時(君臣)之遇、相合(若)一(身體)、則(遺)廟(之)見(奉)、亦得(一體)同(享)也。非(德)義(之)至、豈能(如)是(邪)。篤(致)欽(仰)之(辭)也。邵(夢)弼(云)、此詩(最)見(公)尊(正)統。曰(幸)曰(崩)曰(翠)華、正(之)於(朱)子(綱)目(未)作(之)前。眞(春秋)之(筆)、可(下)以(壓)殺(書)蜀(入)寇(者)上(矣)。案(視)東(坡)楚(雨)遂(昏)雲(夢)澤、吳(潮)不(到)武(昌)宮、僭(偽)所(居)、以(王)宮(目)之(之)、爲(識)者(所)見(也)、何(其)見(之)卓(而)稱(之)嚴(也)。其(於)魏(武)、則(曰)英(雄)割(據)。益(知)以(正)統(予)蜀(矣)。然(猶)恨(稱)昭(烈)爲(蜀)主、未(正)統(也)。蜀(者)地(名)、非(國)號(也)。昭(烈)以(漢)名(主)、未(嘗)以(蜀)名(也)。主(者)次(於)君(之)稱、本(防)於(古)稱(卿)大夫(爲)主、亦(貶)之(也)。顧(炎)武(日)知(錄)云、陳(壽)作(三)國(志)、創(立)先(主)後(主)之(名)、以(晉)承(魏)統、義(無)兩(帝)。今(千)載(之後)、非(曹)氏(司)馬(氏)之(臣)、而(猶)沿(此)稱、殊(爲)不(當)矣。況

改漢^ヲ爲^レ蜀^ト、亦出^ニ壽^カ筆^ニ。當時魏既^ニ篡^シ漢^ヲ、改^ニ稱^{シテ}昭烈^ヲ爲^レ蜀^ト、使^レ不^レ得^レ附^{コトヲ}漢^ノ統^ニ、異代ノ文人不^レ察^セ史家阿枉之故^ヲ。若^ク杜甫詩中^ニ、便稱^ス蜀主^ト、殊^ニ非^ズ知^レ人^ヲ論^{スル}世^ヲ之^ニ學^ニ也^ト。朱子綱目亦書^{シテ}帝禪^爲後主^ト。姚燧深^ク以^レ爲^レ非^ト、見^ニ元史^ト傳^ニ。諸葛孔明書中^ニ有^ル稱^ス先主^ト者^上、本當^ニ是先帝^{ナル}。亦魏晉^ノ人改^テ爲^ニ先主^ト耳。此千古格論也。苟^モ名義^之不^レ正^{シカ}、學者所^レ宜^ニ辨明^ス。惜^ク公亦習^{シテ}世俗所^ニ慣呼^ス而未^レ之^ヲ深^ク考^ル也。

(注12) 『三國志』卷三十五、蜀書五、諸葛亮伝に「建興元年(二三三)、亮を武郷侯に封じ、府を開き事を治めしむ」と。

(注13) 顧宸『註解』に引き、『註解』は字都宮遯庵の詳説にも挙げる。北宋・樂史『太平實事記』卷七十一、益州、成都県の条に「諸葛武侯の祠、先帝廟の西に在り」と。

(注14) 『文選』卷三十七、「出師の表」。『古文真宝』後集卷八にも収む。

(注15) 邵傳『集解』に「此の詩最も公の正統を尊ぶことを見はす。按ずるに天子寓する所を幸と曰ひ、殂するを崩と曰ひ、旗を翠華と曰ふ、彼の時、昭烈正統未だ明らかならず。蜀人之を称して、惟だ蜀主と曰ふ。公、之を綱目未だ作らざるの前に詠じて、而して正統を以て昭烈を尊ぶ、真に春秋の筆なり。後篇言ふ漢祚と。其の蜀を帝とすること知る可し。此れ詩史爲る所以なり。後世猶ほ蜀入つて寇すと書する者有るを奈せん」と。(綱目)は、南宋・朱熹(一一三〇〜一二〇〇)の『資治通鑑綱目』のこと。(昭烈)は、劉備の諡。

(注16) 北宋・蘇軾(号は東坡居士、一〇三六〜一一〇一)「著者作の野歩に次韻す」詩(『蘇文忠詩合註』卷二十)の第十一、十二句。但し、(遂)字を(還)に作る。

(注17) 『夜航詩話』巻五に「宋の黄徹『碧溪詩話』に曰く、東坡の詩に云ふ、楚雨遂に昏し雲夢沢、吳潮到らず武昌宮」と。一時の筆快に失し、遂に王宮を以て之を指す。繼いで李成伯の題有り云ふ、(寂寞たり西山旧巢穴、庸兒猶ほ道ふ帝王宮)と。語、罵るに幾し。夫れ吳王、皇帝と号す。後世其の僭偽を賤しめ、肯へて宮を以て之を称するを与さず。詩筆称呼の嚴なる、其の慎しむ可き此の如きなり」と。南宋・黄徹の『碧溪詩話』は、その巻六からの抄録。李成伯については、未詳。

(注18) 『杜詩偶評』に「魏武に於いては則ち英雄割拠と曰ふ。益々知る正統を以て蜀に予ふことを矣」と。(魏武)は、曹操(一五五〜二一〇)のこと。ちなみに、杜甫の「丹青引、曹將軍に贈る」詩(詳註卷十三)に「將軍は魏武の子、今に於いて庶と爲り清門爲り。英雄割拠已めりと矣と雖も、文彩風流猶ほ存す」と。この他、「夔州の歌十絶句」其二(詳註卷十五)に「英雄割拠は天意に非ず、霸王并呑物情に在り」と。

(注19) 南宋・黄震『黄氏日抄分類』卷四十八、讀史、三國志の条に「蜀なる者は地名、国号に非ざるなり。昭烈(劉備)は漢を以て名のる、未だ嘗て蜀を以て名のらざるなり」と。これは(注20)に挙げる『日知録』の原注に引く。

(注20) 明末清初の顧炎武(字は寧人、号は亭林。一六二二〜一六八二)『日知録』卷二十四、主の条に「主は君に次ぐの号」と。また「春秋の時、卿大夫を称して主と曰ふ」と。

(注21) 『日知録』卷二十四、主の条に「陳寿『三國志』を作り、先主・後主の名を創立す。常璩『蜀志』も之に因る。晋は魏の統を承け、義として両帝無きを以てなり。今、千載の後に於て猶ほ此の称に沿ふは、殊に当らずと爲す。沉んや漢を改めて蜀と爲すは、亦た寿が筆に出づ。当時、魏已に漢を篡し、昭烈を改称して蜀と爲し、漢の統に附するを得ざらむ、異代の文人は史家阿枉の故を察せず。杜甫詩中の便ち蜀主と称するが若きは、殊に人を知り世を論ずるの学に非ざるなり。昔、劉知幾は『後漢書』劉玄列伝を論じ、以てへらく東觀(『東觀漢紀』のこと)筆を乗る、容に或いは當時に諂ふべきも、後來の修むる所(范曄『後漢書』を指す)、理として宜しく刊革すべしと。今の君子既に曹氏司馬氏の臣に非ざれば、當に昭烈を称して先主と爲すべからず矣」と。劉知幾は、初唐の歴史家(六六一〜七二一)。ここに引くのは、その著『史通』内篇卷四、編次の一節。

(注22) 『孟子』万章下に「其の詩を頌し、其の書を読み、其の人を知らずして可ならんや。是を以て其の世を論ずるなり」と。

(注23) 前の(注21)に挙げた『日知録』の原注に「綱目も亦た帝禪を書して後主と爲す。姚燧深く以て非と爲す、元史の伝に見ゆ」と。(綱目)は、朱熹の『資治通鑑綱目』。姚燧(一二三八〜一三三三)の伝は、『元史』卷一七四に見える。

〔注24〕『日知録』に(注21)に挙げた箇所に続けて「諸葛孔明の書中に亦た多く先主と称する者有り。本と当に是れ先帝なるべし。之を中原に伝へ、改めて先主と為す耳」とあり、その原注に「杜微伝に載する孔明の書に、朝廷の主公、今年始めて十八と。亦た朝廷を称して主公と為すの理無し。是れ後人の改むる所」と。杜微伝は、『三国志』卷四十二、蜀書十一、二。

『蜀志』に「建興元年、(諸葛)亮を武郷侯に封ず、『寰宇記』に「武侯祠は先主廟の西に在り」と。ここではその祠廟が近接していることから、生前死後かわらずに寄りそって親しむことの厚きに心感じて、「出師の表」の「宮中府中内外一体」の語を用いる。当時(君臣)の出会いが、互いにうちとけて一つの身体のごとくであつてみれば、遺廟の奉ぜられるのも、やはり(一体)に(同)じく供物を受けることができた。徳義の至りでなければ、どうしてこのようにできようか。篤く欽仰を致す辞である。邵夢弼が云う、「この詩は公が正統を尊ぶことを最もよくあらわしている。(幸)といい、(崩)といい、(翠華)というのは、朱子の『綱目』がまだ作られぬ以前にこれを正しく書いている。まぎれもなく春秋の筆法で、『蜀入つて寇す』と書いた者を圧殺できよう」と。案ずるに、蘇東坡が「楚雨遂に昏し雲夢沢、吳潮到らず武昌宮」と、正統ではない僭偽の主の居場所を王宮を以つて目し、識者に譏られてゐるのに比すれば、なんとといった見識の卓越し称呼の厳格なことか。そもそも魏武(曹操)に対しては、「英雄割拠」という。正統を以て蜀に付与したことがますますわかる。されどそれでも残念なのは、昭烈(劉備)を称して(蜀主)としたことで、まだ正しくないのである。蜀とは地名で、国号ではないのだ。昭烈は漢を以て国名とし、いまだかつて蜀を以て名のらなかつたのである。(主)とは君に次ぐ称号で、もとは古代に卿大夫を称して主としたのに始まる。やはりこれを貶しめるのである。顧炎武『日知録』に云う、「陳寿が三国志を作り、先主・後主の

名称を初めて立てた。晋が魏の帝位を継ぎ、義として両帝なしという観点からである。今、千載の後にあつて、曹氏や司馬氏の臣下ではないのに、それでもこの称呼を踏襲するのは、ことのほか不当である。ましてや漢を改めて蜀とするのは、これもやはり陳寿の筆に出たもので、当時魏は漢を篡奪しており、昭烈を改称して蜀とし、漢の系統に附することをできなくさせた。時代を異にした文人は歴史家が時の権力に阿り筆を曲げた事由を察しない。杜甫詩中の無造作に蜀主と称するがごときは、とりわけ人を知り世を論ずる学ではないのである。朱子の『綱目』でさえもやはり帝禪を書して後主としてゐる。姚燧の深く非としたことが、『元史』の伝に見える。諸葛孔明の書中に(先主)と称する例があるのは、本来先帝であるはずだ。やはり魏晋の人が改めて先主としただけだ」と。これは千古の格論である。いやしくも名義の正しくないのは、学ぶ者のよろしく見分けて明らかにすべきところ。残念なことに公もやはり世俗の慣習的な呼称にならつて、いまだこれを深く考えなかつたのである。

105 (其五)

諸葛(注1)大名垂(注2)宇宙(注3) 宗臣(注4)遺像肅(注5)清高(注6)

明一統志(注1)武侯(注2)廟(注3)在(注4)夔州府治八陣臺(注5)下(注6)。又臥龍山在(注7)府城(注8)東北五里(注9)。上(注10)有(注11)武侯(注12)祠(注13)。因(注14)名(注15)其廟(注16)而作(注17)。亦全(注18)是(注19)頌(注20)體(注21)。淮南子(注22)四方上下謂(注23)之(注24)宇(注25)、往古今來謂(注26)之(注27)宙(注28)。垂(注29)宇宙(注30)猶(注31)言(注32)滿(注33)天地之間(注34)。謂(注35)萬古不(注36)朽(注37)、與(注38)日月(注39)並(注40)懸(注41)也(注42)。宗(注43)臣(注44)見(注45)漢書(注46)。蕭何曹參爲(注47)一代之宗臣(注48)。顏註(注49)謂(注50)爲(注51)後世之所(注52)尊(注53)仰(注54)。猶(注55)言(注56)爲(注57)臣子之宗師(注58)耳(注59)。肅(注60)清高(注61)稱(注62)遺像(注63)品格(注64)肅(注65)然(注66)有(注67)威而清高可(注68)欽(注69)也(注70)。宇宙清高是(注71)虛實(注72)對(注73)。

〔注1〕『大明一統志』卷七十、夔州府、祠廟、武侯廟の条に「府治の八陣臺の下に在り」と。また山川、臥龍山の条に「府城の東北五里に在り。上に諸葛亮が祠有り。因つて名づく」と。いづれも積大典『杜律發揮』に挙

げる。

〔注2〕『唐詩貫珠』(卷四十五、古迹二)に「全く是れ頌の体」と。

〔注3〕『淮南子』原道訓。

〔注4〕『漢書』卷三十九、蕭何曹參伝の贊に「淮陰・黥布等已に滅し、唯だ施す。一代の宗臣^{たり}、慶は苗裔に流る、盛んなる哉」とあり、初唐・顔師古の注に「後世の尊仰する所と為るを言ふ。故に宗臣と曰ふ」と。

〔注5〕虚実対については、訳注稿(六)、040「野を望む」詩の(注19)参照。

『明一統志』に「武侯廟は夔州府治八陣台下に在り」、さらに「臥龍山は府城の東北五里に在り。上に武侯祠有り。因つて名づく」と。これはその廟に拝謁して作る。やはり全篇が頌の体。『淮南子』に「四方上下これを宇と謂ひ、往古今來これを宙と謂う」と。〈宇宙に垂る〉は、天地の間に満つと言うのとほぼ同じ。〈万古〉朽ちず、日月と並び懸ることである。〈宗臣〉は、『漢書』に見える。「蕭何・曹參は一代の宗臣^{たり}」とあり、顔師古注に「後世の尊仰する所と為るを謂ふ」と。臣子の宗師^{たり}と言ふのとほぼ同じ。〈肅として清高〉は、(遺像)の品格は肅然として威厳があり清く気高い姿は欽仰すべきであるのを称するのである。〈宇宙〉(清高)は、虚実対。

三分割據紆^ニ籌策^ヲ 萬古雲霄一羽毛

割據雲霄亦虚實對。割據音葛踞。蜀與魏吳割取天下^ヲ、各據一方^ニ、鼎足^{シテ}而居^ル。故曰三分割據^ト。紆^ハ是紆軫、謂^ル勞^ス思慮^ヲ。本當^ニ用^ニ運^ノ字^ヲ、爲^ニ聲律^ノ替代^ト也。瑯邪代醉編自序^ニ執^レ訊明^ハ刑^ヲ易^ク、紆^ラ折^ハ衝^ヲ難^シ。亦^可以^三以^見其^義矣。蓋當^テ三國割據之時^ニ、武侯勞^シ思^フ運^ラ籌^ヲ、欲^シ以^光復^シ漢^祚、所^レ謂^ル鞠躬盡^ク瘁^ク、其費^ニ心^力劇^シ也。萬古^ハ謂^フ古今無^ク兩^ハ。一^ハ謂^フ無^ク比^ト。羽毛^ハ謂^フ鳥^ヲ。鄒陽上^ニ吳王^ニ書^ニ驚^ル鳥^{累^ルモ}百^ヲ不^レ如^ク一^ニ鶻^ニ。此蓋^シ其^意也。武侯^ノ高^義格^天、萬古^ノ所^レ瞻^望、猶^一個^ノ大^鳥。鳥^{復^スニ}在^ニ雲^霄、無^レ與^ニ匹^儔也。舊說^ニ紆^訓屈^ト、謂^フ不^三盡^レ展^ニ其所^レ蘊^ヲ。一^ハ羽毛^ハ謂^フ其^爲細^事、所^レ謂^フ輕^キ如^ク鴻^毛。

以^ニ武侯^ノ天^人之^略、僅^ニ以^三三分^之業^ヲ自^見、不^レ過^ク雲^霄ノ^一羽^毛耳。惜^カ乎^{不^レ能^ニ大^{有^レト}爲^ト也}。不^レ徒^ニ迂^僻、萬古^何、解。

〔注6〕紆は平声で平字(○)、運は去声で仄字(●)。「運籌策」だ●○○●の孤平となる。

ちなみに、『夜航詩話』卷三に「紆は屈と訓ず。唐詩に多く之を用ふ。張九齡の(道は在りて宸眷を紆し、風は行きて睿篇を動かす)、李適之の(鳳樓睿幸を紆し、龍舸宸襟を暢ぶ)、崔泰之の(饒送天什を紆し、恩榮御衣を賜ふ)、宋之問の(何れの日か真果を紆し、復た來たりて帝京に入らん)と、是れなり。独り少陵の(三分割據籌策を紆す)、本と當に運の字を用ふべし。声律の為に替代するのみ。虞注に云ふ、鼎立の計屈曲して心思を費すと、笑ふ可し。焦氏筆乘に、未だ伸びずと訓ず、其の説尤も迂なり」と。

張九齡の句は「聖製河上公の廟を經に奉和す」詩(『全唐詩』卷四十九)、李適之は「長寧公主東莊に侍宴す、応制」詩(同上、卷七十七)、崔泰之は「聖製張尚書の辺を巡るを送るに奉和す」詩(同上、卷九十一)、宋之問は「沙門泓景・道俊・玄奘の荊州に還るを送る、應制」詩(同上、卷五十二)。虞注は、『杜律虞注』(卷上、懷古)のこと。『焦氏筆乘』は、明・焦竑(一五四〇～一六二〇)の撰。慶安二年(一六四九)刊の和刻本があり、汲古書院『和刻本漢籍隨筆集第四集』に影印を収める。その卷四に「孔明詩の解」の条がみえ、度会末茂『杜律評義』にも挙げるが、直接「未だ伸びず」という訓注を施しているわけではない。

〔注7〕『瑯邪代醉編』は、明・張鼎思(一五四三～一六〇三)の撰。延宝三年(一六七五)刊の和刻本があり、汲古書院『和刻本漢籍隨筆集第七集』にその影印を収める。ここに引くのは、張鼎思の自序ではなく、黃天全の「代醉編後序」に見える。

〔注8〕いわゆる「後出師の表」(『古文真宝』後集卷八)に「臣鞠躬^ト盡^ク瘁^ク、死して後に已まん」と。この表、もとは『三國志』卷三十五、諸葛亮伝の裴松之注に引く『漢晉春秋』に見える。

〔注9〕後漢・鄒陽「書を吳王に上る」(『文選』卷三十九)。(鶻鳥)は、猛禽の類。(鶻)は、大鷲の類。

〔注10〕格天は、(功業が)天にとどく。『尚書』君奭に「在昔、成湯の既に命

を受くるや、時に則ち伊尹の若き有りて、皇天に格る」と。

(注11) 顧宸「註解」に「旧註に謂ふならく三分割扱、未だ其の籌策を伸べずと雖も、万古の雲霄長く其の羽毛を翳る。猶ほ羽儀と言ふがごとし。鷺鳳鷺の如く、直ちに身を雲霄に抗して、万古に独歩せんと欲すと、非なり。正に其の志有りて時無く、胸中蘊抱百に未だ一つも展べざるを嘆ずるなり。武侯天人の略を以て、其の籌策を奮ひ、長駆席捲するを得しめば、寰区を混壹し、漢祚を光復すと雖も、亦た何の難きこと有らん。

(中略) 故に曰く籌策を紆す、曰く一羽毛と。蓋し深く悼み痛く惜しむの詞、賛誦の語に非ざるなり。太史公が書に或いは泰山より重く、或いは鴻毛より軽しと。昔人も亦た(孔明が事業軽毛に等し)の句有り、公の詩正に此の意耳」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。(太史公書)は、次の(注12)参照。昔人の句は、出典未詳。

(注12) 前漢・司馬遷の「任少卿に報ずる書」(『文選』卷四十二)に「人固より一死有り、或いは太山よりも重く、或いは鴻毛よりも軽し。用の趨く所異なればなり」と。

〈割扱〉(雲霄)もやはり虚実対。〈割扱〉、字音は葛踞。蜀は魏・呉と天下を〈割〉取して、それぞれ一方に〈扱〉り、鼎の三本足のごとく分立していた。それゆえ〈三分割扱〉という。〈紆〉は紆軫(まがりくねる意)で、思慮を勞すること。本来なら当然〈運〉の字を用いるべきであるが、声律のために替えたのである。『琅邪代醉編』の自序に「訊を執り刑を明らかにするは易く、籌を紆して衝を折るは難し」と。やはりその正しい意味を見ることができよう。けだし三国〈割扱〉の時に当って、武侯は思慮を勞し籌略を運らせて、〈漢祚〉(漢の国運)を回復しようとした。いわゆる「鞠躬尽瘁」で、その心力を費やすのが劇しいことである。〈万古〉は、古今無双のこと。〈一〉は、無比なること。〈羽毛〉は、鳥のこと。鄒陽の「呉王に上る書」に「鷺鳥百を累ぬるも、一鶚に如かず」と。これはけだしその意であろう。武侯の気高い徳義は天に格り、〈万古〉の仰ぎ望むところで、ちょうど一羽の大鳥がはるか(雲霄)くもいのはてにあって、ともに匹敵するものなきがごとくである。旧説に、〈紆〉

を屈と訓じ、すべてはその蘊蔵する才能を展べつくささないこと。〈一羽毛〉は、その細事たること。いわゆる「軽きこと鴻毛の如し」で、武侯の人智を越えた計略を以て、わずかに〈三分〉の業で自らあらわしたのは、(雲霄の一羽毛)に過ぎない。惜しいかな大いに為すことができなかったのは、と説くのは、ただ実情に即せぬ迂僻(ひねくれた見方)であるのみならず、〈万古〉をばどのように解釈しているのか。

伯仲之間見_レ伊呂_ヲ 指揮若定_{ラハ}失_レ蕭曹_ヲ

伯仲之間、言_ハ甚近_ク似_レ、喻_レ兄弟_ニ也。伊尹呂望_ハ殷周王佐之大賢。見_{ルハ}伊呂_ヲ言_ハ世再_ク見_ル之_ヲ也。指揮_ハ謂_フ處置_ノ經_ニ畫_ニ也。定_ハ指_レ吞_レ吳_ヲ平_レ魏_ヲ。蕭曹_ハ二相_ハ漢祖開國_ノ元勳。失_ハ蕭曹_ヲ言_レ不_レ足_ニ復道_ヲ也。魏_ノ文帝典論_ニ傳毅_之於_{ルハ}班固_ニ伯仲之間耳。張輔名士優劣論_ニ觀_レ孔明_之忠_ヲ、姦臣_モ立_レ節_ヲ矣。殆將_ト與_レ伊呂_ヲ爭_ビ僞_ヲ、豈徒_ニ與_レ樂毅_ヲ爲_レ伍_ヲ哉。蜀志本傳_ニ執_テ白羽扇_ヲ指揮_ス三軍_ヲ。漢書陳平_ノ傳_ニ天下指麾_{シテ}則定_ト矣。後魏_ノ崔浩_ノ史論_ニ諸葛亮_ノ不能_レ爲_レ蕭曹_ノ亞_ニ匹_ニ、謂_フ陳壽_ノ貶_レ亮_ヲ非_レ爲_レ失_レ實_ト。此合_ニ用_{シテ}之_ヲ、申_ス說_ヲ羽毛_之說_ヲ。侯_之天資_ヲ學問_ヲ、眞_ニ王佐_ノ才_ト、殆與_レ伊呂_ヲ伯仲_ス。千載_ノ之後、再_ク見_ル其_ノ出現_{スル}ヲ、若_シ得_レ時_ヲ指麾_{セハ}、天下_ノ則定_ス。乃_ハ如_ク蕭曹_ノ之_ノ勳_ト、皆_ハ不_レ足_レ論_ルニ、無_ク復_ス有_レ稱_ス之_者矣。豈_ハ非_ニ萬古_ノ雲霄_ノ一羽毛_ニ哉。一聯_ヲ用_レレト_典層疊_ス。而_ハ渾然_ニ融_{シテ}化_{シテ}無_レ迹_ト、若_シ天成_ノ自然_ト。豈_ハ不_ニ尤_ク妙_ト邪。鍾伯敬_云、對法_ヲ奇變_ト。又_云、下句_ハ好眼_ト、眞_ニ不_レ下_ニ以_テ成_テ敗_ヲ論_中古人_上。劉後村_云、臥龍_{沒_レテ}已_ニ千載_ト、而有_レ志_ニ世道_ニ者_ヲ、皆_ハ以_テ三代之_{佐_ヲ}許_レ之_ヲ。此詩_{儕_ニ之_ヲ}伊呂_{伯仲}之間_ニ、而以_テ蕭曹_ヲ爲_レ不_レ足_レ復_ス道_ト。

(注13) 宇都宮遷庵の詳説に「伊呂ハ伊尹呂望也」と。伊尹は、殷の湯王を輔

(注14) 邵宝「集註」および薛益「分類」に「指揮は経画なり」と。『分類』は

字都宮遯庵の増広本に、『集註』は詳説に挙げる。〈経画〉は、経営企画。ちなみに、訳注稿(八)「章十侍御に奉寄す」詩に〈指揮〉の語が見え、「キリモリ」と左訓を施す。

(注15) 『集千家註』の趙注に「魏の文帝典論に傅毅の班固に於けるは伯仲の間耳」と。字都宮遯庵の増広本にも挙げる。「典論」論文は、「文選」巻五十二。その李善注に「伯仲は兄弟の次に喩ふなり。言ふところは勝負兄弟の間に在り、甚しくは相喩えざるなり」と。

(注16) 輯註に錢注(巻十五)に挙げるのを引く。もとは『藝文類聚』巻二十二、人部六、品藻に見える。

(注17) 『三國志』巻三十五、蜀書五、諸葛亮伝。

(注18) 『漢書』巻四十、陳平伝。

(注19) 輯註に錢注に挙げるのを引く。もとは『魏書』巻四十三、毛脩之伝に見える。崔浩(？)四五〇)については、『魏書』巻三十五に伝がある。

(注20) 原文は、〈者〉字の下に「」点を欠く。今、これを補う。

(注21) 度会未茂『杜律評叢』に挙げる。鍾伯敬は、明・鍾惺(字は伯敬)のこと。『唐詩歸』巻二十二、盛唐十七に見える。

(注22) 南宋・劉後村(名は克莊、字は潜夫。一一八七～一二六九)の『後村先生大全集』巻一八二、詩話新集に、次のようにある。

「詠懷古跡」の内、先主孔明廟に云ふ、〈古廟松杉水鳥巢くひ、歳時伏臘村翁を走らす。武侯の祠屋長く鄰近、一体の君臣祭祀同じと。又た云ふ、〈万古雲霄一羽毛〉。又た云ふ、〈伯仲の間伊呂を見る〉と。臥龍公没して已に千載、而して世道に志有る者、皆三代の佐を以て之を許す。〈万古雲霄一羽毛〉と云ふが如き、之を伊呂伯仲の間に併しくし、而して蕭曹を以て道ふに足らずと為すが如し。此の論皆子美自り之を發す。考亭南軒近世の大儒發する能はざるなり。

〔考亭〕は朱熹(字は晦庵。一一三〇～一二〇〇)の号、〔南軒〕は張栻(字は敬夫。一一三三～一一八〇)の号。

なお、仇兆鰲『詳註』(巻十七)に「劉克莊曰く」として挙げるのは、「近世大儒不能発也」の八字を「近代大儒不能廢也」に作る。『唐宋詩醇』(巻十七)も同じ。東陽は〈子美〉を〈少陵〉と言ひ換えた以外は、それに拠る。

〈伯仲の間〉は、はなはだ近似していることを言う。兄弟に喩える

のである。伊尹・呂望は、殷周の王業を補佐した大賢。〈伊呂を見る〉は、世に再びこれを見るのを言うのである。〈指揮〉は、処置経画のこと。〈定〉は、呉を併呑し魏を平定することを指す。〈蕭曹〉(蕭何・曹參)の二人の宰相は、漢祖(劉邦)建国の際の元勳。〈蕭曹を失す〉は、もはや言うに足りないこと言うのである。魏・文帝(曹丕)の「典論」に「傅毅の班固に於ける伯仲の間のみ」、張輔の「名士優劣論」に「孔明の忠を觀れば、姦臣節を立つ。殆ど將に伊呂と儔を争はんとす、豈に徒に衆毅と伍を為さんや」。『蜀志』本伝に「白羽扇を執つて三軍を指揮す」、『漢書』陳平伝に「天下指麾すれば則ち定まれり矣」、後魏・崔浩の史論に「諸葛亮は蕭曹の亜匹為る能はず、謂ふに陳寿が亮を貶するは実を失すと為すに非ず」と。ここではこれらを合わせ用い、(一羽毛)の説を引き伸ばして言う。武侯の天資學問は、まされもなく王佐の才で、ほとんど〈伊呂〉と〈伯仲〉する。千載の後に、再びその出現を見、もし時を得て指麾(さしず)すれば天下は定まる。さすれば(蕭曹)の勲功のごとき、どれもあげつらうに足らず、もはやこれを称する者もあるまい。なんと〈万古雲霄の一羽毛〉ではないか。一聯は幾つも重ねて典故を用いているが、渾然として融化して痕跡なく、自然にうまくできあがつたかのようなのである。なんとも絶妙ではないか。鍾伯敬が云う、「対法奇変」。また云う、「下句は好眼、真に成敗を以て古人を論ぜず」と。劉後村が云う、「臥龍(孔明)が没してもはや千載になるが、世道に志ある者はみな夏殷周三代の輔佐たりうる資格ありとしてこれを認めている。この詩は、彼を伊呂伯仲の間に等しくして、蕭曹をば言うに足りない」とみなしている。この論は、少陵より発したもので、考亭(朱熹)・南軒(張栻)ら近代の大儒でさえ廢することができないものである」と。

運移^{注23}漢祚終ニ難レ復^レ 志決^{シテ}身ハ殲^ル軍務^ヲ勞

※終難復…モウトリモドサレヌ 志決…カクゴシテ

運移ハ天運已ニ去也。所謂此天也非レ人ニ也。雖三則有ト武侯之人、抑亦如レ之何セシ哉。良ニ可レ悲耳。祚存故反、福祿也。志決スハ謂ニ以レ身ヲ殉ラレ國ニ。舊註謂ハ志決ニ於レ恢復、非レ是。出師ノ表曰、先帝託レ臣ニ以レ討ト賊ヲ、臣才弱敵疆。然トモ討賊ヲ、王業亦亡ヒシ。惟坐シテ待レ亡マ、孰ニ若伐レ之ヲ。臣鞠躬盡ク瘁、死シテ而後已シ。至テ於レ成敗利鈍ニ、非三臣ノ明所ニ能逆レ觀レ也。志決スハ即指レ此也。侯既シテ帥師ヲ伐レ魏ヲ、與三司馬懿對ニ壘於渭水ノ南原ニ。相持スルコト百餘日、罰二十以上ハ皆親レカス之ヲ。懿聞侯在二軍中ニ夙ニ興夜ニ寐テ食少ク事煩マ、噂シ其不レ能レ久シキト。遂ニ病ニ薨ニ於レ軍ニ。故ニ曰身ハ殲軍務ノ勞ト、殲音尖、滅也。夫漢運已ニ移マ、不レ可ニ再レ復レス。武侯之明、豈不ニ之ヲ知ラ。然トモ討賊ノ義、固ニ不レ容レ已ム、則決シテ志ヲ殉レ身ヲ、遂ニ殲於軍務之勞ニ。信ニ鞠躬盡ク瘁テ、死シテ而後已シ也。蓋君子之道、自家之事ハ、知レテ命ヲ自安シス焉。至テ於君臣之義ニ、雖レ不レ可レ爲、然トモ不レ容レ已ム。是武侯也。説テ而至此、殆欲レ泣レ血ニ。況謂シテ遺像ニ而弔レ之乎。嗚呼。

(注23) 〈運〉字、錢注(卷十五)は〈福〉に作る。

(注24) 中唐・韓愈「湖南の李正宗を送る序」(『韓昌黎集』卷二十一)に「此れ天なり、人力に非ざるなり」とある。

(注25) 例えば、『古今韻會舉要』に「祚、存故の反」。また『詩經』大雅・既醉の朱子『集注』に「祚は福祿なり」と。

(注26) 薛益『分類』に「志決すは、恢復に決す」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。釈大典『杜律發揮』に「徒曰志決於恢復、非下知孔明者也」と。

(注27) 「後出師の表」に「先帝は漢賊而立せず、王業は偏安せざるを慮る。故に臣に託するに賊を討つを以てせり。先帝の明を以て、臣の才を量る。故に臣の賊を伐つに、才弱く敵疆きことを知り。然れども賊を伐たざれば、王業も亦た亡ぶ。惟だ坐して亡ぶを待たんより、之を伐たんに孰与ぞ」と。また云う、「臣鞠躬尽く瘁け、死して後已まん。成敗利鈍に至つては、臣の明能く逆め觀る所に非ざるなり」と。

(注28) 『三國志』諸葛亮伝に「武功の五丈原に抛り、司馬宣王(懿)と渭南に

対す。(中略) 相持すること百餘日、其の年八月、亮疾病なり、軍に卒す。時に年五十四」と。またその裴松之注に引く「魏氏春秋」に「諸葛亮の使至り、其の寢食及び其の事の煩簡を問ふも、戎事を問はず。使對へて曰く、諸葛公夙に興夜寐、罰二十以上は、皆親ら之を擊り、噉食する所數升に至らずと。宣王曰く、亮將に死せんとす矣」と。なお、〈噉〉は『說文解字』に「聚語なり」とあるように、集まつて語る意だが、この一字で用いられることはほとんどない。和習的用法であるろう。

(注29) 例えば、『字彙』に「殲、將廉の切、音尖。(中略) 又た滅なり、刺なり」と。

(注30) 「唐詩貫珠」に「止だ漢運已に移つて、再び復す可からず。而れども侯は則ち志を決し身を殉じて、軍務に勞し、志を賚らして以て没す。良に恨む可きなり」と。

〈運移る〉は、天運がもはや去つたことである。いわゆる「此れ天なり、人に非ざるなり」である。よしんば武侯その人がいても、そもそもやはりこれをどうしようか、どうしようもないのだ。まことに悲しむべきことだ。〈祚〉は存故の反、福祿である。〈志決す〉は、身を以て國に殉ずること。旧註に「志恢復に決す」というのは、よくない。「出師の表」に曰く、「先帝臣に託するに賊を討つを以てす、臣才弱く敵疆し。然れども賊を討たざれば、王業も亦た亡びん。惟だ坐して亡ぶるを待つと、之を伐つと孰若ぞ。臣鞠躬尽く瘁け、死して後已む。成敗利鈍に至つては、臣の明能く逆め觀る所に非ざるなり」と。〈志決す〉は、とりもなおさずこのことを指すのである。武侯は全軍を率いて魏を伐ち、司馬懿と渭水の南原に土壘を構えて相對した。互いに持ちこたえること百餘日、鞭打ち二十以上の罰はすべてこれを自分で執り行つた。司馬懿は武侯が軍中であつて朝早く起き夜遅く寝ぬ食事の量が少く事務煩忙なるを聞き、その久しくは身が持たないことを噂した。そのまま病んで軍中に薨じた。それゆえ(身は殲く軍務の勞)という。〈殲〉、字音は尖、滅である。そ

もそも漢の命運はとつくに移り、再び〈復〉することはできない。武侯の賢明さからしてどうして知らぬことがあるうか。されど賊を討つの義は、まことにまさにやむべからざるもので、とすれば〈志〉を〈決〉し〈身〉を殉じ、かくて〈軍務〉の〈勞〉に〈殲〉きた。その言葉に違わず「鞠躬尽瘁、死して後已む」である。けれど君子の道として、自分の事は、天命を知り自ら安んずるが、君臣の義に至っては、できないことであっても、やめるわけにいかない。これぞ武侯である。この私でさえ説いてここまで来ると、ほとんど血の涙が出そうになる。ましてや公のように遺像に拜謁してこれを弔するのであれば、なおさらだ。ああ。

106 奉_下送_ス蜀州_ノ柏_二別駕_{將_テ中丞_ノ命_ヲ赴_ス江陵_ニ起居_ス衛尚書_ノ太夫}

人_上、因_テ示_ス從弟_{行軍司馬}位_一

廣德中_{注2}中丞_ヲ為_ス夔州_ノ都督_ト。柏_二未_レ詳_ナ。時_ニ

為_ス蜀州_ノ別駕_ト。詩中稱_ス愛弟_ト、則_チ為_ス茂琳_ノ弟_一也。將_ハ承_也、奉

也。王侯_ノ妻稱_ス太夫人_ト、母_ヲ稱_ス太夫人_ト。衛伯玉_{時_ニ以_ス工部尚書_ヲ}

為_ス江陵_ノ節度使_ト、封_ス陽城郡王_ト。其母加_ヘ鄧國_ノ太夫人_一。公

有_ス奉_ニ賀_ス陽城王_{太夫人}恩命_ヲ詩_上。考_ル衛尚書_母以_ス恩命_ノ年_ヲ

卒_ス。夔州_{隸_ス江陵_ノ節度使_ニ、故_ニ柏中丞_{因_テ其寢_ニ疾_ニ、遣弟_{將_レ}}}

命_ヲ而候_二問_ス之_也。起居_ハ者_{候_二問_ス其起居_之安否_也。故_ニ卑}

謁_ニ尊崇_ニ曰_ク祇_ニ候_ニ起居_ト。後世省_キ呼_テ、單_ニ曰_ク起居_ト。全_ク不_レ

成_レ義_ヲ。然_{トモ}承_レ誤_ヲ通用_{シテ}為_ス問_{安_ノ之}義_ト。蓋_シ自_レ唐_{時_ニ已_ニ然_ル}

也。杜位_{見_レ前_ニ。時_ニ為_ス江陵_ノ行軍司馬_ト。故_ニ令_ス柏_二示_シ及_ス}

此送詩_也。位_ハ為_ス公_之侄_ト。今_{曰_ク從弟_ト、應_ニ是_從侄_之誤_{ナル}。}

(注1) 〈位〉字、錢注(卷十七)は〈佐〉に作る。

(注2) 顧宸「註解」に「広徳二年(七六四)、夔州中「忠」都防御使を置く。

治は夔州。夔州都督、當に防御使を兼領すべし。中丞は蓋し其の兼官な

り。柏茂琳、節度使を以て夔州に遷る。中丞は乃ち茂琳なり」と。宇都

宮遷庵の両著にも挙げる。これは『新唐書』卷六十七、方鎮表四の記述に拠つたもので、(夔州中)の〈中〉字は、〈忠〉の訛字。御史中丞は、御史台(官僚検査庁)の次官で、正五品上。なお、邵傳「集解」に初句の〈中丞〉の下に「柏貞節なり」と注するが、同一人物。近人岑仲勉「唐集賢疑」の「柏貞節は即ち茂琳の改名」の条参照。

(注3) 薛益「分類」(卷二、別送)に「柏二は未だ詳らかならず」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。

(注4) 別駕は、刺史の上級補佐官で、蜀州(今の四川省重慶県)の別駕は、從四品下。宇都宮遷庵の増広本に「通典に刺史に從ひて部を行すると

き、別に伝車に乗す、故に之を別駕と謂ふ」と。中唐・杜佑「通典」卷三十二、職官十四、総論州左の条に見える。行部は、管内を巡視するこ

と。

(注5) 「字彙」に「又た承なり、奉なり」云々と。

(注6) 衛伯玉については、「旧唐書」卷二一五、「新唐書」一四一に伝がある。それらに拠れば、広徳元年(七六三)、荊南節度觀察使に任ぜられ、まも

なく檢校工部尚書を加官され、城陽郡王に封ぜられたというが、(城陽

は(陽城)の誤倒であろう。次の(注7)に挙げた杜詩参照。

(注7) 「陽城王太夫人の恩命もて鄧国太夫人を加へらるるを奉賀す」詩(詳註卷二十一)。その原注に「陽城郡王は衛伯玉なり」と。

(注8) 顧宸「註解」に「奉賀陽城王太夫人恩命」詩のあることを指摘し、「考ふるに衛尚書の母是の年において卒す。必ず其の疾に寝ぬるに因つて

之を起居す」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。

(注9) 顧宸「註解」に「起居と曰ふは、別駕をして其の起居の安否を候問せしむるなり」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。

(注10) ちなみに、晩唐・李涪「李氏刊誤」(「說郛」弓十三所収)に「今代、尊崇に謁見するに、皆曰く、(謹んで起居を祇候す)と。起居は、動止なり。理固に乖かず。近者復た云ふ、(謹んで某官を起居す)と。其の義

何くにか在る。相承けて斯に誤る、曾て心を經ず」と。

(注11) 詠注稿(六)、036「杜位に寄す」詩。

(注12) 顧宸「註解」に「位は公の侄。今、從弟と曰ふ。應に是れ從侄の誤りなるべし」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。これに対して、陳廷敬

「杜律詩話」は「或いは曰く、位は公の姪。今、從弟と曰ふ。應に是れ

從姪の誤りなるべしと。愚謂へらく題に從弟と稱し、詩に惠連と稱す。本と誤り有るに非ざるなり」と反駁する。東陽も(注11)に挙げた「杜位に寄す」詩の詳解では「位は公の從弟」とするが、そのほうがよい。なお、近人陳冠明・孫懷婷撰『杜甫親眷交游行年考』(上海古籍出版社、二〇〇六年)には杜甫の從弟とし、その事跡についての考証がある。

広徳(七六三〜七六四)年間、柏茂琳が御史中丞の肩書で夔州都督となつた。(柏二)は、未詳。時に蜀州別駕であつた。詩中に「愛弟」と稱することからすれば、茂琳の弟である。(將)は、承である、奉である。王侯の妻を夫人と稱し、母を(太夫人)と稱する。衛伯玉は時に工部尚書の肩書で江陵節度使となり、陽城郡王に封ぜられ、その母には鄧国太夫人を加えられた。公に「陽城王太夫人の恩命を奉賀す」詩がある。考えるに(衛尚書)の母は、恩命を受けた年に卒したのであろう。夔州は江陵節度使に属する。されば(柏中丞)はその病床に臥していることから、弟を遣わし(命)を(將)てこれを見舞わせるのである。(起居)とは、その起居の安否を見舞うことである。されば目下の者が長上に調するのを「祇(ひた)んで起居を候す」という。後世省略して呼稱し、たんに「起居」というが、全く意味をなさない。されど誤まりを踏襲し通用して問安(御機嫌伺い)の義となる。けだし唐代からすでにそうであつたのだから。(杜位)は、前に見える。時に江陵の行軍司馬であつた。それゆえ(柏二)にこの送別の詩を示させるのである。位は公の任(お)か。今、ここで(從弟)というのは、きつと從姪の誤りに違ひない。

中丞問俗畫熊頻(注13) 愛弟傳書彩鶴新(注14)
問俗(注15)詢州民風俗(注16)、恤其所疾苦也。漢制、刺史車畫熊於軾(注17)。頻(注18)、言數。出行部、勤勞(注19)職務也。彩鶴(注20)、謂舟。詳(注21)于前。蓋柏中丞州務無暇、故遣弟傳書於衛尚書。其行色之壯(注22)、乘畫鶴之舟(注23)、而下峽赴江陵也。
(注13) 薛益『分類』に「俗を問ふは、民風を詢ふなり」、顧宸『註解』に「俗

を問ふは、民風土俗を問ふなり」と。いずれも宇都宮遜庵の増広本に挙げる。

(注14) 薛益『分類』に「画熊は、漢の制、刺史の車、熊を軾に画く」と。宇都宮遜庵の増広本に挙げる。

(注15) 訳注稿(九) 071「嚴大夫に奉侍す」詩に「去鶴」の語が見え、その詳解に「鶴、音逆。水鳥能く風を避く、故に江頭の人彩色船頭に画いて、以て飾りと為す。因つて船を謂ひて鶴と為す」と。

(俗を問ふ)は、州民の風俗を調査し、その生活上の困苦を振恤するのである。漢代の制度では、刺史の車は(熊)を軾に(画)いた。(頻)は、しばしば出て所轄の地域を巡察し、職務に勤勞することを用いのである。(彩鶴)は、舟のこと。前に詳しく見える。けだし柏中丞は州務に暇なく、それゆえ弟を遣して(書)を衛尚書に(伝)えさせたのであろう。その旅立ちの壮なること、(鶴)を画いた舟に乗つて峽を下つて(江陵に赴く)のである。

遷轉五州防禦使 起居八座太夫人

遷轉、言下柏中丞由他官(注16)擢膺此職也。唐制、大郡要地、

當賊衝者、置防禦守捉使。唐書方鎮表夔州都督兼領夔

歸峽忠萬五州防禦使。八座、謂尚書官。後漢光武朝分尚

書爲三曹、即古六卿之任。并尚書令尚書僕射謂之八座。

隋唐以尚書左右僕射六部尚書爲八座。衛爲工部尚書、故

稱其母曰八座太夫人。柏二此行、將五州防禦使之命、

問八座太夫人之疾、亦可謂重矣。

(注16) 釈大典『杜律發揮』に「唐時、大郡要地、當賊衝者、置防禦守捉

使」と。なお、元・馬端臨『文獻通考』卷五十九、職官十三、防禦使の

条に「天室中、安祿山犯順し、大郡要地、賊衝に当たる者、防禦守捉使

を置く」と。(賊衝)は、賊軍の進む道筋。

(注17) 薛益『分類』に「五州は、唐書方鎮表に夔州と峽・忠・歸・萬五州の防禦使兼荆南節度使に隸す」と。『新唐書』卷六十七、方鎮表四、乾元二年(七五九)荆南節度使の項に「夔・峽・忠・歸・萬五州を以て夔州に隸す」と。

(注18) 例えば、『初学記』卷十一、職官上、諸曹尚書の条に「光武分けて六曹と爲し、一令一僕射と并せて之を八座と謂ふ」と。また『大唐六典』卷一、尚書令の条に「尚書令は百官を総領し、端揆を儀刑するを掌る。其の属に六尚書有り、周の六卿に法る」と。

(注19) 邵傳『集解』に「唐は六尚書左右僕射を以て合せて八座と爲す」と。
(遷転)は、柏中丞が他官より拔擢されて、この職に充てられたことを言うのである。唐代の制度では、大郡や要地で、賊軍の正面に当たるところには、防禦守捉使を置いた。『唐書』方鎮表に「夔州の都督は夔・歸・峽・忠・万の五州の防禦使を兼領する」と。(八座)は、尚書の官。後漢・光武帝の朝廷で尚書を分けて六曹(六つの部局)とした。とりもなおさず古代の六卿(天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官)の任務。尚書令・尚書僕射を合せてこれを八座という。隋・唐では尚書左右尚書僕射・六部尚書を八座とした。衛は工部尚書であるから、それゆえその母を称して「八座の太夫人」という。
(柏二)のこの行は、「五州防禦使」の命で、「八座の太夫人」の病氣見舞いをするもので、やはり任務重大といえよう。

楚宮臘送荆門水 白帝雲偷碧海春

楚宮、在夔、見上。臘送、謂峽中臘盡冰釋而流也。荆門、山名。與昭君村荆門異。水經、注江水東歷荆門虎牙之間。荆門山在南。上台下開、其狀似門。虎牙山在北。此

二山楚之西塞也。偷、謂先時暗占。白帝、城名。見前。此指夔府言。城倚山、高聳、故城頭曉雲、遙映海日之光。臘中已含暄和之氣。氣如春也。二句祝天氣和而舟行安。蓋此行屬臘末、適風日靜暄也。

(注20) 前出、102「詠懷古跡八首」其一。

(注21) 臘については、訳注稿(三)、007「臘日」詩の詳解に「臘は歳終祭の名。古は冬至の後第三戌の日を用ふ。唐朝以来、大寒後の辰の日を以て臘と爲す」と。

(注22) 前出、103「詠懷古跡八首」其三。

(注23) 『水経注』卷三十四に「江水又東して荆門虎牙の間を歴す。荆門は南に在り、上合し下開く。閭徹山の南、門有り虎牙に像る。石壁色紅、間に白文有り、牙形に類す。並に物像を以て名を受く。此の二山は楚の西塞なり」と。

(注24) 訳注稿(中)、082「白帝城の最高楼」詩。

(注25) 訳注稿(中)、022「至日興を遣る。北省の旧閣老・両院の故人に奉寄す二首」其一に「氣氤」の語が見え、「ハルメキタル」と左訓を施す。

(注26) 積大典「杜律發揮」に「日出海東、西映暎雲、有晶暄和之氣。故曰偷春。此蓋別時之景、屬臘末也」と。

〔楚宮〕は夔にあり、前に見える。(臘送)は、峽中では臘日が終わり水が積けて流れることである。(荆門)は、山の名。前出の昭君村の荆門とは異なる。『水経注』に「江水は東のかた荆門・虎牙の間を歴す。荆門山は南にあり。上合し下開き、そのさまは門に似ている。虎牙山は北にある。この二つの山は楚の西塞である」と。(偷)は、時に先んじて暗に占めること。(白帝)は、城の名で、前に見える。ここは夔府を指して言う。城壁は山によりかかつて高く聳え、それゆえ城壁の上にかかる暎(雲)が遙かに(海)日の光に映じ、(臘)のさなかにもう暖かくのどかな気を含む。その気もやまやま立ち籠めて春色のようである。二句は天氣がおだやかで舟行の安らかなことを祝す。ただしこの行は(臘)末に属し、おりしも風や日ざしものどかで暖かいのである。

與訓爲。此囑柏二寄聲杜位。以惠連比杜位、稱其賢從弟也。宋書謝惠連能屬文、族兄靈運嘉尚之云、每有篇章、對惠連、輒得佳句。嘗思詩、竟日不成就。忽夢見惠連、即得池塘生春草、大以爲工。蓋位亦有詩才、故望其無惜而寄來也。斑鬢、謂二毛。總如如銀、滿頭皆白也。位見公、斑鬢之時、而未知其總如如銀。故報示、吾衰甚、而促其寄詩相慰也。

報示、吾衰甚、而促其寄詩相慰也。

(注27) 〈与報〉の二字、錢注および輯註(卷十八)は互倒して〈報与〉に作り、輯註に「一に与報に作る」と。

(注28) 『宋書』卷五十三、謝方明伝に附された謝惠連伝には見えない。これは『南史』卷十九の謝惠連伝。ちなみに、『集千家註』(卷十六)は『宋書』として「輒得佳句」までを挙げる。なお、六朝梁・鍾嶸『詩品』卷中に「謝氏家録」を引いて、「康樂は惠連に対する毎に、輒ち佳語を得。後、永嘉西堂に在りて、詩を思ふも竟日就らず。寤寐の間、忽ち惠連を見る、即ち池塘春草を成す。故に嘗に云ふ、此の語神助有り、我が語に非ざるなり」と。『宋書』謝惠連伝は、興膳宏編『六朝詩人伝』に訳注がある(中純子執筆)。また謝靈運の伝は『宋書』卷六十七に見え、同じく『六朝詩人伝』に訳注がある(斎藤稀史執筆)。

(注29) 『論語』述而篇に「甚だしいかな、吾れの衰ふるや」と。原文は、「甚」字の下に「一」点を缺く。今、これを補う。

なお、結びの二句、薛益『分類』は、詩を惜しむのを杜甫自らのことだとし、頭が真っ白になったのは苦吟のせいだと解して、「末聯は乃ち声を杜位に寄す。一詩を惜しんで以て汝に示さざるに非ず。当に知るべし向時の二毛、今、尽く白し矣。亦た苦吟の爲の故に、是を以て吟少くなり」と説く。顧宸『註解』も同様の解釈。いずれも、宇都宮遯庵の増広本に挙げる。

〈与〉は、たぬ為にと訓じる。ここでは〈柏二〉に頼んで杜位に言付けする。〈惠連〉を以て杜位に比するのは、その賢従弟たるを称するのである。『宋書』に「謝惠連能く文を属す、族兄靈運之を嘉尚して云ふ、篇章有る毎に、惠連に対すれば、輒ち佳句を得。嘗て詩を思ひ、竟日就らず。忽ち夢に惠連を見る、即ち池塘春草を生ずの句を得、大いに以て工たくみと為す」と。けだし杜位もやはり詩才があり、それゆえその才を出し惜みすることなく詩を寄せ来るのを望むのである。〈斑鬢〉は、二毛(ごま)しお頭のこと。〈総て銀の如し〉は、頭全部が真っ白なことである。杜位は公の〈斑鬢〉の時を見ているが、まだその〈総て銀の如〉くなっているのを知らない。それゆえ自分が衰えたることの甚しきを報示して、詩を寄せ慰めてくれるのを催

促するのである。

107 閣夜

西閣夜中ノ感吟、歎ス兵禍不レ息也。

西閣夜中の感吟で、兵禍がやまないのを嘆くのである。

歲暮陰陽催ニ短景一

天涯ノ霜雪霽ニ寒宵一

先敘下自ニ歲暮一而入レ夜ニ之事也。起句陰陽推遷、短晷忽促、已迫

歲暮也。此流年之恨、併テ動ニ遲暮之感也。所以末ニ歎ニ終ニ黃土漫ニ

寂寥也。次句雨雪新ニ霽、霜宵凜冽、長天蕭寥、此承得テ憂ニ

苦シ、何等ノ悽慘也。

(注1) 〈宵〉字、輯註(卷十五)は〈霄〉に作り、「一に宵に作る」と。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。

(注2) 釈大典『杜律發揮』に「陰陽、謂ニ陰陽推遷也也。解シ日月一解陰晴、並非也也」と。日月と解するのは邵宝『集註』(卷二十三、樓閣類)および薛益『分類』(卷二、樓閣)それに『文体明弁』(卷十五、七言律詩下、雜詩)で、陰晴と解するのは顧宸『註解』。『分類』『註解』は、宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。

(注3) 『唐詩貫珠』(卷五十一、冬)に「起句は冬乃ち歲暮日短く、陰陽の氣催促して過ぎ易き者の若しと言ふと雖も、然れども結句を詳らかにするに、兼ねて年已に遲暮、陰陽来たり短景を催すを言ふに似たり。乃ち首を廻らすに堪へざるの語。結に〈終に黃土〉〈漫に寂寥〉と言ふ所以なり」と。〈遲暮〉は、衰老をいう。訳注稿(六)、040「野を望む」詩の詳解参照。

先ず〈歲暮〉より述べて夜に入るの事を叙する。起句は〈陰陽〉が推し遷り、短晷(日影)がたちまち促し、もはや〈歲暮〉に迫る。これは年が流れゆくのに対する恨みで、併せて遲暮の感を動かす。詩末に〈終に黃土〉〈漫に寂寥〉と嘆ずるゆえんである。次句は降る〈雪〉が〈霽〉れたばかりで、〈霜〉の降りた夜は冷え冷えとし、天空は静まりかえっている。ここの承けかたは更に苦しく、なんと悽

惨なことが。

五更ノ鼓角聲悲壯 三峽ノ星河影動搖

※悲壯：モノスゴシ 動搖：ユラユラ

五更ノ寅ノ時也。城樓近レ曉ニ、擊テ鼓ヲ吹テ角ヲ、以テ警ニ戍卒ヲ。是閣上ニ所レ聞、時ニ屬シ雪後ニ、霜空肅然、故ニ其聲殊ニ悲壯ナル也。後漢ノ禰衡善テ擊テ鼓ヲ爲シ漁陽搥過。聲節悲壯、聽者莫レ不ニ慷慨也。此暗ニ用ニ其語ヲ。是時蜀中崔旰ノ亂未レ息、故ニ警備猶嚴ナル也。三峽之水、閣上ヨリ所ニ下ニ瞰、天漢ノ星影、映レテ波ニ的礫、隨テ流ニ動搖ス。亦將ニ曉ニ之景也。漢武故事ニ星辰動搖ス。東方朔謂テ民勞之應ト。此亦用ニ其語ヲ。故ニ與ニ前句一斤量相稱フ。然レトモ只是即景ノ語、不ニ必シ取ニ其意也。或ハ引ニ天官書ノ星動ハ爲ニ用レ兵ノ象ニ、泥メテ矣。未ニ必太平ノ時星光不レハアラ動也。蔡條カ西清詩話ニ云、作レ詩ヲ用ル事、要ス如キ釋語ニ所レ謂水中ニ著レ鹽、飲レ水ヲ乃知ニ鹽味。如ニ少陵ノ此聯、人徒ニ見レ陵ニ轆ス造化ノ工上、不知ニ乃用ニ故事。此說詩家ノ秘藏也。

(注4) 五更については、訳注稿(三)、008「賈至舍人早に大明官に朝するを奉和す」詩および訳注稿(五)、022「至日興を遣る。北省の旧閣老・両院の故人に奉寄す二首」其一の詳解参照。

(注5) 角については、訳注稿(六)、031「野老」詩の詳解に「角は一名呼囉。(中略)軍中警嚴の音」とあるのを参照。

(注6) 薛益「分類」に「悲壯は、禰衡漁陽の搥を過す。その声悲壯」と。輯註に「禰衡伝に善く鼓を撃つ。曹操召して漁陽搥過を為さしむ。容態異有り、声節悲壯」と。「分類」は、宇都宮逯庵の増広本に挙げる。禰衡の伝は、『後漢書』文苑列伝下に見えるが、(搥字を(參)に作り、初唐・李賢注に「參過は是れ鼓を撃つ法」と。

(注7) 崔旰については、訳注稿(一)、「杜文貞公伝」に「永泰元年、武卒す。公依る所無し。属たま崔旰乱を作し、蜀大いに乱る」とあり、その(注56)参照。なお、(旰)は(吁)の訛字。

(注8) もとは(注11)に挙げた蔡條『西清詩話』に見え、これを『集千家註』(巻十六)に引く。宇都宮逯庵の詳説には『集千家註』

(注9) 顧宸「註解」に「此れ閣上將に曉んとするの景を言ふに過ぎず、必ずしも漢武の星動き民勞するの説を引かず」と。

(注10) 張遠『會粹』(巻十七)に「史天官書の注に正義に曰く、左旗九星は河鼓の左に在り、右旗九星は河鼓の右に在り。動搖するときは則ち兵起くる」とあり、宇都宮逯庵の詳説に引く。史天官書は、『史記』天官書。正義は、盛唐・張守節の『史記正義』。

(注11) 『集千家註』および薛益「分類」に「蔡條が西清詩話に云ふ、詩を作つて事を用ふるは、釈語の水中に塩を著く、水を飲んで乃ち塩味を知るが如きを要す。此の説は詩家の秘藏なり。子美が五更の鼓角声悲壯、三峽の星河影動搖の如き、人徒に造化を慶樂するの工を見て、乃ち故事を用ふるを知らず。禰衡漁陽の搥を過し、其の声悲壯。漢武故事に星河動搖す。東方朔謂へらく民勞の応と。則ち事を用ふる者は風を繋ぎ影を捕ふるが如し。豈に迹有らんや」と。「分類」は、宇都宮逯庵の増広本にも挙げる。蔡條『西清詩話』については、訳注稿(五)、026「堂成る」詩の詳解にも見える。その(注26)参照。

(五更)は、寅の刻(午前四時)である。城樓は曉に近づき、(鼓)を撃ち(角)を吹いて、戍卒を警しめる。これは閣上に聞えたもので、時に(雪)後に属し、(霜)空は肅然として、それゆえその調子はことさら(悲壯)である。後漢の禰衡は善く鼓を撃ち漁陽搥過の打ち方をした。声節悲壯で、聴く者は慷慨せぬものはなかった。ここでは暗にその語を用いる。この当時、蜀中では崔旰「吁」の乱がまだ終息せず、それゆえ警備はなお厳しかったのである。(三峽)の水は、閣上より見おろしたもので、天漢の星(影)は、波に映じて的礫(きらきら)ときらめき、流れに随つて(動搖)(ゆらゆら)する。やはり曉にならうとする景色である。『漢武故事』に「星辰動搖す。東方朔謂ふならく民勞の応と」と。これもやはりその語を用いる。それゆえ前句と均衡がとれている。されどただ眼前の景色に即した語で、必ずしもその意を取るのではないのである。或いは「天官書」の「星動くは、兵を用ふるの象と為す」を引くのは、拘泥しすぎだ。いまだ必ずしも太平の時にも星光が動かないわけではない

い。蔡條の『西清詩話』に云う、「詩を作つて故事を用いるのは、仏教語のいゆる水中に塩を入れるがごときを要す。水を飲んでやつと塩味だとわかる。少陵のこの聯の場合、人はいたずらに造化を凌駕する巧さを見るだけで、故事をちゃんと用いているのを知らない」と。この説は「詩家の秘蔵」である。

野哭千家聞戰伐、夷歌幾處起漁樵。

野哭ハ言下嗟號泣盈于道路ニ、不唯家裏ノミナラ也。千家ハ猶レ言カ家
家ト。聞戰伐ヲ、聞戰伐之苦也。蓋寇亂之禍、民死ニ鋒鏑者、
不レ可勝計。孤兒寡婦、家家哀悼。號哭之聲、慘トシテ震ニ四野ニ
也。寫得淋漓、令レ讀者酸鼻。夷歌ハ夷腔之歌。幾處、言レ
多キヲ。此嘆ニ俗變スルヲ。蓋山野處蠻夷之歌聲起于漁樵之間。是
蜀中半ハ爲レ左枉、殆有漢皆已レ得レ楚乎之嘆也。夫蠻夷雜
居シテ、歌哭相亂。乃世變之深ク可慮者、而吾民皆慘愴、彼ハ則
傲然トシテ自得、尤不レ可堪也。

(注12) 「千」字、錢注(卷十四)は「幾」に作り、「晋は千に作る」と注する。

南宋・吳若の「杜工部集後記」によれば、晋は五代後晋・開運二年(九二四)の官書。

(注13) 「幾」字、錢注は「數」に作り、「晋は是に作る」と注する。輯註は「是」に作り、「晋は是に作り、一に數に作る」と。輯註は、宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。

(注14) 邵傳「集解」に「千家と言ふときは則ち鋒鏑に死する者多し」と。鋒鏑は、刀矢。

(注15) 酸鼻の語、訳注稿(四) 090「白帝」詩の(注12)参照。

(注16) 邵宝「集註」に「夷歌は夷腔の歌」と。腔は、節回し。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。「文体明弁」も同様。

(注17) 宇都宮遯庵の詳説に「幾処ハ多ク云フ。処処ニ起ル義也」と。ちなみに、「文体明弁」には「幾処は少なきを言ふ」と。鈴木虎雄「杜少陵詩集」(卷十八)にも「幾箇処、その場所多からざるをいふ」とし、この聯を「戦伐の絶えぬ結果として無数の家家から野哭のこゑがきこゆる。之に対して漁樵の間から起る夷歌とではどれだけの場所から起るのか、

どれほどもあるまい」と解する。

(注18) 左枉は、えりを左前にして着ること。異民族の習俗。「論語」憲問篇

に「管仲微かりせば、吾れ髪を彼り枉を左にせん矣」と。

(注19) 垓下で漢軍に囲まれ、四面楚歌のなかで項羽が発した言葉。「史記」卷七、項羽本紀に見える。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。

(注20) 傲然自得の語、顧宸「註解」に「漁樵の人傲然として自得す、何ぞ夷歌を為すに至らん。夷歌漁樵の間に起るは、則ち声音習俗を移す」と。

宇都宮遯庵の両著にも挙げる。

〈野哭〉は、怨嗟号泣の聲が道路にみちあふれ、家の中ばかりではないのである。〈千家〉は、家家というのとほぼ同じ。〈戦伐を聞く〉は、〈戦伐〉の苦しみを〈聞〉くのである。けだし寇乱の戦禍で、民の鋒鏑に死する者は、あげて数えきれない。孤兒や寡婦がどの家でも哀悼し、号(哭)の聲は慘として四方の野に響きわたるのである。描きかたが生々しく、読む者に酸鼻させる。〈夷歌〉は、夷腔(異民族の節回し)の歌。〈幾処〉は、多いのを言う。ここでは習俗の変化を嘆く。けだし山野いたるところ蛮(夷)の〈歌〉聲が〈漁樵〉の間に起る。蜀中が半ば左枉となり、ほとんど「漢皆已に楚を得たるか」の嘆きがある。そもそも蛮夷雜居し、〈歌〉聲や〈哭〉聲が入り乱れる、なんとも世のありさまの変化の深く憂慮すべきもので、吾が民はみな悲惨愴であるのに、彼奴はといえは得意気にでかい態度でのさばって、とりわけがまんならないのである。

臥龍躍馬終黄土 人事音書漫寂寥

蜀志(注21)徐庶謂先主曰、諸葛孔明ハ臥龍也ト。夔府祀孔明ヲ、一ハ

在二八陣臺下、一ハ在二臥龍山ニ。躍音樂。蜀都賦(注22)公孫躍レテ馬ヲ而稱レト帝ト。謂二公孫述ニ號二白帝ト。夔有二白帝ノ祠、在二城中ニ。皆用二

本地之事ヲ、因テ所ニ見レ而及レ之ヲ。嘆ニ英雄ノ事業、彼モ亦一時ノナリシヲ也。人事、謂二人世ノ變遷ヲ。音書、指二故郷ノ消息ヲ。寂寥、言二中原ノ

時事寥絶シテ無レテ聞コト也。公倚閣ニ悵望シ、孤懷悠悠、廻ニ思スルニ人

間、一モ無レ可レ憑。彼英雄豪傑、一時風雲之勢、亦皆埋没シテ、

終ニ歸ス黄土ニ、唯有遺廟存スル耳。然ラズ則才能智勇、亦奚ヲ以爲哉。中原、禍亂、凶逆接レ踵テ、人事牢落、音書斷絶、總テ無ニ奈レ之何^一。亦唯強テ自寬慰シ、漫ニ任ス其寂寥ニ而已矣。此慷慨之極、不^レ得^レ已^{コトヲ}而拚^レ之也。韓退之^詩云、斷^ニ送^{スルハ}一生^ヲ唯^有酒、尋^ニ思^{スルニ}百計^ヲ不^レ如^レ閑、莫^レ憂^{コト}世事^ヲ兼^ニ身事^ヲ、須^テ著^テ人間^ヲ比^中夢^上間^上。亦是同一感慨。臥龍躍馬^{竝ニ}英傑^之稱。舊說以爲^ニ正邪俱^ニ亡^ニ、非^レ是。且公孫述本爲^レ王莽^ヲ而起^ル、非^レ叛^漢者^ニ也。帝^タ蜀^十餘年、逮^テ光武帝^興、不^レ降^而亡^フ。誠^ニ亦英傑也。故^ニ與^ニ武侯^竝稱^マ焉。史書^{スルハ}述^叛、謬^リ矣。謂^ニ之^ヲ邪^ト者^ハ爲^レ史^ノ所^レ誤^耳。

(注21) 『三國志』卷三十五、蜀書五、諸葛亮伝に「徐庶、先主に見え、先主之を器とす。先主に謂ひて曰く、諸葛孔明なる者は臥龍なり。將軍豈に之に見ゆるを願はんや」と。

(注22) 『大明一統志』卷七十、夔州府、山川の条に臥龍山の項があり、「府城東北五里に在り。上に諸葛亮が祠有り、因つて名づく」と見え、同巻、祠廟の条に武侯廟を挙げ、「府治の八陣台の下に在り。武侯は蜀漢の相諸葛亮」云々と。

(注23) 『文選』卷四、西晋・左思「蜀都の賦」。なお、杜甫の「白帝城に上る」詩(詳註巻十五)にも「公孫初め險を恃む、躍馬意何ぞ長かりし」と。

(注24) 『大明一統志』の夔州府、祠廟の条に白帝廟を挙げ、「府城の東八里旧城の内に在り。西漢の末、公孫述蜀に拠つて自ら白帝と称す(中略)唐の杜甫が詩に、白帝空しく祠廟、浮雲自ら往來す」云々と。杜甫の作は、「白帝城に上る」首、其二(詳註巻十五)。

(注25) 『孟子』公孫丑下に「彼れも一時、此れも一時」と。なお、「英雄事業」の語、「白帝城に上る」首、其一に「英雄事業を餘す、衰邁久しく風塵にす」とある。これは公孫述を称したものの。

(注26) ちなみに、訳注稿(六)、040「野を望む」詩に「堪えず人事日に蕭条」とあり、「人事」に「ヨノサマ」と左訓を施す。

(注27) 釈大典『唐詩解頤』(巻五)に「漫寂寥」の下に「人間を回視すれば一も憑る可き無し」と注する。

(注28) 中唐・韓愈(字は退之。七六八〜八二四)の「城南に遊ぶ十六首」其十五「興を遣る」詩(『韓昌黎集』巻九)に、「一生を断送するは唯だ酒有るのみ、百計を尋思するに閑に如かず。世事と身事とを憂ふる莫かれ、須らく人間を著て夢間に比すべし」と。「断送」は、消磨する、過ごす。当時の俗語。「兼」は、文語の与と同じ。「著」は、用と同じ。文語の以にあたる。邵傳『集解』に「韓愈云く」として後半二句を挙げる。宇都宮遼庵の両著には全句を引く。

(注29) 釈大典『唐詩解頤』に「終黄土」の下に「正邪俱に亡ぶ」と注する。これは、例えば邵傳『集解』に「古の英雄諸葛が忠、公孫が逆の如く忠逆同じからずと雖も、同じく尽くるに帰すれば、則ち人事音書も亦た其の寂寞に任せる而已」というのと同様の解釈。

(注30) 何に見えるか、不明。『後漢書』光武帝紀上には「是の時、長安の政乱れ、四方背叛す。(中略)公孫述は王を巴蜀に称し」云々とある。また史書ではないが、晚唐・羅隱(字は昭諫。八三三〜九〇九)の「知に投ずる書」(『全唐文』巻八九四)には「公孫述の叛するや、馬援其の陸戦して相見ゆるを怒る」と。

『蜀志』に徐庶が先主に対していうに、「諸葛孔明は臥龍なり」と。夔府で孔明を祀つた祠廟は、一つは八陣台の下にあり、一つは臥龍山にある。「躍」、字音は葉。「蜀都の賦」に「公孫馬を躍らして帝と称す」と。公孫述が白帝と号したことをいう。夔州に白帝祠があつて城中に在る。いずれも当地の故事を用い、見たものになんて言及する。英雄の事業は、彼もやはり一時なりしを嘆ずるのである。「人事」は、人の世の変遷のこと。「音書」は、故郷の消息を指す。「寂寥」は、中原の時事は寥絶(一向に音沙汰なく)して聞くことがないのを言うのである。公は閑にもたれて悵望し、孤懷悠悠(寄るべなき感懐ははてしなく)、思いを人の世に廻らすに、一もたのむべきことがない。かの英雄豪傑が一時風雲の勢も、いずれもみな埋没して、「終」に「黄土」に帰し、ただ遺廟の存するのがあるばかりだ。さすれば才能智勇も、何の役に立とうか。中原の禍乱は、凶逆の徒が踵を接して起こり、「人事」(世のさま)は牢落(すさまじく

荒廢)して(音書)(たより)は断絶し、すべてどうしようもない。やはりただ無理にでも心くつろがせ、(漫)(むだ)に(寂寥)に任せてそのまましておくのみだ。これは慷慨の極致で、やむをえずにこれをうちやるのである。韓退之の詩に云う、「一生を断送す唯だ酒有るのみ、百計を尋思するに閑に如かず、憂ふる莫かれ世事と身事と、須らく人間を著て夢間に比すべし」と。やはり同一の感慨。

(臥龍)(躍馬)は、ともに英傑の称。旧説に「正邪俱に亡ぶ」とみなすのは、よくない。それに公孫述はもともと王莽を誅せんがために起つたので、漢に叛く者ではないのである。蜀に帝たること十餘年、光武帝が興るにおよんで、降服せずに亡んだ。まことやはり英傑である。それゆえ武侯と併称する。史書に「述叛す」と記すのは、謬まつている。これを「邪」というのは史書に誤まられているのだ。

108 晝夢

前半ハ言ニ春氣相泥^{注1}テ、白晝貪^{注2}レ睡^{注3}。後半ハ睡覺^{注4}テ憂思^{注5}之詞也。

(注1) ちなみに、中唐・姚合の「遊春十二首」其四(『全唐詩』卷四九八)に「漸く覚ゆ春相泥むを、朝来睡り軽からず」と。

前半は春氣にほんわかとつまれ、白晝に(睡)を貪るのを言う。後半は(睡)が覚めて憂思する詞である。

二月饒^{注6}レ睡昏昏然^{注7} 不^{注8}獨夜短^{注9}晝分^{注10}ニ眠^{注11}ノミナリ

春氣著^{注12}テ人^{注13}ニ、殊^{注14}ニ饒^{注15}ニ睡味^{注16}、故^{注17}ニ晝日酣寢昏昏然^{注18}。不^{注19}獨因^{注20}ニ夜短^{注21}之故^{注22}也。用^{注23}ニ倒句ノ法^{注24}。晝分^{注25}ハ中晝也。

(注2) 顧宸「註解」に「二月は晝夜平分にして睡饒く昏昏に至る。此れ夜短きが故に非ず、正に昏昏の故に因つて、正午と雖も猶ほ眠るなり」と。

宇都宮遷庵の両著にも挙げる。

(注3) 邵宝「集註」(卷二十三、時序類) および薛益「分類」(卷二、晝夜)に「晝分は中晝なり」と。後者は宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。

春氣に襲われて、ことさら(睡)味(饒)く、それゆえ真つ晝間にぐつすり眠り込んで(昏昏然)としている。(独)だ(夜)の(短)

いせばかりではないのである。倒句の法を用いる。(晝分)は、中晝である。

桃花氣暖^{注26}ニ眼自醉^{注27} 春渚日落^{注28}夢相牽^{注29}

桃花爛漫醉^{注30}眼^{注31}、泥^{注32}暖氣^{注33}ニ而睡濃^{注34}。春渚芳菲牽^{注35}夢^{注36}、及^{注37}テ落^{注38}日^{注39}ニ而未醒^{注40}。此申^{注41}說^{注42}所^{注43}以^{注44}饒^{注45}睡^{注46}、而敘^{注47}夢魂樂遊之況^{注48}。蓋平昔在^{注49}愁中^{注50}、鬱悒無^{注51}所遣^{注52}、唯黑甜^{注53}之興^{注54}、聊足^{注55}自慰^{注56}也。

(注4) 原文は(日)字の下に「一」点を缺く。今、これを補う。

(注5) 黒甜は、熟睡。北宋・蘇軾「広州を發す」詩(『蘇文忠詩合註』卷三十八)に「三杯飽の後、一枕黒甜の餘」とあり、その自注に「俗に睡を謂ひて黒甜と為す」と。

謂ひて黒甜と為す」と。

(桃花)爛漫として(眼)を(醉)わせ、(暖)い(氣)に包まれて(睡)りは濃やかである。(春渚)は芳菲(香ぶんぶん)として(夢)を(牽)き、落日に及んでもいまだに醒めない。これは(睡)りが(饒)いわけを引き伸ばし説いて、(夢)魂のふわふわと遊び楽しむありさまを叙する。けだし平昔(ふだん)は愁のなかにあつて、鬱悒(胸ふたぐ思)のやりばがなく、ただ黒甜の興のみが、いささか自ら慰めるに足るのである。

故郷門巷荆棘^{注57}底 中原ノ君臣豺虎^{注58}邊
豺虎ハ謂^{注59}ニ寇盜擾亂^{注60}。上ノ句哀^{注61}ニ鄉里ノ荒涼^{注62}、下ノ句爲^{注63}ニ國家ノ危懼^{注64}。夢轉^{注65}テ而入^{注66}レ憂^{注67}、愀然^{注68}トシテ見^{注69}ニ此狀^{注70}。既^{注71}覺^{注72}テ而悲^{注73}レ之^{注74}、不^{注75}レ勝^{注76}ニ感慨^{注77}ニ也。

(豺虎)は、寇盜擾亂のこと。上の句は郷里の荒涼を哀しみ、下の句は國家のために危ぶみ懼れる。(夢)は転じて憂に入り、愁いながらにこのありさまを見る。やがて目が覚めるとこれを悲しみ、感慨にたえないのである。

安^{注78}得^{注79}テ農^{注80}ノ息^{注81}ニ戰鬪^{注82} 普天無^{注83}レ吏^{注84}横^{注85}ニ索^{注86}ニ錢^{注87}

※横：ムタイ

横去聲、不^{注88}レ以^{注89}レ理^{注90}也。二月農務之時、故^{注91}ニ念^{注92}ニ及^{注93}レ之^{注94}。安^{注95}得^{注96}テ戰鬪

始息^テ而民就^ニ東作^ト、^(注5)普天之下遍蒙^ニ德澤^ヲ、使^{コト}虐吏猾胥^ヲシテ不^レ得^テ借^テ口^ヲ軍需^ニ横征暴斂^{スル}乎。公憫^ニ斯民^ヲ、嘆^{シテ}而至^レ此^ニ、雖^レ則夜分^ト、又耿耿^{トシテ}不^レ能^レ寐^ル寐^ル矣^ト。

(注6) 薛益『分類』に「横は理を以てせざるなり」と。宇都宮遯庵の両著にも挙げる。なお、『字彙』に「去声、戸孟の切、理に順はざるなり」と。

(注7) 原文の訓点は誤り。「念^ニ及^之」か「念^ニ及^之」とすべきであろう。

(注8) 東作は、春耕。『書経』堯典に「寅^ニ出^づる^日を^賓き、東作^を平秩^す」^(注9)とあり、孔伝に「歳は東に起^り、而して始めて耕に就^く、之を東作と謂^ふ」^(注9)と。

(注9) 顧宸『註解』に「此の二月乃ち農務の時に当たつて、安んぞ戦闘^{こと}尽^く息^め、普天虐吏をして口を軍需に借りて横征暴斂^{こと}する^{こと}を得^ざら^しめ、庶幾^はくは心眼をして一たび醒めしめんや。嗚呼、公此に至^つて又た耿耿^{として}寐を成^さず矣^と」^(注9)と。宇都宮遯庵の増広本にも挙げる。〈普天〉は、天下。〈耿耿〉は、心落ち着かず眠れないさま。『詩経』邶風・柏舟に「耿耿^{として}寐ねられず、隱憂^有る^がと^し」^(注9)と。

〈横〉は、去声。道理を以てしないことである。〈二月〉は農務の時^(注9)で、それゆえこれに思い及ぼし氣にかける。どうにかして〈戦闘〉がようやく〈息〉んで民が春の農作に就き、〈普天〉の下、あまねく天子の徳沢を蒙^つて、暴虐な下役人や狡猾な手代に軍需を口実にして勝手放題無理無体に税を取り立てさせないようにしたいものだ。公は民人を憫れみ、嘆じてここに至る、とすれば夜分とはいえ、また耿耿(胸さわさわ)として眠ることができないのだ。

109 雨不^レ絶

嘆^ニ雨可^{シテ}已^マ而不^レ可^{シテ}已^マ也。

雨がやみそう^(注10)でやまないのを嘆^ずるのである。

鳴雨^既過^テ漸^ク細^微 映^レ空^ニ搖^颺 如^シ絲^ノ飛

鳴雨^ハ大雨^也。搖颺^ハ雨帶^チ風^ヲ飄^ル貌^也。起^レ句^言雨不^レ絶。次^レ句^寫細雨^之状^ヲ。蓋^ハ鳴雨^儻然^{トシテ}而過[、]則^當快霽^無痕[、]而^簾纖^如。

節々、飄風^不休、令^人懊惱^也。

(注1) 簾織は、細微のさま。畳韻の語。例えば、中唐・韓愈「城南に遊ぶ六首」其十一「晚雨」詩(『韓昌黎集』巻九)に「簾織たる晚雨晴るる能はず、池岸草間蚯蚓鳴く」と。

〈鳴雨〉は、大雨である。〈搖颺〉は、雨が風を帯びて飄るさま。起句は〈雨〉の〈絶〉えないのを言う。次句は細雨のありさまを写す。けだし〈鳴雨〉が儻然(さあーっ)と通り過ぎると、当然すかっと晴れ上がって跡形もないはずであるのに、節^(注11)にかけたように細かな雨粒が風に飄つてやまず、人を懊惱させるのである。

階前^短草泥不^レ亂 院裏^長條風乍稀^(注12)

汚亂^ニ。庭院條長^シ、尤能惹^レ風^ヲ、而風衰^テ乍稀^疎。此暗^ニ點^化雨不^レ破^塊塊^風不^レ鳴^枝、喜^下雖^雨不^レ絶、然^幸霏微^不害^物也。

(注2) 不には、平声と上声とがあるが、ここでは平仄(二四不同二六対)の関係から平声に読む。

(注3) 邵宝『集註』(巻二十三、天文類 および薛益『分類』(巻二、天文

(注4) 前漢・董仲舒「雨電対」(『古文苑』巻十一)に「太平の世は則ち風条を鳴らさず、開甲散萌するのみ。雨塊を破らず、潤業律莖するのみ」と。点化は、古人の詩句に手を加えて新たに變化活用すること。訳注稿

(八) 057「將に成都の草堂に赴かんとして途中作有り。先づ嚴鄭公に寄す五首」其一の(注12) 参照。

〈不〉は、平声に読む。〈条〉は、木の枝である。階砌の〈草〉は〈短〉く、とすれば〈泥〉につきやすいのだが、されど〈泥〉が浅くて汚く、とすれば、中庭の〈条〉は〈長〉く、とりわけ〈風〉をよびこむのだが、〈風〉は衰えて〈乍〉ち稀疎(まばら)になる。これは暗に「雨は塊を破らず、風は枝を鳴らさず」を点化して、〈雨絶えず〉とはいえ、幸いに霏微(ちらちら)とするだけで物を害なわないの

を喜ぶのである。

舞石旋^テ應^レ將^ニ乳子^一

行雲莫^ニ自溼^ニ仙衣^一

※旋：ツツイテ

羅合^ヲ湘中記^ニ零陵^ニ有^ニ石燕^一、遇^ハ風雨^ニ則^テ飛翔^テ如^シ生燕^一。雨止^ハ還^レ爲^シ石^ト。旋^ハ逐旋^也。因^テ爲^ニ可^レ罷^レ而不^レ罷^レ之辭^ト。將^ハ率^也。

乳子^ハ雛^也。石燕形有^ニ大小^一、小^{ナル}者隨^テ大^{ナル}者^ニ而翔^ル。如^シ將^レ雛^之狀^也。行雲^ハ謂^ニ巫山神女之雲^一。莫^ハ猶^ニ豈^無也^一。巫山

雲雨本神女自行^フ、故^ニ曰^ク莫^ニ自溼^スト。此^立用^ニ其地方^ノ事^一。因^テ雨不^レ絶[、]想像^シ言之^フ。零陵^ノ石燕^之飛翔[、]還應^ニ引^レ雛^一

舞而不^レ止[、]巫山行雲之神女[、]亦得^レ無^ニ自溼^スト仙衣^一乎。何^ソ其可^レ已^マ而不^レ已^マ也。

(注5) 輯註に「羅合が湘中記に石燕は零陵県に在り、風雨に遇へば則ち飛舞すること燕の如し。止めば則ち石と爲る」と。張遠『会粹』(巻十五)も同じ。前者は宇都宮遯庵の増広本に、後者は詳説に挙げる。ちなみに、羅合は、晋人。なお、『藝文類聚』第九二、鳥部下、燕の条および『太平御覽』巻九二二、羽族九、燕の条には「湘中記に曰く、零陵に石燕有り。形は燕に似たり。雷風を得れば即ち飛ぶ。頡頏すること真燕の如し」と。

(注6) 釈大典『詩語解』に「字彙に旋は逐旋なり」と。逐旋は、おっつけ、つづいての意。

(注7) 訳注稿(四) 026 「堂成る」詩に「暫く止まる飛鳥敷子を將ひ」云々とあり、詳解に「將は、率なり」と。

(注8) 邵傳『集解』に「乳子」の下に「燕雛」と注する。

羅合の「湘中記」に「零陵に石燕あり、風雨に遇うと飛翔して生きた燕のようである。雨が止むと元にもどつて石となる」と。(旋)は、逐旋(つづいて)である。そこからかわりそうでおわらない辞とす。〈將〉は、率である。(乳子)は、雛である。石燕は形に大小あり、小さいのが大きなのに随つて翔ぶのが、雛を〈將〉いるありさまのようである。(行雲)は、巫山神女の雲のこと。(莫)は、「豈に

無らんや」とほぼ同じである。巫山の雲雨はもと神女自ら行う、それゆえ(自ら湿すこと莫らんや)という。ここではともにその地方の故事を用いる。(雨)の(絶)えないことから、想像してこれを

言う。零陵石燕の飛翔は、やはりきつと雛を引き連れ舞つて止まな

いはずだし、巫山行雲の神女は、やはり(自)ら仙衣を(湿)すこ

とがないであろうか。いつたいどうしてやみそうをやまないのか。

眼前^ニ江舸何^ソ忽促[、]未^レ得^ニ安流^一逆^レ浪^一 眼前適^ク有^ニ歸舟^一西上衝^レ雨^一冒^レ險^一而行^一。蓋亦不^レ容^レ已^ム矣。

然^ト當^テ此雨不^レ絶^{之際^ニ、}何^ソ必^ス如^シ是^ノ忽促未^レ得^ニ安流^一而強^レ逆^レ浪^一。雖^レ欲^ニ急^ニ歸^一、不^レ亦危^カ乎。何^ソ不^レ投^シ泊^シ避^レ之[、]待^テ安穩^一乃^ニ歸^一邪。爲^レ人慮^レ而惧^レ之[、]故^ニ遂^ニ及^レ此^一耳。

(注9) 〈前〉字、錢注(巻十四)および輯註(巻十三)は(辺)に作る。

(注10) 〈得〉字、錢注および輯註は(待)に作り、錢注に「晋は得に作る」、輯註に「一に得に作る」と注する。晋は五代後晋・開運二年(九二四)の官書。前出107「闇夜」詩の(注12)参照。

(注11) 顧宸『註解』に「何ぞ必ずしも此の如く忽促として未だ安流を得ずして帰る、乃ち逆浪に乗らんや」と。宇都宮遯庵の両著に挙げる。

(注12) この言い方、邵傳『集解』に「蓋し淋漓已に甚だしく、投泊して以て之を避けんと欲するも、惟だ其の暇あらざらんことを恐るるなり」と見える。

〈眼前〉におりしも帰舟の西上して雨を衝き險を冒して行くのがある。思うにやはりきつとやむを得ないだろう。されどこの(雨)の(絶)えまなく降るに時にあたつて、どうして必ずしもこのように(忽促)(せかせか)として(未だ安流を得)ないのに、むりやり(浪に逆ふ)のか。急ぎ(帰)りたいとはいえ、なんとも危いことか。どうして投泊してこれを避け、安穩になるのを待つてから(帰)らないのか。他人のために心配してこれを危惧する、それゆえかくてここに言及するのだ。

110 崔評事弟許^{シテ}相迎^{シテ}不^レ到。應^ニ慮^{サレ}老夫^カ見^ニ泥雨^ヲ怯^ビ出^ルヲ、

必^ニ愆^{ラン}佳期^ヲ、走^レテ筆^ヲ戲^ス簡^ス。

評事ハ屬^ス廷尉^ニ。掌^ニ出使^ヲ推覆^ス。顧註^ニ公有^テ贈^ル崔十三評事公輔^ニ

詩^ニ云、舅氏多^シ人物^ニ。舅氏ハ蓋^シ應^レ指^ニ評事^ノ父^ニ、則^チ評事^ハ其中^ニ

表兄弟也。怯^ク乞業^ノ反[、]畏^也。舊^本期^ノ上^ニ脱^ス佳^ノ字^ヲ。因^テ本^集補^フ

之^ヲ。愆^ハ音^牽、過^也。佳^期謂^ニ賞^ス春^ノ之^ノ宴^也。公^惜崔^ノ過^慮

愆^{コト}佳^期、故^ニ戲^ニ代^ル簡^ニ以^テ詩^ヲ、示^ス其^不必^慮我^老テ而^怯

怯^レ雨^ヲ、以^テ促^ニ所^レ迎^之馬^來也。崔^約以^テ馬^迎、見^ニ

之^ヲ詩^詞。題^中故^略焉。

(注1) 評事は、刑獄を掌る大理寺に属す。従八品下。廷尉は、大理寺の旧称。

『通典』卷二十五、大理卿の条に「評事は」出使推覆を掌る」と。出使推覆は、地方に出張して再審問すること。

(注2) 顧宸『註解』に「公に《崔十三評事公輔に贈る》詩有りて云ふ、《舅氏人物多し》と。舅氏は蓋し心に評事の父を指すべし、則ち評事は其の中表兄弟なり」と。宇都宮遷庵の増広本および詳説にも引く。「崔十三評事公輔に贈る」詩は、詳註卷十五。舅氏は、母の兄弟。中表兄弟は、母方の従兄弟。

ちなみに、鈴木虎雄『杜少陵詩集』(卷十八)に「卷十五に崔十三評事公輔と崔評事十六弟と称するもの二人あり。これ後者ならん、作者の母方の従弟なり」と。なお、詳註卷十五に「崔十三評事公輔に贈る」詩および「毒熱、崔評事十六弟に寄簡す」詩がある。

(注3) 例えば、『広韻』に「怯、畏なり。去劫の切」と。

(注4) 邵傳『集解』は《佳》字を脱す。宇都宮遷庵の増広本に「集註卷二十三家註十六輯註十六に之を載す。共に期字の上に佳字有り」と。また詳説に「諸本期字ノ上ニ有^ニ佳^ノ字^ト。」と。

(注5) 例えば、『広韻』に「愆、過なり。去乾の切」と。

《評事》は、廷尉に属する。地方に出張して再尋問するのを掌る。

顧註に「公に《崔十三評事公輔に贈る詩》があり、《舅氏に人物多し》と。舅氏はけだしきつと評事の父を指すに違いない。とすれば評事はその母方の従兄弟である」と。《怯》は、乞業の反、畏である。旧

本は《期》の上に《佳》字を脱す。本集によってこれを補う。《愆》、字音は牽、過である。《佳期》は、春を賞する宴のことである。公は崔が心配しすぎて《佳期を愆らん》ことを惜しみ、それゆえ《戯れ》に《簡》の代わりに詩で、その必ずしも我が老いて雨を《怯》れるのを氣遣うことは要らぬのを示し、迎えるの馬が来るのを催促するのである。崔が馬で迎えることを約束していたことは、詩中の言葉に見て取れる。題中ではそれゆえ省略した。

江閣邀^テ賓^ヲ許^ニ馬^迎、午^時起^テ坐^テ自^ニ天^明。

江閣ハ稱^ス崔^ノ所^居。舊^註以^テ爲^ニ西^閣、不^レ通^セ。邀^ハ招^請也。起

坐^ハ謂^ニ夙^ニ興^候迎^レ、亦^用倒^句法^ト。此^責其^不來^迎也。崔

弟^約邀^ニ我^ヲ於^ニ江^閣、許^ニ遣^レ馬^來迎^ニ、故^ニ自^ニ天^明起

坐^ニ以^テ俟[、]直^ニ至^ニ午^時而^不見^ニ其^來迎^也。孫^能傳^カ剡^溪漫^筆云、

王^右軍^在郡^迎王^敬仁[、]敬^仁每^ニ用^ニ車[、]常^ニ惡^ニ其^遲、後^以

馬^迎之^{。雖}復^風雨^{、不}以^レ車^也。許^ニ馬^迎用^ニ此^事。時

當^ニ泥^雨、尤^爲著^題。但^驟讀^レ之^不覺^耳。

(注6) 《邀》字、錢注(卷十四)は《要》に作る。

(注7) 邵傳『集解』に「公、西閣に居れり、邵宝『集註』(卷二十三、簡寄類)および薛益『分類』(卷二、簡寄)に「江閣は公の居る所」と。顧宸『註解』も同じで、張伯成が「江閣を以て崔が所居と爲す」のは、謬りも甚だしいとす。『分類』『註解』は宇都宮遷庵の増広本に挙げる。張伯成は、元・張性(字は伯成)のこと。その著『杜律演義』卷下に見える。なお、釈大典『杜律發揮』は「江閣邀賓、蓋崔所居、亦江上樓也。以爲公西閣不通」と。ちなみに、鈴木虎雄『杜少陵詩集』は、「江閣」について「江辺の閣、西閣をさす」とし、杜甫の西閣と解する。

(注8) 基づくところあるのか、不明。ちなみに、『字彙』には「伊姚の切。音腰。遮なり。招なり。求なり」と。

(注9) 薛益『分類』に「第二句は天明自り坐して午に至る、馬の來迎を見ず。倒句の法なり」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。また「唐詩貫珠」(卷十七、雅事酬贈二)に「起は弟の我を江閣に邀へんことを許し、馬を以て相迎ふ。天明自り起坐して、直ちに等って午時に至るを言ふ矣。

例句の法を用いて「致有りと」。

(注10) 明・孫能伝『剡溪漫筆』卷三、馬迎の条。王右軍は晋・王羲之、王敬仁は王修のこと。顧宸「註解」に引き、字都宮遷庵の増広本にも挙げる。但し、増広本は「傳」字を誤って「傳」に作り、東陽もそれを踏襲する。なお、孫能伝は、『四庫全書總目提要』に拠れば、字は一之。寧波の人で、万曆四十四年(一六一六)の進士。著に『謚法解』十卷、『益智編』四十一卷がある。

〈江閣〉は、崔の居所を称する。旧注に公の西閣だとみなすのは、意味が通じない。〈邀〉は、招請である。〈起坐〉は、朝早く起きて〈迎〉えを待つことで、やはり例句の法を用いる。ここではその〈迎〉えに來ないことを責める。崔弟は私を江閣に〈邀〉えることを約束し、〈馬〉をつかわして〈迎〉えに來るのを〈許〉した。それゆえ〈天明自り〉〈起坐〉して待っていたのだが、そのまま〈午時〉になってもその〈迎〉えに來るのを見ないのである。孫能傳「伝」の『剡溪漫筆』に云う、「王右軍が郡に在ったとき王敬仁を迎えた。敬仁はいつも車を用いたが、つねにその遅いのを嫌っていて、後には馬で迎えた。風雨であつても、車を使わなかつた。〈馬迎へんことを許す〉は、この故事を用いる。時に泥雨に当たり、とりわけ題にびつたりだが、たださつと読むと気づかないのだ」と。

浮雲不_レ負_カ青春_ノ色 細雨何_ソ孤_カ白帝城

不_レ負_カ言_ハ天_ト雖_レ陰_ト而_モ雲_薄、不_ニ必_ク妨_ハ春_ノ色_也也。孤_モ亦_レ負_也。

此猶_レ言_ハ礙_ト也。山城路險、若_シ大雨_{ナレバ}、則_レ不_レ可_レ行_也。唯是細雨無_レ所_レ礙_也。白帝城ハ謂_ニ夔_ノ城_也。蓋崔_ガ閣_ハ在_ル夔_ノ城_頭也。

(注11) ちなみに、字都宮遷庵の詳説に「三四句浮雲モ、ウスくトシテ、青春ノ色ヲカクスマシキ故ニ、不_レ負ト云」と。

(注12) 例えば、『字彙』に「又た負なり。漢李陵伝に陵恩に孤くと雖も、漢も亦た義に負くと」。

(注13) 『唐詩貫珠』に(注9)に挙げた箇所に続けて「下は言ふ、総て浮雲細雨有るも、亦た碍ぐる所無し」と。(礙)は(碍)の本字。

〈負かず〉は、天は陰っているものの雲は薄く、必ずしも春色を妨げないことを言うのである。〈孤〉もやはり〈負〉である。ここでは礙(さしさわ)り」とほぼ同じである。山城は路が険しく、もし大雨であれば行けなくなるが、ただ〈細雨〉でさしさわりがないのである。〈白帝城〉は、夔城のこと。けだし崔の閣は城壁の上にあつたのであろう。

身過_ニ花_ノ間_ニ露_ニ香_ニ露_ニ好_{ラン} 醉_テ於_ニ馬_上往_ニ來_ニ輕_ニ
花_ノ間_滴露_ニ香_ニ露_ニ、一_ノ段_ノ好_ノ事_也。馬_上醉_テ馳_ニ春_ノ風_ニ、往_ニ來_ニ輕_ニ便_也。此遙_ニ揣_ニ往_ニ來_ノ景_況、申_ニ說_ニ上_ノ不_ニ孤_ノ負_セ、更_ニ進_ニ一_ノ層_ニ、示_ニ其_ノ欲_ニ往_ニ而_レ興_ニ飛_ニ也。

(注14) この言い方、『唐詩貫珠』に(注13)に挙げた箇所に続けて「更に一層を進めて、花間沾濕更に好く、馬上醉馳更に輕し」と見える。

〈花間〉に滴る香露に〈露〉うのは、ひとときわすばらしいことだし、〈馬上〉に〈醉〉つて春風に馳すのは、〈往來〉するの身に〈輕〉で便利である。これは遙かに〈往來〉のありさまを推しはかつて、上の〈孤〉〈負〉せずを引き伸ばして説き、更に一層を進め、その往こうとして興趣が飛動するのを示すのである。

虛_ニ疑_ハハル_ハ謂_ニ崔_ガ過_ノ慮_也。怯_ハ畏_ノ懦_也。欠_ハ猶_レ無_レ也。期_ニ其所_レ迎_ニ之_也。

馬_一。故_ニ稱_ニ銀_ノ鞵_ト。白_帝城_ハ山_ノ城_也。故_ニ曰_レ傍_レ險_也。此_ニ跟_ニ起_ニ句_也。我

以_レ無_レ馬_不能_レ行_{コト}耳_也。非_ニ老_ノ衰_ノ懶_ニ出_ル而_レ怯_ニ乎_{衝_ニ泥_ト句_也也}。

直_ニ破_ニ其_ノ疑_ト、促_ニ馬_之至_ニ也。滑_稽風_流、眞_率爛_漫、抑_ク又_レ親_親之_諠可_レ見_ル矣。

(注15) 〈欠〉字、東陽が底本とした邵傳『集解』は「少」に作る。錢注および輯註(卷十六)も同じで、諸本に異同はない。同訓であるための誤記か。

(注16) 例えば、『字彙』に「怯、乞協の切。謙の入声。畏懦なり」と。

(注17) 基づくところあるのか、不明。

(注18) 顧宸「註解」に「戲簡と曰ふと雖も、往かんと欲するの情、眞摯と為す。親親の諠、覚えず之を言ふ、眞率此の如し」と。字都宮遷庵の増広

本にも挙げるが、「欲往之情」と訓ずるのは、よくない。

〈虚しく疑はる〉は、崔の心配しすぎなこと。〈怯〉は、畏懦である。〈欠〉は、無とほぼ同じである。その〈迎〉えにくる〈馬〉を心待ちにするので、それゆえ〈銀鞍〉と称する。〈白帝〉は山城であるので、それゆえ〈険に傍ふ〉という。これは起句にびたつとつく。自分には〈馬〉がないから〈行〉けないだけで、年老い力衰えて出かけるのに懶く〈泥を衝く〉のに〈怯〉るのではないのである。直ちにその〈疑〉いをとりのぞき、〈馬〉の至らんことを催促する。滑稽風流(おかしみがあつても俗でなく)、真率爛漫(飾り気なくあけっぴろげ)で、そもそも身内の者に親しくするの誼をみてとることができる。

111 卽事

卽^(注1)就也。言直^(注2)就^(注3)其事^(注4)詠^(注5)之^(注6)。此寫^(注7)峽中春雨驟^(注8)過^(注9)而晴景如^(注10)畫也。

(注1) 宇都宮遷庵の増広本に「卽は就なり。直ちに其の事に就いて之を詠ずるを言ふ」と。

〈卽〉は、就である。直接その事柄に就いてこれを詠ずるのを言う。ここでは峽中に春雨が驟かに過ぎて晴れ上がった景色が絵にかいたようであることを描写するのである。

暮春三月巫峽長^(注1) 晶晶^(注2)行雲浮^(注3)日光^(注4)

荆州^(注5)記漁者^(注6)歌^(注7)巴東三峽巫峽長^(注8)。三峽中巫峽最長^(注9)。首尾一百六十里。晶胡^(注10)了反。陶淵明^(注11)詩^(注12)晶晶^(注13)川上平^(注14)。明顯^(注15)之貌^(注16)。浮^(注17)猶^(注18)言^(注19)映^(注20)也。時當^(注21)暮春三月^(注22)。天氣和暢^(注23)。而巫峽風景^(注24)眺望悠悠^(注25)。適^(注26)行雲橫^(注27)天^(注28)。日光映^(注29)之^(注30)。雲水爭^(注31)光^(注32)。俯仰晶晶^(注33)。飛閣捲^(注34)簾^(注35)對^(注36)之^(注37)。眞^(注38)圖畫^(注39)裏也。不^(注40)レ映^(注41)而曰^(注42)浮^(注43)。奇^(注44)。

(注2) 輯註(卷十六)に挙げ、宇都宮遷庵の増広本にも引く。盛弘之『荆州記』(『世説新語』黜免篇の劉孝標注に引く)に「漁者の歌に曰く、巴東

三峽巫峽長し、猿鳴三声涙裳を沾す」と。

(注3) 訳注稿(中) 078 「諸將五首」其五の首聯に「錦江の春色人を逐つて来たる、巫峽の清秋万壑哀し」とあり、その詳解および(注7)参照。

(注4) 輯註に「晶」字の下に「胡了の切」と。宇都宮遷庵の増広本にも引く。ちなみに、詳説には張遠『会粹』(卷十八)の同様の注を引く。

(注5) 輯註に挙げ、宇都宮遷庵の増広本にも引く。晋末宋初の陶淵明「辛丑の歳七月仮に赴きて江陵に還らんとす。夜、塗口に行きて作る」詩(『文選』卷二十六)に「昭昭として天宇闊く、晶晶として川上平らかなり」と。

(注6) 邵宝『集註』(卷二十二、時序類)および薛益『分類』(卷一、四時)に「晶晶は、明顯の貌」と。前者は宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。

(注7) 顧宸『註解』に「浮」字、奇」と。宇都宮遷庵の増広本に挙げる。

『荆州記』に「漁者の歌に巴東三峽巫峽長し」と。三峽中で〈巫峽〉が最も長く、首尾一百六十里。〈晶〉は、胡了の反。陶淵明の詩に「晶晶として川上平らかなり」と。明顯のさま。〈浮〉は、映と言ふのとほぼ同じである。時に〈暮春三月〉にあたり、天氣は和暢(のどか)で、そうして〈巫峽〉の風景は、眺望悠悠(はろはろ)とし、おりしも〈行雲〉が天に横たわつて、〈日光〉がこれに映じ、雲と水とが光を争い、俯しても仰いでも〈晶晶〉(きらきら)として、〈飛閣〉にて〈簾を捲〉いてこれに向き合えば、まことに〈図画の裏〉である。映といわずに〈浮〉というのは、奇抜である。

雷聲忽送^(注1)千峯^(注2)雨 花氣渾^(注3)如^(注4)百和香^(注5)

雷聲^(注6)忽響^(注7)響^(注8)驟雨過^(注9)千峯^(注10)也。送^(注11)字寫^(注12)得^(注13)妙甚。百和香^(注14)、百藥齊^(注15)和^(注16)之香。漢武內傳^(注17)以^(注18)紫羅^(注19)薦^(注20)地^(注21)。燔^(注22)百和之香^(注23)。古詩^(注24)博山爐中百和香^(注25)。鬱金蘇台^(注26)與^(注27)都梁^(注28)。此言^(注29)千峯之花氣^(注30)、經^(注31)二雨^(注32)溼^(注33)而凝^(注34)合^(注35)。一段濃^(注36)熏^(注37)。因^(注38)風^(注39)送^(注40)來^(注41)。如^(注42)燔^(注43)百和之香^(注44)也。

(注8) 百藥齊和の語、例えば『漢書』卷三十、藝文志、医経家の条に「百藥齊和の宜しき所を調ふ」と見える。いろいろな薬草をうまく配合すること。

(注9) 『漢武帝内伝』(『説郛』号一〇一所収)に「七月七日に至つて、乃ち宮

掖を修除し、坐を大殿に設け、紫羅を以て地に薦め、百和の香を燻く云々と。(紫羅)は、紫色の薄絹。

(注10) 『集千家注』(卷十六)の趙次公注、顧宸『註解』、『唐詩貫珠』(卷五十二、天文二)に挙げる。これは六朝梁・吳均「行路難」二首其一(『玉台新詠』卷九)。(鬱金)は、ウコン。(蘇合)は、マンサク科の蘇合香樹。(都梁)は、フジバカマ。なお、『玉台新詠』は、「与」字を「及」に作る。

《雷声》が《忽》ち鳴り響いて驟《雨》が《千峯》に通り過ぎるのである。《送》の字は写し方が絶妙である。《百和香》は、百葉育和の香。『漢武内伝』に「紫羅を以て地に薦し百和の香を燻く」、古詩に「博山爐中百和の香、鬱金蘇合と都梁」と。ここでの意味は、《千峯》の《花気》が、《雨》の湿気を経て凝合し、一段と濃やかに薫じて、風に因って《送》り来るのは、《百和》の《香》を燻くがごとくであるというのである。

黄鶯過水翻回去 燕子銜泥溼不妨
鶯欲過水、忽驚雨驟、翻飛而廻去、燕喜銜泥溼不妨
翻、侵溼而不妨、皆江上ノ畫景也。

(注11) 不妨については、訳注稿(六)、061「將に成都の草堂に赴かんとして途中作有り。先づ嚴鄭公に寄す五首」其五にこの語が見え、「クルシカラス」と左訓を施す。

《鶯》は《水を過》らんとして、《忽》ち《雨》の驟かなるに驚いて、《翻》つて飛び廻り《去》り、《燕》は喜んで《泥を銜》えて翻翹(すいすい)と行き来し、《湿》を侵して《妨》げない。いずれも江上の絵のような景色である。

飛閣捲簾圖畫裏 虛無口少對瀟湘
飛閣、即公所居西閣。倚山臨江、故稱飛閣。虛無、空闊也。少、欠也。公在江上、高閣、捲簾憑欄、放眸一望、雨痕爽然、山川改色、正如一幅畫圖。峽景亦足娛目矣。只欠瀟湘壯闊之觀、是可恨耳。公厭峽中擁塞、而思瀟湘洞庭

之景。久欲南下、而時艱未果、故亦感而歎之也。

(注12) 『唐詩貫珠』に「飛閣は公が居る所の西閣」と。

(注13) 邵宝『集註』および薛益『分類』に「虚無は空闊なり」と。前者は宇都宮逯庵の両著にも挙げる。『唐詩貫珠』も同様の注。

(注14) ちなみに、釈大典『詩語解』巻下、少の条に「無に似て重く、闕に似て軽し」と。

(注15) 顧宸『註解』に「闕に憑りて目を寓し、簾を捲きて一望すれば、正に一幅の画図の如し」と。宇都宮逯庵の増広本にも挙げる。

(注16) 邵傳『集解』に「公本と峽中の擁塞を厭ひ、而して瀟湘洞庭の空闊を思ふ」と。ちなみに《擁塞》の語、訳注稿(七)、086「暮春」詩の首聯に「臥病擁塞して峽中に在り、瀟湘洞庭虚しく心に空しかるべし」とあり、その詳解に「擁塞は暢舒せざるを言ふ。猶ほ鬱滞と云ふが如し」と。

《飛閣》は、とりもなおさず公が居る西閣。山によりそい江に臨んでいるので、それゆえ《飛閣》と称する。《虚無》は、空闊(ひろびろ)である。《少》は、欠である。公は江辺の高閣にあって、《簾を捲》き欄干にもたれかかり、はるかに眸をやつて一望すると、雨痕は爽然として、山川は色を改め、まさしく一幅の絵画のようである。峽中の景色もやはり目を娛しめるに充分だ。《只》だ《瀟湘》の壯闊の觀(ひろびろとした壮大な眺め)を欠くのが、恨めしい。公は峽中の擁塞(せせこましき)を厭つて、《瀟湘》や洞庭の景色を思い、久しく南に下りたいと思つていたが、時局が多難でいまだ果せず、それゆえやはり心感じてこれを嘆ずるのである。

112 返照

日既西落、餘光回射於東、謂之返照。亦曰反景。少陵、諸作多有漫興、詩、於篇中取題。此詩雨後晚景、即事、非專賦返照也。方虛谷云、想三四必先得之句、故以返照命題耳。

(注1) 明・孫丕顯『文苑彙傳』卷一、天文部、日の条に「日西に落ちて、光東に反射す、之を反景と謂ふ」と。宇都宮遷庵の両著に挙げる

(注2) 『唐詩訓解』(巻五)に「詩既に成つて其の中の字眼を摘んで題と為す。専ら反照を賦するに非ざるなり、積大典『唐詩解頤』(巻五)に題下に「此れ雨後晚景の即事、専ら反照を賦するに非ざるなり」と注する。

(注3) 方虚谷は、宋末元初の方回(字は虚谷。一二二七〜一三〇七)のこと。その『瀛奎律髓』巻十五、暮夜類に「想ふに必ず先づ三四を得るならん、故に反照を以て題に命ず」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。

日がすでに西に落ちて、餘光が東に反射する、これを〈返照〉という。また同じく反景ともいう。少陵の諸作には漫興の詩が多くあり、篇中に題を取る。この詩は雨上がりの晩景の即事で、もっぱら〈返照〉だけを賦したのではないのだ。方虚谷が云う、「想ふに三四は必ず先得の句、故に返照を以て題に命ずる耳」と。

楚王ノ宮北正ニ黃昏 白帝城西過雨ノ痕

楚王宮、楚ノ襄王所ノ遊レシ宮跡、在ニ巫山縣ノ北^(注4)。白帝城ノ古址在ニ夔州府治ノ東五里^(注5)。西北ノ二字不レ苟^(注6)。蓋北望天已ニ黃昏、楚宮ノ古址黯澹合テ愁^(注7)、而廻^(注8)首ヲ東望スレバ、則白帝故城ノ西邊、承テ返照之光^(注9)、雨後清爽、山色殊ニ鮮^(注10)也。楚ノ字應ニス黃昏ニ、白ノ字照ニス雨痕^(注11)。可レ會^(注12)用ニ地名ヲ訣^(注13)。孟浪ニ看過^(注14)、負ニ良工ノ苦心^(注15)矣。

(注4) 『唐詩訓解』に「古の楚王宮は巫山県の西北に在り。楚の襄王の遊ぶ所の地」と。
(注5) 訳注稿(中)、082「白帝城の最高樓」詩の詳解に見える。その(注1)も参照。
(注6) 訳注稿(九)、063「樓に登る」詩の詳解にも「讀者未だ嘗て看出せず、良工の苦心に負くこと久し矣」と。

〈楚王宮〉は、楚の襄王が遊んだ宮殿の跡で、巫山県の北にある。〈白帝城〉の古址は、夔州府治の東五里にある。〈西〉〈北〉の二字はあだやおろそかなものではない。けだし〈北〉望すれば天はもはや〈黃昏〉で、楚宮の古址は黯澹として愁を含み、首を廻らして東望すると、〈白帝〉故城の〈西〉辺は、〈返照〉の光を承け、雨上がりに清爽(すつきり)として、山色がひとときわ鮮かである。〈楚〉字は〈黃昏〉に、〈白〉字は〈雨痕〉に照応する。地名を用いる要訣を會得できよう。いいかげんに看過すと、せつかくの良工の苦心に負くことになる。

返照入^(注16)江ニ灑^(注17)石壁^(注18) 歸雲擁^(注19)樹^(注20)失^(注21)山村^(注22)
※擁：ヒキツ、ミ

岸頭ノ石壁倒ニ映ニ水中ニ、反景搖^(注23)波^(注24)、巖影翻轉^(注25)。山村ノ樹色、反景分明、歸雲擁蔽^(注26)、莊屋失^(注27)去。此聯字字著^(注28)レ意^(注29)、以^(注30)灑^(注31)字^(注32)寫^(注33)返照^(注34)、以^(注35)失^(注36)ノ字^(注37)寫^(注38)歸雲^(注39)。兩字所^(注40)謂^(注41)詩眼^(注42)。蓋雲影斷續歸去、反景乍見乍滅也。蔣仲舒云、三ノ句應^(注43)ス二ノ句^(注44)、落照搖^(注45)波^(注46)、故^(注47)ニ城西猶明^(注48)。四ノ句應^(注49)首ノ句^(注50)、暗雲迷^(注51)樹^(注52)、故^(注53)ニ宮北已^(注54)昏^(注55)。

(注7) 宇都宮遷庵の詳説に「雨後ノ返照江中ニ入レバ、石壁影ヲ倒ニシテ水中ニ映ス。波光動ケバ、石壁モ翻リ動クヤウニ見ユル也」と。
なお、「灑石壁」の三字については、「石壁に翻る」と訓じて、返照が石壁にきらきらと反射すると解する説もある。邵傳『集解』に「返照江に入つて、崖石光動きて尚ほ亦大明らかなり矣」と。解釈の異同については、松浦友久編『統校注唐詩解釈辞典(付)歴代詩』(大修館、二〇〇一)の当該詩(松原朗執筆)参照。

(注8) 『唐詩集註』(巻五)に「蔣云ふ、此の聯は字字意を著す、灑字を以て反照を写し、失字を以て帰雲を写す。画の如し」と。蔣は、蔣一葵(字は仲舒)のこと。
(注9) 『瀛奎律髓』に「灑の字、失の字、詩眼なり」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。(詩眼)は、詩句を生き生きさせる急所となる文字。句眼。訳注稿(四)、014「曲江酒に對す」詩の(注8)参照。

(注10) 『唐詩訓解』に「日は江に映じて石壁動揺し、雲は樹を擁して山村失するが若し。正に反照の光乍ち見はれ乍ち滅するを以てする耳」と。宇都宮遷庵の増広本にも挙げる。
(注11) 『唐詩集註』に第三句の下に「蔣云ふ、次句に應ず。落照波を揺す、故に城西猶ほ明らかなり」。また第四句の下に「蔣云ふ、首句に應ず、暗雲樹に迷す、故に宮北已に昏し」と注する。

故に城西猶ほ明らかなり。また第四句の下に「蔣云ふ、首句に應ず、暗雲樹に迷す、故に宮北已に昏し」と注する。

岸頭の〈石壁〉は倒さまに水中に映じ、反景（反射した光）が波を揺らして、巖影が翻り動く。〈山村〉の〈樹〉色は、反景がくつきりとしてゐるのに、〈帰雲〉がすつぽり蔽つて、荘屋は〈失〉くなる。この聯は一字一字が意を著し、〈翻〉の字で〈返照〉を写し、〈失〉の字で〈帰雲〉を写す。兩つの字はいわゆる詩眼。けだし〈雲〉影はとぎれとぎれに〈帰〉りゆき、反景はちらちらと見えたかと思つと滅するのである。蔣仲舒が云う、「三句は二句に應じ、落照が波を揺らし、それゆえ城西はまだ明るい。四句は首句に應じ、暗雲が樹に低くたれこめる、それゆえ宮北はもう昏くなつてゐる」と。

衰年病肺^(注12)惟高枕^(注13) 絶塞愁^(注14)時早^(注15)閉^(注16)門^(注17)

揚雄^(注18)か解嘲^(注19)に世治^(注20)レハ庸夫高^(注21)枕^(注22)而有^(注23)餘^(注24)。此用^(注25)之^(注26)。嘆^(注27)スル其爲^(注28)也。散人^(注29)也。絶塞^(注30)ハ絶遠^(注31)ノ邊塞也。愁^(注32)ハ時^(注33)愁^(注34)當時^(注35)禍亂^(注36)也。門^(注37)ハ謂^(注38)城門^(注39)也。戰國策^(注40)ニ臣恐^(注41)其皆有^(注42)怨心^(注43)、使^(注44)邊境^(注45)早^(注46)閉^(注47)晚^(注48)開^(注49)也。後漢^(注50)鄭衆^(注51)傳^(注52)ニ北匈奴雖^(注53)遣^(注54)使^(注55)入貢^(注56)、而寇鈔^(注57)不^(注58)息^(注59)、邊城晝閉^(注60)。沈約^(注61)カ文^(注62)塞草未^(注63)衰^(注64)、嚴城於^(注65)是^(注66)早^(注67)閉^(注68)。皆言^(注69)城門^(注70)也。此篇上半^(注71)ハ敘^(注72)景^(注73)、下半^(注74)ハ述^(注75)情^(注76)。上^(注77)ノ句自悲老^(注78)且善^(注79)病^(注80)、優游卒^(注81)歳^(注82)。下^(注83)ノ句常^(注84)憂邊警^(注85)不^(注86)息^(注87)、戒嚴何^(注88)數^(注89)也。

(注12) 〈病肺〉の二字、東陽が底本とした邵傳『集解』は〈肺病〉に作り、錢注(卷十五)および輯註(卷十六)も同じ。杜集の主な諸本のうち、詳註(卷十五)や清・浦起龍『説杜心解』(卷四之二)は〈病肺〉とするが、文字の異同には触れない。鈴木虎雄『杜少陵詩集』(卷十五)も詳註に従う。ちなみに、『唐詩訓解』は〈肺病〉に、『唐詩集註』および『唐詩解頤』は〈病肺〉に作る。

(注13) 『文選』卷四十五。なお、杜詩には「高枕」の語が十例見え、それに就いては、松本肇『杜甫の「高枕」について』(『中国文化』一研究と教育)第六十号、二〇〇二年)に論じられている。

(注14) 散人は、役に立たない無用者。語は『莊子』人間世篇に見える。
(注15) ちなみに、邵傳『集解』は「絶塞の間、正に時を愁ふるに値つて、早く門を閉めて臥さざる可けんや」と説き、家の門を閉ざすと解する。

(注16) 『戦国策』秦下、孝文王の条。

(注17) 『後漢書』鄭衆伝。「寇鈔」は、入寇し掠奪すること。

(注18) 六朝梁・沈約「斉の故の安陸昭王の碑文」(『文選』卷五十九)。但し、『文選』は「是」字を「焉」に作る。

(注19) 『左伝』襄公二十一年に叔向(羊舌肸)の言として「詩に曰く、優なる哉游なる哉、聊か以て歳を卒へん」と。これは逸詩。また『史記』孔子世家に載せる孔子の歌に「蓋し優なる哉游なる哉、維れ以て歳を卒へん」。晋書「山簡伝に「簡、優游として歳を卒ふ。唯だ酒のみ是れ耽る」と。

揚雄の「解嘲」に「世治まれば則ち庸夫も枕を高くして餘有り」と。ここではこれを用いる。その散人(無用者)たるを嘆くのである。

〈絶塞〉は、都からはなれた絶遠の辺塞である。〈時を愁ふ〉は、當時の禍亂を愁えるのである。〈門〉は、城門のこと。『戦国策』に「臣恐らくは其れ皆怨心有り、辺境をして早に閉ぢ晚く開かしめん」、後漢の鄭衆伝に「北匈奴は使を遣はして入貢すと雖も、而れども寇鈔息まず、辺城晝閉つ」、沈約の文章に「塞草未だ衰へず、嚴城是に於いて早に閉づ」と。いずれも城門を言うのである。この篇は前半は景を叙し、後半は情を述べる。上の句は自ら悲しむに年老いてそのうえ病いがちで、あてどなくゆるゆると歳月を送る。下の句は常に憂う、辺境の警報が息まず、戒嚴令の措置がなんとしばしばなのかと。

不可^(注1)久^(注2)留^(注3)豺虎ノ亂^(注4) 南方實^(注5)有^(注6)未^(注7)招魂^(注8)

南方、指^(注9)夔州^(注10)。未^(注11)招謂^(注12)未^(注13)招^(注14)復^(注15)旅魂^(注16)。招^(注17)者就^(注18)中原^(注19)言^(注20)也。宋玉痛^(注21)其師屈原之亡^(注22)、作^(注23)招魂^(注24)辭^(注25)、欲^(注26)以^(注27)復^(注28)其神^(注29)。中^(注30)有^(注31)下魂兮歸來^(注32)、南方不可^(注33)以^(注34)止^(注35)之^(注36)言^(注37)也。夔州舊爲^(注38)楚^(注39)地^(注40)、故^(注41)用^(注42)楚辭^(注43)故事^(注44)。南方寇盜之數^(注45)、暴惡如^(注46)豺虎^(注47)、非^(注48)人之所^(注49)居^(注50)、豈可^(注51)久^(注52)留^(注53)邪^(注54)。於是^(注55)憂愁悞悞^(注56)、旅魂破散^(注57)、久^(注58)矣^(注59)。誰^(注60)能^(注61)爲^(注62)我^(注63)招復^(注64)而使^(注65)之^(注66)北歸^(注67)中原^(注68)也。此竊^(注69)慨^(注70)無^(注71)故舊^(注72)爲^(注73)公^(注74)周旋^(注75)令^(注76)得^(注77)歸^(注78)、京師^(注79)者^(注80)上^(注81)也。蓋^(注82)絶塞阻^(注83)亂^(注84)、方寸憤亂^(注85)、雖^(注86)生^(注87)之

日ト、猶ニ死スル之年^(注21)。若幸ニ得レハ還^レテ中原ニ、真ニ如ニ亡者ノ再^クヒ蘇^スルカ、故ニ以テ招魂^ノ一^ノ言^ヲ之^ヲ。暗ニ應ニ首句^ニ黃昏^ニ。言外無^キ限^ノ幽怨^ト。或^ヒ謂^フ此^ノ互^ニ借^テ徹書記^ノ謫居^ノ歌^ヲ說^ヒ之^ヲ。言^ハ以^テ身^ヲ猶^存スル^ヲ、故ニ繫^ス于^此ニ、與^テ其^ノ生^ヲ爲^テ異^客ト、阻^ニ於^亂ニ而^滯滞^セ、不^レ如^死爲^ニ游魂^ト、見^レハ招則^歸ニ也。傷^レ時^ヲ思^フ郷^ノ之^切ナル、竟^ニ以^爲ニ生^{不^レ如^死反^ス人情^ノ之^常、極^テ寫^テ苦^衷ト也。此^ノ說^言レト恨^ヲ太^ク切^{ナリ}、然^レモ詩意^未ニ必^シ然^ラ也。}

(注20) 『唐詩訓解』に「宋玉は屈原の弟子。其の師の亡を痛んで、故に招魂を作り、以て其の精神を復し、其の年寿を延べんと欲す。其の辞に曰く、鬼「魂」よ帰り来たれ、南方は以て留まる可からず」と。また『積大典』『唐詩解頤』に「宋玉、屈原の為に招魂辞を作る。曰く、魂よ帰り来たれ、南方は以て留まる可からず」云々と。

(注21) この言い方、『晋書』卷七十三、庾亮伝に引くその上疏に「劍に北關に伏する能はず、存を視息に偷む。生きるの日と雖も、亦た猶ほ死するの年のごとし」と。また同人の「中書令を讓る表」(『文選』卷三十八)には「願はくは陛下天下の鑿を垂れ、臣の愚を察せば、則ち死するの日と雖も、猶ほ生きるの年のごとくならん矣」とある。

(注22) ちなみに、『唐詩集註』は結句の下に「招魂は楚に應ず」と注する。

(注23) 誰のことか、未詳。あるいは東陽の在京中に交流のあったとおぼしき江村北海(一七三三〜一七八八)およびその実弟の清田儷叟(一七一九〜一七八五)それに『積大典』(一七一九〜一八〇二)、さらには皆川淇園(一七三四〜一八〇七)といった先輩諸家のうちの一人か。なお、淇園には「杜律詳註」六巻があったという(近世漢学者著述目録大成)。在京中の諸家との交流については、津坂治男『津坂東陽伝』(桜楓社、昭和六十三年)参照。

(注24) 徹書記は、室町時代の正徹清嚴(?〜一四五六)のこと。宝永三年(一七〇六)刊の『本朝語園』卷三、正徹謫居の条に、
積正徹ハ、清嚴和尚ト号ス。世ニ徹書記ト申ス。始メ書記タルノ故ヲ以テナリ。東福寺ニ居マシテ和哥ヲ好テ其ノ名タカシ。或ル時ノ哥ニ、

中々ニミヌ唐ノ鳥モ来ジ桐ノ葉落セ秋ノ夜ノ月

此ノ哥ヲ聞^キ召^シレ、時^世ヲ諷^スルノ意^{アリ}トテ逆鱗^{アリ}テ、山科ニ謫^シセラレテ其ノ居ヲ招^フト呼^ブ。又七月ニ魂祭^トテ
中々ニナキ魂^ナラバ古郷^ニニカヘランモノヲ今日ノ夕暮
此ノ哥ヲ聞^シメシクバクナラズシテ東福寺ヘ召^カヘサル。
云々と見える。

ちなみに、東陽には五十歳頃、伊賀上野での作とおぼしき七絶「徹書記中元謫居吟を読んで感有り、之に和す」詩(『東陽先生詩鈔』卷八)があり、次のように詠する。

秋風灑淚望郷臺 秋風涙を灑^マ望郷台

佳節謫居偏自哀 佳節謫居して偏へ自ら哀しむ

死了好迎今夕祭 死了せば好し迎へん今夕の祭

旅魂招得我家回 旅魂招き得て我家に回^ル

〈望郷台〉は、故郷の角を眺望できる高台。例えば、初唐・王勃の七絶「蜀中九日」詩(『唐詩選』卷七)に「九月九日望郷台、他席他郷客を送る杯」と。

〈南方〉は、夔州を指す。〈未だ招かず〉は、いまだ旅の身空にある我が魂をよびもどさないこと。〈招〉とは、中原に就いて言うのである。宋玉はその師屈原の死を痛んで「招魂」の辞を作り、もつてその神魂をこの世によびもどそうとした。そのなかに「魂よ帰り来たれ、南方は以て止まる可からず」という言葉がある。夔州は旧来楚の地であるから、それゆえ「楚辞」の故事を用いる。〈南方〉は寇盜の巢窟であつて、暴悪なること(豺虎)のようで、人の居るところではない、どうして(久しく留まる)ことができようか。そこで憂愁懊懐し、旅の身空にある我が魂は久しくちぢに碎かれていく。誰がよく自分のためによびもどして北のかた中原に帰らせてくれるのだろうか。これは公のために周旋して京師に帰れるように手配してくれる故旧(古なじみ)の者がいないのをひそかに慨嘆しているのである。けだし(絶塞)は兵乱に阻てられ、胸の内は思い乱れ、生きていく日々であつても、死んだのと変わりないようである。万一もつかけの幸いで中原にもどることができたなら、ほんとうに亡者が

再び蘇生するようなものであって、それゆえ「招魂」の語をもってこれを言う。暗に首句の「黄昏」に応ずる。言外に限りなき幽怨が込められている。或るひとが次のようにいう、——これは徹書記「謫居の歌」を借りて説くのがよい。その意味は、身はまだかろうじて生きながらえていることから、それゆえここに係留しているが、その生きて異郷の客となり、兵乱に阻まれてぐずぐずと淹滞するより、死してさまよう魂となり、招かれれば故郷に帰るのには及ばないのである。時世を傷み故郷を思うことの切実なるあまり、こともあろうに生を死にしかずとみなし、人情の常に反す、極めて苦衷を写すのである——と。この説は恨みを言うことはなほだ切実ではあるが、されど詩意は必ずしもそうではないのである。

* * *

前稿補訂

- 『杜律詳解』訳注稿(一)「文化と情報」第三号
- 38頁上段31行目 乾隆五十六年「二七一七」↓乾隆五十六年「二七九一」
- 38頁下段3行目 夏漢襄陽↓夏還襄陽
- 38頁下段5行目 沿襲其謬↓沿其謬
- 38頁下段13行目 抗世駿↓杭世駿
- 『杜律詳解』訳注稿(二)「文化情報学部紀要」第二卷
- 146頁上段20行目 岑参(七一五〜七六九) ↓岑参(七一五〜七七〇)
- 『杜律詳解』訳注稿(四)「文化情報学部紀要」第三卷
- 163頁上段7行目 崔季童↓崔季重
- 163頁上段24行目 崔季童↓崔季重
- 167頁下段13行目 自は自なり↓自は我なり
- 『杜律詳解』訳注稿(八)「文化情報学部紀要」第七卷
- 145頁下段22行目 湖指洞庭↓湖指洞庭
- 145頁下段23行目 驪駒逸詩篇名↓驪駒逸詩篇名
- 145頁下段23行目 見漢書儒林傳↓見漢書儒林傳
- 145頁下段25行目 珂馬勒之節↓珂馬勒之節

- 145頁下段26行目 其數有^(注19)等差一↓其數有^(注18)等差一
- 146頁上段3行目 江湖散人耳↓江湖散人耳
- 157頁上段21行目 小人を抑える手段だ↓小人を抑える手法だ
- 『杜律詳解』訳注稿(九)「文化情報学部紀要」第八卷
- 120頁下段10行目 転接の手段で↓転接の手法で
- 122頁上段6行目 (写)するためのもの。↓(写)するためのもの。
- 123頁下段14行目 青史無勞↓青史無勞
- 128頁上段13行目 と訓点を施すのは、誤り。の下に追加。庾開府は、北周の庾信(五一三〜五八二)のこと。

『杜律詳解』訳注稿(六)「文化情報学部紀要」第九卷第二号

- 150頁下段26行目 崔旰↓崔旰
- 150頁下段27行目 崔旰↓崔旰
- 151頁上段4行目 崔旰↓崔旰
- 151頁上段5行目 崔旰↓崔旰
- 151頁上段6行目 崔旰↓崔旰
- 151頁上段13行目 増広本に挙げる。の下に追加。但し、旰は旰の訛字。
- 151頁下段2行目 崔旰↓崔旰「旰」
- 151頁下段4行目 崔旰↓崔旰「旰」
- 151頁下段10行目 崔旰↓崔旰
- 151頁下段11行目 崔旰↓崔旰
- 151頁下段13行目 崔旰↓崔旰
- (注1)に追加。なお、崔旰については、訳注稿(一)「杜文貞公伝」に「永泰元年、(巖)武卒す。公依る所無し。属たま崔旰乱を作し、蜀大いに乱る」とあり、その(注56)参照。なお、旰は旰の訛字。
- 151頁下段14行目 崔旰↓崔旰「旰」
- 『杜律詳解』訳注稿(五)「文化情報学部紀要」第十卷
- 134頁下段18行目 (注18)に追加。但し、植木久行『唐詩歳時記』(講談社学術文庫、一九九五年)は、詩歌にみられる「楓樹」について、紅葉の美しい木を代表させた言葉だとし、清の呉其濬『植物名実図考』卷三十五の「江南、凡そ楓樹の又歧有る者、多く呼びて楓と為し、尽くは類を同じうせず」とあるのを挙げて、今日使う「モミジ」とほぼ同じ用法だと説く。

144頁上段2行目 燕子当_レ去而更飛↓燕子当_レ去而更飛飛
 144頁上段3行目 然_{レトキモ}豈_ニ可_キ終_ズ住_ラ者_{ナランヤ}乎_一↓然_{レトキモ}豈_ニ可_キ終_ズ住_ラ者_{ナランヤ}乎_一
 148頁上段13行目 挙げるの拠る↓挙げるのに拠る
 148頁下段2行目 便橋は、長安城西門の便門。咸陽橋ともいう。↓便橋は、長安城西門の開遠門と咸陽を結ぶ街道「咸陽路」の渭水にかかる橋の名。西渭橋、咸陽橋ともいう。このこと、松浦友久編『漢詩の事典』（大修館書店、一九九九年）「Ⅲ 名詩のふるさと（詩跡）」（植木久行執筆）の「渭城」の項参照。

151頁下段22行目 金仙玉真↓公主↓金仙玉真↓二公主
 151頁下段24行目 如_二金仙玉真之類_一↓如_二金仙玉真之類_一

151頁下段25行目 此說更_ニ為_レ優_{ナリト}也↓此_ノ說更_ニ為_レ優_{ナリト}也
 159頁下段15行目 荒煙蔓草ともいう。この一文、17行目の荒れ果てていることの喩え。の次に移す。

167頁下段6行目 (注40)に追加。東陽の『夜航餘話』巻下に、これを批判して「近ごろ随園詩話の話を除て詩ばかり抄して世に刊行す。うつけわざのかぎりなりけり」という。

この他、訳注稿(丸)、065「院中晚晴、西郭の茅舎を懐ふ」詩(「文化情報学部紀要」第八巻)の尾聯の詳解に杜甫の幕府務めの労苦について述べ「其務甚勞苦、晨_ニ入_レ夜_レ歸_ル、非_レハ有_レ疾_ニ病_ニ事故_一、輒_レ不_レ許_レ出_{コトヲ}」^{なまよう}というのは、中唐・韓愈「張僕射に上る書」(『韓昌黎集』卷十七)に徐州節度使の使院(節度使の役所)の慣例として「九月自_リ明年二月の終りに至るまで、皆晨_ニ入_レり夜_ニに歸_ルる、疾病事故有るに非_ズれば、輒_レ出_スづるを許_サずといふこと有り」というのを援用した表現。

また訳注稿(虫)「文化情報学部紀要」第十巻)の095「秋興八首」其三の第三句「信宿漁人還_レ泛_レ泛_一」の(還)字について、詳解に「還は復なり。循環して已まざるの義」とあるのは、その(注12)に挙げたように釈大典『詩語解』に基づくが、続けて「因って転じて罷む可くして罷まざるの辞と作す」というのは、これも釈大典『詩家推敲』巻二に、この句と晚唐・鄭谷「十日の菊」詩の「曉庭還_レ繞_レ折_レ殘_レ枝_一」等の例を挙げて「可_レ罷_ム而不_レ罷_ム之_レ辭ナリ」と解するの_二に拠る_一。なお、訳注稿(虫)の脱字や訓点の脱落箇所、それに「便橋」の語釈の不備については、澤崎久和氏よりご教示いただいた。

(二〇一一・九・一一初稿)

にのみや・としひろ／文化情報学部教授
 E-mail: minomiya@sugiyama-u.ac.jp

(二〇二二・一・四補筆)